

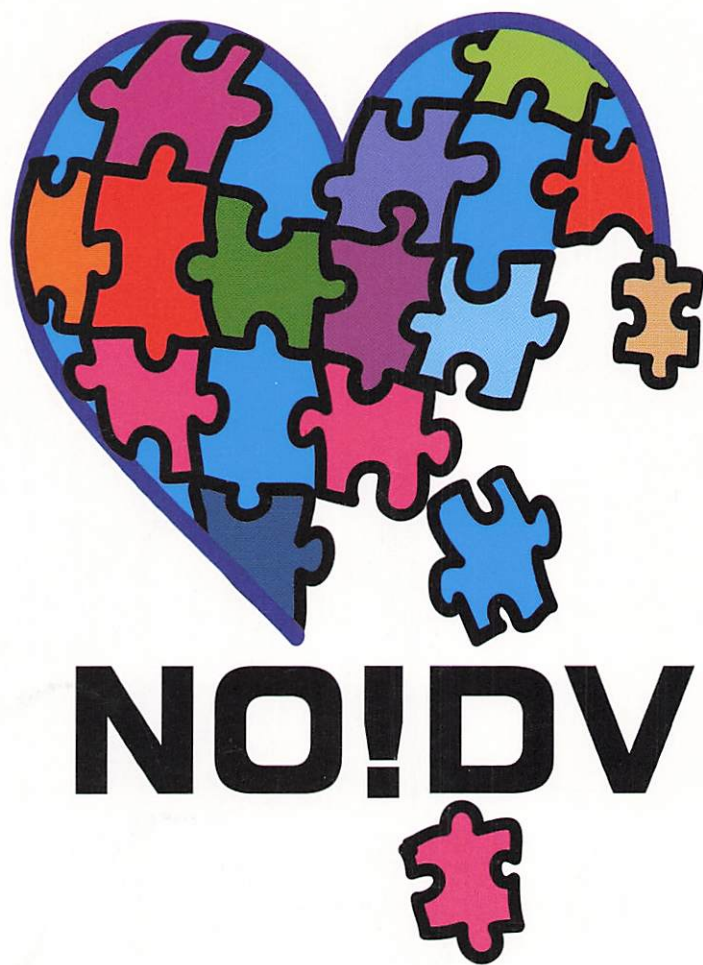
災害を乗り越えて

パープルリボン
プロジェクト事業

Wake Up 人権!

～暴力の連鎖を断ちきる～

第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ
大会報告書



開催日：2011年**11月19日(土)**
20日(日)

会場：開会セレモニー・基調講演・
パネルディスカッション
仙台市民会館大ホール

交流会
仙台市民会館展示室

分科会・全体会

エル・パーク仙台(仙台市男女共同参画推進センター)・他

主催：第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ実行委員会

NPO法人全国女性シェルターネットワーク

災害を乗り越えて Wake up 人権！ ～暴力の連鎖を断ちきる～

第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ

2011年11月19日(土)～20日(日)

会 場：仙台市民会館大ホール／エル・パーク仙台(仙台市男女共同参画推進センター)・他

主 催：第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ実行委員会

NPO 法人全国女性シェルターネット

**後 援：内閣府、厚生労働省、宮城県、宮城県教育委員会、宮城県警察本部、仙台市、仙台市教育委員会、
財団法人せんだい男女共同参画財団、財団法人仙台観光コンベンション協会、社団法人宮城**

**県医師会、社団法人仙台市医師会、宮城県女医会、読売新聞東北総局、朝日新聞仙台総局、
毎日新聞仙台支局、日本経済新聞社仙台支局、共同通信社仙台支社、NHK 仙台放送局、
TBC 東北放送、仙台放送、KHB 東日本放送、宮城テレビ放送**

協力団体：フィリップモリスジャパン株式会社、河北新報社、国際ソロプチミスト

ごあいさつ

第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ実行委員会 委員長 **八幡 悦子**

ご参加のみなさま、ありがとうございました。

延べ参加者数合計1,500名(初日が850名、2日目が650名)の参加者が集い、160人にも及ぶボランティアスタッフに集まっていただきました。

実行委員会のみなさま、ボランティアのみなさま、心より御礼申し上げます。

関係各所のみなさま、御支援ありがとうございました。心より山盛りの感謝を申し上げます。

実は、シンポジウムを行うだけで、かなりの覚悟でした。ハーティ仙台は専従もいない状況で続けて来たからです。その上に大震災でした。突き動かされる様に被災地支援も開始してしまいました。活動の合間に仕事していたようなものかもしれません。基調講演・パネルディスカッションの講師を務めてくださったみなさま、素晴らしいお話ありがとうございました。分科会担当のみなさま、御苦労さまでした。シンポジウム開催の先輩の皆様、御指導ありがとうございました。何度も何度も教えていただきました。震災の影響で、分科会の数も半減しました。多くの団体の皆様に、準備段階で御迷惑もおかけしました。

なのに、たくさんの皆様が、仙台まで来てくださいました。みなさまの御蔭で、シンポジウムもおおいに盛り上がりました。更に、多くの方が被災地にも足を延ばしてくださいました。被災地みやぎ仙台を見てくださって、ありがとうございます。震災は、復興まであと何十年もかかる傷跡を残しております。でも、全国からの支援で、前向きに進んでいる仙台でもあります。それを感じていただけたと、思っております。

辛い年ではありましたが、全国、全世界の愛を感じた2011年でした。もう、バーンアウトしてもいい気分です。ですが、被災地のDV相談・支援業務が押し寄せております。あと1年は、走り続ける必要がありそうです。でもハーティ仙台の仲間が言います。「あのシンポジウムの準備を思えば、なんでもできる」と。だれも具合悪くもならず、「楽しかった」と感想を述べております。おおいに鍛えていただいた体験でもありました。あのあふれる感動を胸にDV・性暴力の暴力根絶に進みたいと思います。

目 次

ごあいさつ

開会セレモニー 5

基調講演 11

パネルディスカッション 28

分科会 52

交流会113

第14回全国シェルターシンポジウム2011in 仙台・みやぎ 114

日 程

1日目

【11月19日・土曜日】

会場：仙台市民会館大ホール

11:00 受付開始

12:30 開会セレモニー

13:15 基調講演 「DV・性暴力被害女性への支援」

14:45 15分間休憩

15:00 パネルディスカッション 「災害を乗り越えて～女性支援の視点から～」

17:30 パネルディスカッション終了

18:30～20:30 交流会 ※会場は同会館展示室

2日目

【11月20日・日曜日】

会場：エル・パーク仙台

9:00 受付開始

9:30 分科会A

- 1 大規模災害時における被災者支援 ～ジェンダーの視点から～
 - 2 医療とDV ―医療の場における支援とネットワークの必要性について―
 - 3 DV被害者の貧困と自立支援
 - 4 シェルターネットと多文化共生
 - 5 DV関連法制と被害者支援の実際
- ワークショップ 障害のある女性の生きにくさの課題
―障害女性複合差別調査・中間報告―

12:00 昼食

13:00 分科会B

- 1 「大震災に遭遇した子どもたち」と「DV家庭の中で育った子どもたち」
- 2 いまあらためて問う 女性のための医療とは
～SACHICOのこれまでとこれから～
- 3 デートDVへの取り組みからみえてくる現状 ～私たちの今できることとは～
- 4 議員フォーラム
- 5 DVの中の子どもの救出と回復

15:30 15分間休憩

15:45 全体会・大会アピール エル・パーク仙台 ～6F ギャラリーホール～

16:15 閉会

開会セレモニー

司会：みなさま、こんにちは。ただいまより「第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ」を開催いたします。本日はようこそ仙台へお越しくださいました。私は司会を担当いたします実行委員会委員の遊佐みゆぎと申します。女性の視点から災害を乗り越えて、このパープルリボンのように女性と子どもへの暴力のない社会を目指して、その願いをこめて進行してまいります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

開会セレモニーに先立ちまして、今年3月11日東日本大震災で多くの貴い命が失われました。ご冥福をお祈りしまして1分間の黙祷を捧げたいと思います。どうぞ、みなさまご起立をお願いいたします。黙祷。

それでは主催者のご挨拶です。第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ実行委員会実行委員長 八幡悦子よりみなさまにご挨拶を申し上げます。

実行委員長：みなさま、シェルターシンポジウムにご参加ありがとうございました。津波もあり、できるかどうか自信がありませんでした。ボランティアをする方も集まっていたかどうかわからないと思いました。余震が続き、計画してもみなさま本当に来てくださるかどうかわかりませんでした。でも全国のみなさまからたくさん支援のメッセージと支援金も届きました。そして市内の仲間の方々、起業している方からも“こういうときだからこそ、やろう!”と、すぐ電話やファックスが来ました。それが私たちの背中を押してくれました。心から感謝しております。正直、精一杯でたいへんでした。仲間は有給を使い果たし、民生委員をしている人は会議中に構想を練り、仕事の後に準備しました。それでも至らないことがいっぱいあると思いますが、貴重な講演、熱い語り合いはお互いに多くのものを学び、勇気を得ることになると思います。このことが全国の暴力防止運動を前に推し進めてくれると信じています。熱く楽しく、かつ安全に大会が進行できるように全力を尽くしております。どうぞみなさま、DV・性暴力根絶の知恵と情熱を積み上げて膨らませてお持ち帰りください。そして被災地は少しずつですが確実に前進していると全国の方々に伝えてください。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

司会：実行委員長からのご挨拶でした。本日はたいへんお忙しい中、多くのご来賓の方々にお越しいただきました。ご来賓の方々からご祝辞を頂戴いたします。小宮山洋子厚生労働大臣がお越しいただく予定でしたが、どうしても来られませんので本日は厚生労働省雇用均等と児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官 大場寛之様、よろしくお願いいたします。

大場：みなさん、こんにちは。厚生労働省の大場と申します。平素は、被害を受け、さまざまな困難を抱える女性の支援にご尽力いただいております。改めて御礼を申し上げます。当初は小宮山大臣が出席し、ご挨拶させていただく予定でしたが、本日はどうしても出席が叶わないこととなり大変残念がっておりましたことをはじめにお伝えいたします。それでは小宮山大臣の挨拶を

代読させていただきます。

第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎの開催にあたり、ひと言挨拶させていただきます。はじめに東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されたみなさまに改めてお見舞い申し上げます。被災地の復旧復興に全力で取り組んでおりますが、こうした状況の中で関係者のみなさまのご尽力により、この大会が開催される運びとなりましたことに心から敬意を表します。私はDV法制定当時、参議院共生社会に関する調査会に設けられた女性に対する暴力に関するプロジェクトチームの副座長として、30回にわたるヒアリングや討議を重ね、法律案を取りまとめ、その後の国会での審議成立に携わりました。このDV法成立後、厚生労働省では婦人相談所などの専門職員の配置や相談体制の充実、母子生活支援施設の充実など暴力による被害者の支援を強化してきました。しかしながら全国の婦人相談所や婦人相談員に寄せられる夫等の暴力に関する相談件数は年々増加しています。こうした状況のなか、被害者支援のなかでも被害者が安心して生活を営まれる場所の確保は重要性を増しています。NPO法人全国女性シェルターネットをはじめ、参加されているみなさまはこうしたシーンをDV法成立以前から一貫して被害者の立場に立ち、きめ細かに行ってこられました。現在、全国約100カ所ある民間シェルターへの一時保護委託は年間約600件にのぼっています。行政としてもみなさまの取り組みに応えるべく、平成20年度21年度には委託費の引き上げを行ったほか、今年度からは新たに恋人からの暴力被害者に対しても民間シェルター等への一時保護委託を行うことができるようにしました。今後とも被害者の保護支援にあたっては民間団体のみなさまと行政との連携をさらに進めていくことが必要と考えています。今日から2日間のこの大会では、災害時の女性への支援についての議論をはじめ、専門家を迎えての基調講演、パネルディスカッション、11の分科会とたいへん充実したプログラムとなっています。この大会での議論が女性に対する暴力の連鎖を断ち切ることにきっと大きく貢献することと信じています。大会のご成功とみなさまの今後ますますのご発展を心からお祈り申し上げます。 厚生労働大臣 小宮山洋子

本日はおめでとうございます。

司会：ありがとうございました。続きまして内閣府特命大臣からのご祝辞です。本日は内閣府男女共同参画局推進課暴力対策室長 原典久様、よろしくお願いいたします。

原：内閣府男女共同参画局で女性に対する暴力対策を担当しております原と申します。みなさまには日ごろからお世話になっており、改めて御礼申し上げます。本日は内閣府特命担当大臣、男女共同参画担当大臣の蓮舫大臣の挨拶を代読させていただきます。

はじめに東日本大震災で被災されたみなさまに深くお見舞い申し上げます。本日第14回全国シェルターシンポジウムが仙台市において開催されますことを心からお祝い申し上げます。また、日ご

ろからみなさま方が配偶者からの暴力の被害者の方々への支援のため、熱心に活動されていることに対し、心から感謝申し上げます。配偶者からの暴力の被害者に対する支援は言うまでもなく重要な課題であり、内閣府においても本年2月から3月にかけて、みなさま方のご協力を得てパープルダイヤルを実施しました。4月以降、全国女性シェルターネットのみなさま方にパープルホットラインを実施していただいているところであり、その熱意とご努力に深い敬意を表します。また現在、内閣府では東日本大震災による女性の悩み暴力相談を実施しておりますが、今後とも拡充しながら行っていきたいと考えております。相談事業の運営、相談員の派遣等、各方面にわたってみなさま方のお力添えを賜りたく心よりお願い申し上げます。最後になりましたが、本シンポジウムが仙台市のみなさま方のご努力によって本日開催されることに至ったことに対して改めて敬意を表します。被災地仙台市で開催されることにより、さらにいっそう意義深いものになることと思います。本シンポジウムの成功と、みなさま方のますますのご活躍、ご健勝をお祈り申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

内閣府特命担当大臣、男女共同参画担当大臣 蓮舫 本日はおめでとうございます。

司会：ありがとうございました。続いて宮城県知事村井嘉浩様からのご祝辞を頂戴いたします。本日は三浦副知事様にお願い申し上げます。

三浦：村井知事、本日はあいにく南三陸町に行っており、出席が叶いません。私から知事のお祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

第14回全国シェルターシンポジウムの開催をお祝い申し上げますとともに、全国各地からご来県いただきましたみなさまを心より歓迎申し上げます。本日ご臨席のみなさまにおかれましては、日ごろからDV被害者の保護や支援などにご尽力をされており、深く敬意を表しますとともに厚く御礼申し上げます。また、東日本大震災の発生後は全国のみなさまから温かい支援をいただいていることに対し、心から感謝申し上げる次第であります。これまでの国内外からの温かい支援や関係者のみなさまのご努力により復旧復興への歩みは着実に進展しつつあるものと認識しております。県といたしましては先に策定いたしました宮城県震災復興計画に基づき、県民のみなさまとともにふるさと宮城の再生とさらなる発展に向け、全力で取り組みを進めてまいります。このような中、“災害を乗り越えて Wake Up 人権! ～暴力の連鎖を断ちきる～”をテーマに、宮城の地でこのシンポジウムが開催されることは非常に意義深いものと考えております。ご承知のとおり、震災による生活環境の変化に伴い、DVなど女性への暴力等の増加が懸念されているところであります。県ではこれまでも配偶者からの暴力の防止、および被害者への支援に関する基本計画に基づき、各種の施策を推進してきたところでありますが、これからの復旧復興に向けましても関係機関との連携をいっそう深め、被害の未然防止および被害者の保護支援に引き続き取り組んでいきたいと考えております。震災からの復興、宮城のさらなる発展に向けた道のりは長く険しいものになることと思

ますが、引き続きみなさまからご支援を賜りますようお願い申し上げます。結びになりますが、本シンポジウムが有意義なものとなりますことと合わせ、ご参加のみなさまの今後ますますのご活躍、ご多幸を祈念申し上げお祝いのご挨拶といたします。 宮城県知事 村井嘉浩

司会：ありがとうございました。さてみなさん、政令指定都市で初の女性市長が誕生しました。仙台市長の奥山恵美子様からよろしくお願い申し上げます。

奥山：みなさまこんにちは。本日は全国からこの仙台によろこそおいでいただきました。さきほど、八幡実行委員長さんのお話にありましたように3月11日の後、このシンポジウムが秋に開けるのだろうかと私自身もちょっと気持ちが弱くなったということもございましたが、その後、全国の大勢のみなさまから励ましをいただき、いろいろな物的、マンパワーのご支援もいただき、こうして開催できることを今、感無量の思いで立たせていただいております。仙台的この震災の中で改めてこの社会に男女共同参画がどれほど根付いているのか、またそれは 今どれほど多くの課題を抱えているのか、そのことが改めて明らかになったように思います。例えば、いろいろな避難所で炊き出しが行われましたが、あたかも当然のように“それは婦人会のほうでやってくれるんでしょ”というようなことが出たりですとか、いろいろなところで避難所施設が充分でなかったというような問題もありますが、着替えをする場がなく布団の中で着替えしたとか、ちょっと見ただけではなぜそれが問題なのという方もいるかもしれませんが、よく考えていくと“それっておかしいよね”ということがたくさん起きました。そうした私たちの社会のまだまだ男女共同参画の面で不十分な部分が今日のテーマであります“女性と暴力 人権”といったようなものの根底には横たわっているのではないかと思います。仙台はおかげ様で7月の30日に避難所はすべて閉鎖され、被災された方々はそれぞれの応急仮設住宅にお移りいただいているところでございます。そして、今回の震災の中では、これは仙台的震災に一番特徴的なことだと思うのですけど、いわゆるプレハブの応急仮設住宅に移られた方が1500世帯、そして全体で1万世帯になりますみなさまの内、8500という大多数のみなさまはこの広い仙台的市域の民間アパートのみなし仮設というものに入っているわけでございます。この制度は私はとても素晴らしい制度で、今後もし大震災のようなものが都市で起きた場合には、こういった制度がさらに使われるのだろうなと思って評価はしているところでございますが、ただ地域の中にそうした民間のアパートというかたちで被災者の方がいわば埋もれてしまうということも懸念されるところでありまして、孤立したご家庭の中でやはり女性や子どもに対する暴力がこれから起こってくるのではないかとということが懸念されております。全国からいろいろなご支援をいただく中で、そうした今仙台的で危惧されること、そしてまた課題の方策を見つけていかねばならないことにも一緒に立ち向かっていきたいと思っております。ご承知のとおり仙台的はたいへん女性グループの活動が熱心なところでございまして、このシェルターについてもいろいろな形でこれまで取り組んでくださった民間のグループのみなさま、今日も運営スタッフとしてお力をいただいております。全国のみなさまとさらにこの課題を深め、震災に合ったときに社会の弱さがみえてくるということをしかりと、日本の明日をここから考えていければ嬉しいと思いま

す。全国からのご支援に重ねて感謝をし、そしてまた仙台は来年に日本女性会議も開催してまいりますので、男女共同参画等、震災というテーマを今年また来演と続けて深めていけることを私自身の課題としながら今日の開催の挨拶とさせていただきます。本当にみなさん、そして運営スタッフのみなさん、ありがとうございます。

司会：ありがとうございました。本日は地元宮城県選出の国会議員を代表していただき、参議院議員 岡崎とみ子さまからご祝辞を頂戴いたします。

岡崎：みなさん、こんにちは。参議院議員の岡崎とみ子でございます。第14回全国シェルターシンポジウム2011in 仙台みやぎの開催おめでとうございます。まずは主催されたみなさま、実行委員会のみなさま、本当にご苦勞様でございました。心から敬意を表したいと思います。全国からお集まりいただいたみなさま、日頃からたいへん大きな働きをされておられます皆様にも敬意を表したいと思います。DVとは表に出にくいというのがひとつの大きな特徴でございます。そして自分自身が被害者であるのに訴えることができない。それよりも自分が被害者であるという認識すらできないこともあるというのが、問題の深刻さを物語っていると思います。そうしたみなさんを保護するために、あるときは被害者を発見し、あるときは寄り添って、また保護し、被害者を保護するための施策やしっかりとした取り組みを行うということのために政府に対して行政機関に対し、私たち政治家に対してしっかりと要求されてきたのも全国のみなさま方でもございました。DV法が起草され、提案されました参議院の共生社会調査会には私も最初のメンバーとして議論には加わってきたという経緯がございます。その後昨年、男女共同参画担当大臣としてDV法に関して強く思いましたのは、こうした法律をつくるためにたいへんな原動力になってくださったのがみなさまでしたし、またそれを実態のあるものとして日ごろ実践された中から法律を生かしてくださいましたのもみなさまでした。また、そうした活動の中から法律に限界があるということを示してくださって、2回の法律改正にも原動力となってくださったのもみなさま方でした。そして昨年12月に第3次の男女共同参画計画DV法に触れておりますのは、制度運用面について実態に即して見直しも含めて取り組みを充実強化するというように記載しております。これから私たちは政府と一緒に、どう取り組むべきなのか。まだ制度政策面の足りない問題について、どうあるべきかということについて、今日と明日を通してしっかり勉強し、みなさまからエネルギーをいただき、私も国会で活動していきたいと思っております。今回は“災害を乗り越えて Wake Up 人権!”そして“暴力の連鎖を断ち切る”というテーマを掲げておいででございますけれど、今、奥山市長がおっしゃいました。あの避難所生活の苛酷な中で女性たちはものを言っていくことができなかった、あるところでは暴力が起きたのにそれを発見することができなかった、女性にはたくさんのニーズがあったのに、その配慮がなく不足したなど、そういうことがたくさん明らかになりました。そして仮設住宅に移って外からは見えにくいという状況の中で、そのストレスがDVにまで向いてしまうという状況が起きているということでございます。私たちはこういう状況は、やはり日ごろから人権というもののについての意識が社会全体で弱いのではないか、女性の権利に対する意識の弱さというものがこうい

う暴力を起こしているというふうに感じています。みなさまと一緒に Wake Up 人権！このことを私たちもずっと声をあげ続けていきたいと思います。今日明日の会の成功を心からお祈りし、ご挨拶とさせていただきます。ご苦労様でございます。

司会：岡崎さま、ありがとうございました。それではここでご来賓のみなさまをご紹介させていただきます。

厚生労働省雇用均等 児童家庭局女性保護専門官 斎藤克也様

DV 被害者支援に民間と積極的に取り組まれている大阪府阪南市からさらに市としても積極的に取り組みたいと熱心な思いで視察においでいただきました阪南市長の福山敏博様

今回、震災で甚大な被害を受けた岩手県で、被災女性の復興支援に尽力なさっている NPO 法人参画プランニングの岩手副理事長の田端八重子様

さて、今日のシンポジウムにたくさんのメッセージがありました。そのなかにおきましても昨年の開催地 福岡県久留米市長の檜原利則様のメッセージをここでご紹介いたします。

「今年のシェルターシンポジウムは東日本大震災という未曾有の大災害を乗り越えての開催となりました。被災されたみなさまには心からお見舞い申し上げます。この試練を乗り越えて本日の開催にご尽力されたみなさまの勇気と熱意に、そして日々復興に向けて取り組んでおられるすべてのみなさまのご労苦に心から感謝と敬意を表します。久留米市では、平成22年度に DV 対策基本法を策定し、DV の防止や被害者対策に積極的に取り組んでいるところですが、去年は九州沖縄で初めてのシェルターシンポジウムが開催され、市民の DV についての関心を高める機会となりました。また、閉会式の間をお借りし、全国に先駆けて“DV のないまちづくり宣言”を行い、シンポジウムの開催が久留米市の取り組みをいっそう推進する力になったところです。今年の仙台でのシェルターシンポジウムの開催が女性に対する暴力の根絶と男女共同参画の視点に立った復興の実現のために大きな力となることを確信しております。結びになりますが、ご参加のみなさまのご健康と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。 平成23年11月19日」

久留米市長檜原利則様から頂戴いたしました。ありがとうございました。

そのほか、たくさんメッセージをいただいております。ロビーのほうに掲載しておりますので、どうぞご覧ください。

さて、以上で開会セレモニーを終了させていただきます。ご来賓のみなさま、本当にありがとうございました。

基調講演



DV・性暴力被害女性への支援

～性暴力救援センター・大阪 (SACHICO) 開設1年の経験も踏まえて～

性暴力救援センター・大阪 代表

阪南中央病院 産婦人科医師 **加藤 治子氏**

3月11日の午後2時46分、私は病院の手術室で婦人科の患者さんの開腹手術を行っていました。めまいのような大きな揺れを感じ、このままさらに大きな揺れがきたら、患者さんをどうしようと思っていましたが、揺れはそれで終わりました。手術が終わり、医局に戻りTVを見て、愕然としました。この日本列島を揺り動かすような未曾有の天災、あってはならない原発事故。これらの復興復旧もまだまだという本日、このような形で予定どおりにシェルターシンポジウムが開催されましたこと、実行委員の皆様をはじめ関係者の皆様の熱意とご努力のたまものと心より敬意を表します。そして、私をこの場にお招きいただきましてお話をさせていただきますことを心より感謝いたします。

私は昨年4月1日に、仲間や協力していただけた人たちと共に「性暴力救援センター・大阪」を開設することができました。これを開設するに至った経緯と、1年半経った現状についてご報告させていただきます。

DVとは、皆様方よくご存じのように夫、恋人など親しいパートナーからの暴力であり、身体的、精神的、社会的、経済的、性的暴力を含みます。ところが性的暴力というのはあまり表には出てきません。多くのDV被害者の方たちは性的暴力も受けているはずなのですが、夫婦や恋人との間のことだからとたいへんな思いを

されていても、それが暴力だと認識されている方はそんなに多くありません。ところが産婦人科におりますと、そういった事での悩みを打ちあけられる場合が少なくありません。

DV(Domestic Violence)

1.定義

夫・恋人など親しいパートナーからの暴力

2.暴力の種類

身体的、精神的、社会的、経済的、性的

3.頻度

United States: 0.9-20.1% (妊婦 3.9-8.3%)

本邦(内閣府調査): 19.1% (妊婦に関しては不明)

4.法律

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律(DV防止法) 2001年10月施行

こうしたDVも含め、性暴力とは何なのかと定義を考えると、国連に「経済社会局女性の地位向上部」というところがあり、そこで発行している「女性に対する暴力に関するハンドブック」の中では「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」という定義になっています。

性暴力とは

身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの

「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」

国連 経済社会局 女性の地位向上部 著

国連の勧告

女性20万人に1か所の

レイプ・クライシスセンターを設置する

私自身はちょっとピンとこなかったのですが、“身体の統合性”というのは平たく言えば、“わたしの身体はわたしのもの”という感覚を奪われるということではないでしょうか。それから“性的自己決定権を侵害するもの”というのはそのまま理解できます。そして国連の勧告として、「女性20万人に対して1か所のレイプクライシスセンターを設置すべき」というものが出ています。ところが日本では昨年4月に大阪にできた SACHICO と、7月からスタートした警察庁主導の“ハートフルステーションあいち”と、民間のものと公的なものとたった2カ所だけ、ようやく出来たのです。しっかりと公的な施策としてできたものでは、まだまだありません。

性暴力をもう少し平たく考えますと、“同意のない、対等でない、強要された性的行為”は、すべて性暴力といえるでしょう。そこには“レイプ、強制わいせつなどの性暴力”、それから“子どもへの性虐待”があります。これは暴力の内容は同じなのですが、父親、兄、祖父など保護的な立場のものからの性的行為を性虐待と日本では区別していることが多いです。それからDVとしての性暴力、その他ポルノを撮る、盗撮するなどすべて性暴力といえます。主に被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を脅かすもので、人権を侵害するという意味で同質のものであります。ただ被害者と加害者との関係性が異なる、知人のときもあれば、見知らぬ人の場合もあります。性虐待の場合は、もっと身近にいる父親であり兄であるわけです。それからDVの場合は夫であり恋人であり、被害者と加害者の関係性の違いがありますが、被害の中身はまったく変わらないと言えます。

性暴力とは

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力

1. レイプ・強制わいせつなどの性暴力
2. 子どもへの性虐待
3. DVとしての性暴力

これらは、「被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を脅かす」という意味で、同質のものである。ただ、被害者と加害者との関係性が異なるだけである。

私の勤務している阪南中央病院は大阪府の真ん中の松原市にあります。年間700ほどの分娩を扱っている総合病院であり、現在、産婦人科医師は総勢7名(女性6名、男性1名)という状況で、地域周産期センターとして機能している病院です。2001年にDV防止法が成立し、その前後から私たちもDVという言葉を知ることになりました。それまでは家庭内暴力、あるいは夫の暴力というような言葉しかなく、どう関わったらいいのかわからず、気の毒だけども見過ごしてしまうような場合があったわけです。DVという言葉が出てきて私たちも認識するようになると、より事態が明確になってきまして、DV事例を把握することができるようになり、DVは決して我慢することではない、女性の人権を損ない、人間性を非常に損なうものであるということを伝えることによって、妊婦さん自身に認識してもらえるような事例がよくみられるようになってきました。

DV事例173例の受けた暴力の内容は、ほとんどの方に精神的な暴力がみられていますが、

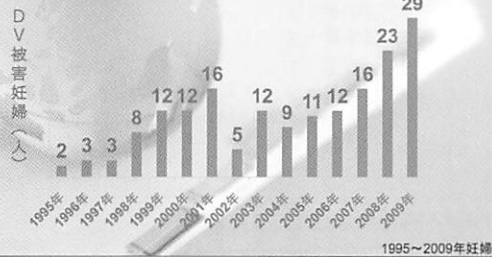
DVと認識できた事例数の年次推移

(1995年～2009年 阪南中央病院)

妊娠12週以降の総分娩数:10469例

DV被害妊婦総数:173例(1.7%)

1995～2009年:157例(2.2%)

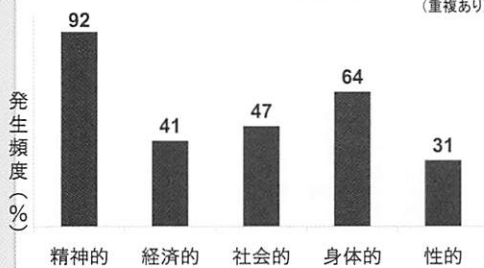


性的な暴力も31%というようにけっこうな頻度でみつかっております。

DV173例の受けた暴力の種類とその内訳(妊婦)

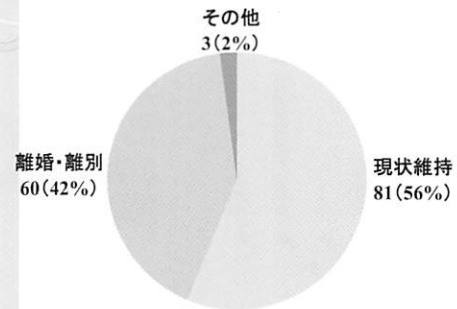
1995～2009年阪南中央病院

(重複あり)



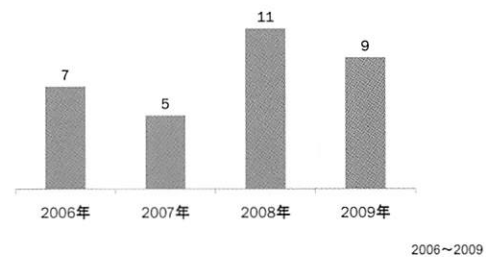
これらの方が調査の時点でどうなっていたかをみると“現状維持”が半分、“離婚離別している”のが42%でした。かなりの割合で別れています。別れるのがいいというわけではないのですがDVの状況をずっと我慢していくということは決して女性自身、そして生まれてきてこれから育つ子どもにとっていいとはいえません。だめなものなら早く別れたほうがいいという場合もあるわけです。若い女性の場合は、相手との関係性もまだ希薄ですし、子どもが小さいということ、それから女性自身にエネルギーがありますので、割に別れやすいのだと思います。「これはあなたが悪いのではないのですよ、暴力を振るうほうが悪いのですよ」と伝えることによって、女性自身が力をつけていき自分一人で子どもを育てていくことが少なくないのです。

DV144例の転帰

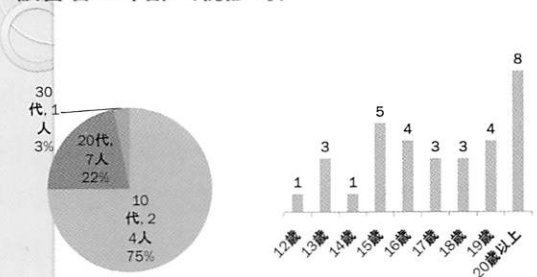


一方、病院に来るレイプや強制わいせつの被害者ですが、SACHICO 開設までは年間10例あるかなしかでした。でも一般の病院よりは多いです。4年間で32例ですが、年齢では10代が75%と多いです。

レイプ被害者の年次別推移

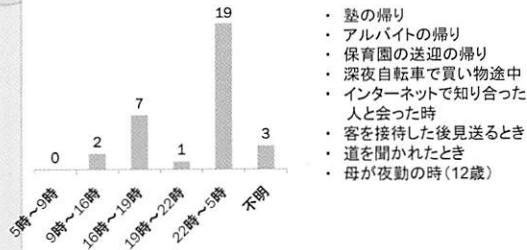
2006年1月～2009年12月
阪南中央病院 総数32例

被害者の年齢(初診時)



被害にあった時間帯は確かに夜間や夜中が多いのですが、昼間の明るい時間帯にも被害にあっていきます。

被害に遭った時間帯



2006～2009

被害の転帰（１）

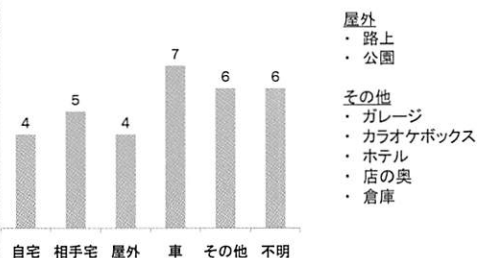
出産 2（2人とも里子へ）
 初期中絶 2
 中期中絶 2
 初期流産 1
 STD感染 2（2人とも治療）
 精神症状あり(PTSD症状含む) 11
 （重複あり）

2006～2009

場所は、夜中に暗いところを歩いていたからというのではなく、“自宅で、相手宅で” などなど思いがけない場所で被害にあうということも決して少なくありません。

その他、性感染症の方もいました。当然ですがPTSD症状を含め精神障害がいろいろ出た方たちがたくさんいました。

被害に遭った場所



2006～2009

出産に至ったのは2例、これはみつかったのが遅かったからです。初期中絶が2例、中期中絶が2例、流産が1例というように、32例中7例も妊娠して病院に来られています。この人たちは妊娠していなかったら黙って誰にも言わずに過ごすところだったのですが妊娠したので、苦しんだあげくやむを得ず病院に来て相談にのってもらったことになったわけです。

被害の転帰（２）

精神症状あり(PTSD症状含む) 11人
 ・ 家に閉じこもっている
 ・ 不眠・食欲不振
 ・ 外出が怖い
 ・ 自分が汚れたと感じる
 ・ 過換気発作
 ・ 自分なんかどうなってもいい
 ・ 直後：頭痛、肺が痛い、幻覚
 →夜中友人と出かける事あり、不安定、性の逸脱行動(1回も2回も同じや)、不登校
 ・ 外出時や交通機関利用時に急に怖くなる、混んだ電車の中で人に触れると気分悪くなる、ちゃんと起きられない、人を信じられなくなった
 ・ 事件のことになると真っ青になる

カウンセリング紹介 8人（4人は拒否）

2006～2009

私は阪南中央病院で36、7年にわたって産婦人科医師をしてきましたが、性被害を受けた女性たちへの産婦人科医療としての関わりは少なく、もっときっちりと関われないものか、被害の程度を少しでも軽くすることはできないものかと、ずっと考えておりました。勉強会だけはやっていましたので同じ思いを持っている人たちと何とかしようということになってきたわけです。

阪南中央病院というところは、地域医療を目指して市民運動から誕生した病院ですので、設立当初より妊産婦に対しても生活背景を考えた

支援をやってきた病院です。それから大阪には30年近く活動している草の根の女性団体“ウィメンズセンター大阪”があります。女性のからだの問題を自分たちで学んで発言していこうという団体で、性暴力やDV問題はとても深刻だと発信してきた人たちです。それから“性暴力を許さない女の会”は、チカン行為を注意したら後日レイプされたという地下鉄御堂筋事件をきっかけに被害者支援や電話相談を長年している団体です。大阪のノック知事の事件の時に被害者を支援しています。そして東京には“女性の安全と健康のための支援教育センター”という、この問題について啓蒙活動をしている組織があります。それから2008年から“性暴力禁止法をつくろうネットワーク”がスタートし、全国的に大きなうねりができています。これらを背景に、“性暴力救援センター・大阪”(SACHICO Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka)を開設することができたのです。そのまま訳すと“性暴力危機治療的介入センター大阪”となるのですが、危機に治療的に介入するを救援という言葉でまとめました。

「女性の安全と医療支援ネット」
性暴力救援センター・大阪 (SACHICO) 設立の背景

- 阪南中央病院 (1973~
- ウィメンズセンター大阪 (1984~
- 性暴力を許さない女の会 (1989~
- 女性の安全と健康のための支援教育センター (1999~
- 性暴力禁止法をつくろうネットワーク (2008~

このセンターが大事にしていることが3つあります。

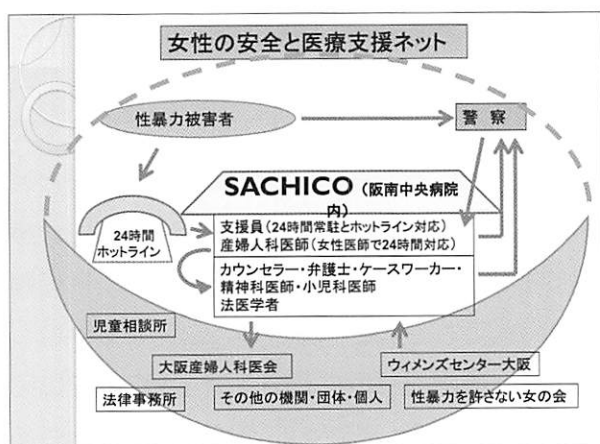
まず「被害直後からの総合的支援」です。被害を受けた方が誰にも言えずに、ずっと耐えているわけですが、誰かに相談しようと思ったときに電話がつかないというのでは、もうその気持ちが萎えてしまうということを考えますと24時間のホットラインがどうしても必要だということになりました。これは準備室のメンバーといろいろ議論した上で、とても自分たちにはそんな力がないという声はあったのですが、何とか作ろうということになりました。また、そこに支援員が常駐していて、そこに来てもらって支援をスタートさせる。何度も同じことを聞くのではなく、電話で聞いた中身はすでにわかっているから、さらに詳しい話を聞かせてもらう。そして話の中身から産婦人科的診療が必要だということでご本人が納得したら産婦人科の医師もそこにいるということを条件としました。産婦人科のある病院ですので、常に医者はおりますが、男性が泊まっている場合もありますので、女性の医師は自宅待機のシフトとし出てくるというようにしました。それから警察、弁護士、カウンセラーなど必要な機関への連携をとる体制をつくりました。まず、ワンストップ的な働きを持ったセンターをつくろうというようなことを目指しました。

2つ目は「当事者が自分で選ぶということを大切にした支援」です。性暴力被害とは、性による自己決定を奪われた被害なわけですから、一つ一つの支援を決してこちらから押し付けるのではなく、自分で選び自分で決めるということをしていただきます。それが回復につながるというように考えています。

3つ目は「被害からの回復と性暴力のない社会の実現のための活動」で、この3点を柱として活動を始めました。

性暴力救援センター・大阪（SACHICO）の基本理念
Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka
(性暴力危機治療的介入センター大阪)

- 1 被害直後からの総合的支援
24時間体制のホットラインと支援員の常駐による心のサポート
24時間の産婦人科救急医療体制と継続的医療
警察・弁護士・カウンセラーなど必要な機関への連携
- 2 当事者が「自分で選ぶ」を大切にした支援
- 3 被害からの回復と性暴力のない社会の実現のための活動



まず、性暴力の被害者は24時間ホットラインに電話してこられます。昔の被害を誰にも言えず、長年苦しんでこられた方が電話で話せてとても気持ちが楽になったと言って、それで終わる方も多いです。なかには“最近被害にあった、どうしよう”という方もいます。そういった方には“ぜひ来てください。お話を聞くだけでなく、あなたにとって必要な支援を提供できますから。特に産婦人科的な支援は時間が限られているのでできれば今すぐ来てください”と言います。来られたら支援員とお話をし、納得が得られれば産婦人科の診察を受けていただく。そしてさらにカウンセラーやケースワーカー、精神科、法医学者など必要な支援につなげていくことができます。ご本人が警察に言いたいとおっしゃった場合は、警察に通報します。

事件があった場所が所轄の警察になりますので、その所轄警察に連絡をします。とりあえずの事情聴取をし、証拠採取のものを持って帰ってもらいます。そして改めて警察のほうでさらに事情聴取となります。一度警察のほうとつながっていると、本人としても警察に行きやすい状況ができます。あとでという場合もあります。性暴力被害者本人が警察にとびこまれる場合があります。そこから“診察を受けましょう”とSACHICOに連れてきてもらうこともできます。さらに大阪の産婦人科医会、法律事務所、児童相談所などとの連携も作ることができました。支援員は、ウィメンズセンター大阪のメンバーが主になっていますが、さらに支援員養成講座を開催し、養成しています。現在は第3回目の講座を開いています。現在実働35人の支援員が24時間のシフトを組んで担っています。有償ボランティアではありますが交通費にもならないようなわずかな金額で担ってくれている状況です。

こうして全体として“女性の安全と医療支援ネットワーク”を形成することができました。これは阪南中央病院がとても協力してくれたということが大きな原動力になっております。

性暴力救援センター大阪の施設は、もと病院の事務長室と事務室でしたが、あけ渡してくれ、裏口から入ったところに移動してくれました。“この問題は医療としてやるべき意義のあることだ”と院長と事務長が認識してくれて、改装や必要備品などの協力をしてくれました。産婦人科外来は別にありますが、そこで他の患者さんや妊婦さんと一緒にいるというのはとても苦痛ですので、SACHICO独自の診察室を新たに作りました。シャワー室とトイレも置き、被害直後の方は、ここでまず証拠採取をし、シャワー

に入ってもらい洋服も新しいものを提供し、洋服も証拠として提出することができるようになっていきます。

待合室の奥をあけますと面談室です。ゆっくり話を聞いたり、数時間休んでもらうことも可能です。ホットラインで独自のケースシートを作っています。繰り返し電話される方も多いので、ケースシートをみながら対応しています。冷凍庫もあります。ここに証拠のものを保存しています。膣の内容物、中絶をした場合の絨毛組織を保存しています。これは将来 DNA 検査で父親が誰であるのかを判定するための証拠として保存しておきます。

[産婦人科医療としてすべきこと]

1) 心と身体に対する診断と治療

- ・まず「緊急避妊対策」です。性暴力被害で妊娠してしまうということがありますが、72 時間以内に緊急避妊ピルを内服することによって、ほとんど妊娠を避けることができます。
- ・「STD (性感染症) の検査」。被害直後の検査では、感染していても結果に出ないことがありますので、クラミジアなどの検査は2～3週間後に再度検査をする必要があります。そのときにマイナスであれば大丈夫といえます。エイズの HIV の検査は8週間過ぎないと検査結果に出てきませんから8週間後にもう一度検査します。だから最初だけ診ればいいわけではなく、2週間、8週間後も、その間に何かあれば何度もというように継続的な医療とケアをすることによって被害者が徐々に回復する経過を確認することができるわけです。
- ・「外傷の診察治療」診察し、外傷があれば治療します。

- ・「予防的投薬治療」これはクラミジアの感染症などの予防的投薬をします。
- ・「妊娠への対応」来られたときに既に妊娠している場合や緊急避妊薬を飲んでも妊娠してしまった場合は、ご本人の意思を確認し中絶をすることが多いです。
- ・それから「心のケア」これがとても大事です。とても辛く、悔しいみじめな思い、自分を責める思いをもって来られますので、“決してあなたは何も汚れてもいないし、自分自身を責める必要はまったくないのだ”ということを繰り返しお話しします。

2) もうひとつ「加害者対策」があります。

これは記録の保護と証拠採取。カルテにしっかり書くということが将来裁判になったような場合に必要になります。警察に先に行った場合は、警察で皮膚表面の可能なところは採取してくるのですが、婦人科的な部分ではできませんので膣内容物を採取します。警察に行かない場合も被害者の同意があれば、採取しておきます。本人の希望により、警察に証拠物の提出をしますが、決して無理に警察に言うということを勧めることはしません。とても後々しんどい思いをされる場合もありますので、“警察に言うことも可能ですよ”ということを伝えます。

3) 「精神科、外科、整形外科へ紹介」必要に応じ、それぞれの医療機関への紹介をします。

このように性暴力被害者に対しては、24 時間対応が必要ですし、診察にも配慮が必要です。それから一つ一つ納得してもらってからの診察ですので時間もかかります。継続的に診ていくということも必要です。これはクリニックや一般の病院において“いつでもどうぞ”というわけにはいかない、[被害者への医療]ということ

です。



性暴力被害者に対する産婦人科医療

1. 心と身体に対する診断と治療（初期対応と継続医療の重要性）

- ・緊急避妊対策
- ・STD（性感染症）の検査
（初診時・2週間後・8週間後検査）
- ・外傷の診療
- ・予防的投薬（主として抗生剤）
- ・妊娠への対応
- ・心のケア

2. 加害者対策

- ・記録の保護と証拠採取
- ・被害者の同意があれば警察への通報・証拠物提出

3. 必要に応じ、精神科、外科、整形外科などへ紹介

※24時間対応が必要、診療に配慮が必要、時間がかかる
→クリニックにおいても、病院においても
「いつでもどうぞ」とはいかない

【他機関との連携】

大阪府警とは、かなり密接な連携をとれています。警察に通報すると、初診時の費用は公費負担をしてくれます。中絶の費用についても初期中絶の費用（最大13万）を出してくれます。でも通報しても、「事件性がある」と認められなければ、出してもらえないという限界はあります。入院費用は出してもらえません。



大阪府警よりの公費援助

（平成18年4月1日施行）

1. 初診料
2. 診察・処置の費用
3. 性感染症検査の費用
梅毒・HIV・クラミジア・淋菌・B型肝炎
4. 診断書料
5. 緊急避妊措置と感染症対策
6. 人工妊娠中絶（最大13万円まで）
（1～5は初診時のみ）

大阪産婦人科医会との連携もとれています。産婦人科医師の多くは、性暴力の被害者に対し実際にどう関わったらいいかわからないと避ける傾向が強いです。SACHICOが2年目になってから、大阪を6ブロックに分け、研修会を開

催しており、関心を持つ医療関係者が徐々に増えております。

大阪弁護士会の22人の有志が手をあげてくれ、SACHICOに登録してくれています。うち男性は1人です。2週間を2人で担当してくれ、相談にのってくれます。ずいぶん多くの方が弁護士さんのお世話になっております。とても力強いです。

それから児童相談所です。大阪府、大阪市、堺市、奈良県、滋賀県の児童相談所と連携し、児童虐待の子どもさんたちを連れてきてもらっています。性虐待を受けた子どもさんを診る医療機関はまだ少ないので、滋賀県など遠いのですが連れて来られます。

それからウイメンズセンターなどの草の根の女性団体はカウンセリングを担当してくれています。



他の機関との連携について

- 警察
府民応接センターと捜査一課（ウーマンライン）との協力・合同研修
被害を通報すると初診時の費用等公費負担
- 産婦人科医会
大阪産婦人科医会の支持
産婦人科医師向け研修会開催
SACHICO特権女性医師を募集
- 弁護士（大阪弁護士会の有志）
22名の弁護士（うち男性1名）が2週毎の特権シフトを組んで協力
- 児童相談所
大阪府・大阪市・堺市・奈良県・滋賀県の児相と連携
- 草の根の女性団体（ウイメンズセンター大阪他）
カウンセリング担当
支援員の養成と育成（現在約35人の支援員で24時間のシフトを組んでいる）

【被害の実態】

1年経ちまして、電話件数は1463件でした。来所数は387件です。電話件数の中には無言電話やいたずら電話も200件から300件ほどはありますが、多くは被害にあった人たちの声です。初診でカルテを作った人が128人いました。レイプ・強制わいせつが78人、性虐待の子どもさんが36人、DVの事例が6人、そ

の他が8人です。妊婦さんの中のDV事例は普通の婦人科外来で診ておりますので、緊迫して飛び込んでこられたのが6人でした。

SACHICO開設1年の現況

(2010年4月～2011年3月)

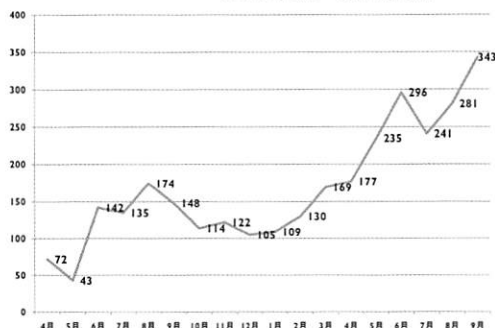
- 電話件数 1463件
- 来所件数 387件
- 初診人数 128人

レイプ・強制ワイセツ	78
性虐待	36
(実父、義父、兄など保護的な立場にあるものからの性的行為で殆どが児童相談所からの紹介)	
DV	6
その他	8

2年目に入り、電話件数が非常に増えてきています。9月までの半年間で1600件になっており、最初の1年分を越してしまいました。レイプ・強制わいせつの事例も増えてきている状況で、9月までで65件ほどになっています。これはレイプや強制わいせつが世の中に増えてきているのではなく、今まで黙っていた人たちがこうした所があることを知って来られるようになったと考えています。もっとたくさん黙っている人たちはいると思います。

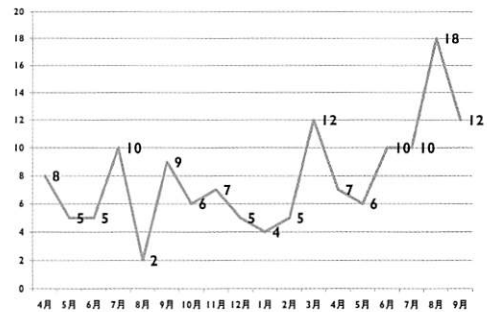
SACHICO開設後の電話件数

(2010年4月～2011年9月)



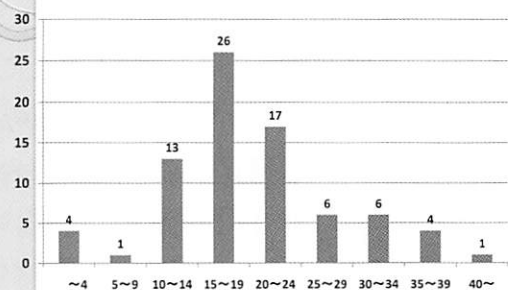
レイプ・強制ワイセツ被害者数の変化

(2010年4月～2011年9月)



昨年度のレイプ・強制ワイセツ被害者78人の年齢は、10代20代が中心です。警察への通報状況ですが、47.4%。半分弱は通報しています。通報後に来所した人、来所してから通報した人どちらもありますが、遠くは北大阪地区からも来ている状況です。78件の加害者は、知人顔見知り54件(69%)、知らない人は31%です。

2010年度 レイプ・強制ワイセツ被害者78人の年齢分布



レイプ・強制ワイセツ被害78人の警察への通報状況

通報した：37人（47.4%）（うち被害届6件 逮捕4件）

通報後来所：27人（34.6%）

（所轄：大阪市内7、松原5、羽曳野5、南大阪地区7、北大阪地区3）

来所後通報：10人（12.8%）

（所轄：大阪市内5、南大阪地区2、松原1、羽曳野1）

通報せず：41人（52.6%）

（2010年4月～2011年3月）

レイプ・強制ワイセツ78件の加害者について

➤知人、顔見知り：54件（69%）

➤知らない人：24件（31%）

当事者から聞いた通報被害届けを迷う理由というのが、やはり知人顔見知りであるため“仕返しが怖い”とか、“相手の家庭事情を考えてしまう”とかが多いです。例えば通報して警察が被害だと考えたら事情聴取しますし、場合によっては逮捕しますから、相手は会社を退めなければならなくなったり、お店を閉めなければならなくなったりが当然起きてきます。それから相手の奥さんにもうすぐ子どもが産まれるということを知っていて、被害者側が考えてしまう場合があります。それから“自分も悪かったと思う”というのがあります。これはお酒を飲んだというのが非常に多い。同僚あるいは上司とお酒を飲み、酔って気が付いたらホテルにいてレイプされたということで、自分も悪かったと思うわけです。こうした事例は警察に行っても、

事件性がないと取り合ってくれないことが多いです。“お酒を飲んだらレイプしていいなんてとんでもない！”とSACHICOでは怒っているのですが。

韓国では、ワンストップセンターが全国の警察病院などに17カ所、女性省と警察庁のトップダウンでできました。近年加害者に対する刑罰が重くなってきているようです。先日、韓国の先生方のお話を聞く機会がありました。以前はお酒の席のことだからと情状酌量の余地があったそうなのですが、最近は逆に酒を飲んでレイプしたら、より重罰化されるそうです。それから、加害者が親族である場合もより重罰化されるということです。日本では、まだまだお酒の上のことだからという意識が男性にも女性にも根強いように思います。また、家の中のことだからと、子どもたちへの性虐待の加害者は罰せられることはほとんどないというのが現状です。

又、レイプ・強制わいせつは親告罪なので、自分が言っただけに相手が捕まるということになってつらい、そういう問題があります。

それから「被害のこと、相手のことを思いだしたくない」ということ。被害届けを出すとすると、相手を捕まえてくれということですので、事情聴取はとても詳しくなります。1回3～4時間を何度もということがよくあります。加害者を捕まえるというのが警察の役目ですので仕方のないことですが、被害者側からすればさらにしんどいことが続くわけです。

**当事者から聞いた
通報・被害届を迷う理由**

- 1) 知人顔見知りであるため
仕返しが恐い
相手の家庭事情を考えてしまう
- 2) 自分も悪かったと思う
- 3) 相手の人生を自分が変えるのが恐い
- 4) 被害のこと、相手のことを思い出したくない
- 5) 警察の事情聴取がづらい

レイプ・強制わいせつ78人の被害内容は、レイプが62人、強制わいせつが16人です。レイプと強制わいせつでは、罪の重さが違います。レイプとはどういうことかという、女性器に男性器が入られるということがレイプすなわち強姦の定義なのです。だから、女性性器に指を入れられるとかモノを入れられてもレイプではなく強制わいせつなのです。口の中に男性器を入れられてもレイプではなく強制わいせつなのです。しかし被害を受けた側からしたら何を入れられても同じですよ。

**レイプ・強制ワイセツ被害者78人の
被害内容**

- ・レイプ被害者（含未遂） **62人**
（うち集団レイプ被害者 12人）
- ・強制ワイセツ被害者 **16人**
（うち集団わいせつ被害者 1人）

私たちは、レイプ・強制わいせつを分けては考えていません。ただ違うのは妊娠するかしなだけで。その違いであって、被害の重さには 変わりはないと考え取り組んでいます。

レイプされた62人中、緊急避妊ピルを処方したのは33人です。被害後72時間以内に緊急避妊薬は飲まなければなりません。5日経ってから来た人がいたのですが、1週間以内であればIUDという避妊器具を子宮の中に入れることにより妊娠を避けることができますので、入れて妊娠せずにすみしました。つい最近、このピルを飲んだのに妊娠された人がいました。そういう場合もあります。ですから、後々どうなるかきっちりフォローしないとはいけません。

性感染症は61人に検査し、7人がクラミジアや淋菌、性器ヘルペスなどに感染していました。これらも後で発症しますので、1回検査しただけではわからないのです。

証拠採取したのは39人。妊娠してしまっから来所したのが10人です。レイプされたのが62人でうち10人が妊娠しているのです。こんなに高い確立で妊娠はしませんから、もっとたくさんの被害者がいるということです。妊娠してしまったからやむなく来所したということだと思います。つわりがひどくなり耐えられなくなって母親に伝え、母親がびっくりして連れてこられたということもありました。妊娠の転帰は、初期中絶が4人、中期中絶が4人、流産1人、その他1人という状況です。

中絶の人以外で入院したのは、性器ヘルペスなどの理由で3人いました。

「弁護士紹介」は、1年目に11件、2年目はかなり増えています。2週間の間に3件も紹介しなければならない時もありました。

性暴力被害というのは、犯罪化できないような場合がたくさんあります。それを何とかならないかという思いで弁護士さんに相談します。弁護士さんは刑事的に民事的に、いろんな形で

の動き方を考えてくれます。時には、今の日本の社会ではどうすることもできないと、ご本人に納得をしてもらうという役割まで担ってくれます。

「カウンセリング紹介」も2年目に入り、非常に増えています。

レイプ・強制ワセツ被害者78人への対応内容

- 1) 緊急避妊薬処方：33人（うち1名はIUD挿入）
→妊娠例なし
- 2) STD検査：61人
→感染者7人（うち集団レイプ3人）
- 3) 証拠採取：39人（うち被毛採取8人）
- 4) 妊娠：10人（レイプ被害62人中）
→初期中絶4人 中期中絶4人 流産1人 その他1人
- 5) 入院（中絶以外）：3人
- 6) 弁護士紹介：11人
- 7) カウンセリング紹介：11人

=性暴力はリプロダクティブ・ヘルスを侵害するもの

このように妊娠や性感染症などが起こりうる被害が性暴力被害なわけです。その意味から性暴力は、リプロダクティブヘルス・ライツを侵害するものであるということがいえます。

【1年間で確認できたこと】

24時間体制のホットラインをおいてよかったということです。救済センターを産婦人科のある病院の中に設置することにより24時間で継続的に診ることができる、そして病院の中にあるということが被害者と支援員にとっての安全性が確保できるということです。クリニックでしょうかということも考えたのですが、夜中に一人の支援員のところに一人の被害者が来るとなると、その状況自体が非常に緊張感のある状況になってしまい安全面が心配という意味で、病院の中であると相対的に安全ですので。病院の中でSACHICOはここですとの表示はしていないので、来られた方は受付で案内するという形になっております。さらにご本人の状

況に合わせて、いろいろなネットワークにつながっていくことができました。

1年間で確認できたこと

- ① 24時間体制のホットラインと支援員の常駐の必要性が確認できた（レイプ事例の4分の1は夜間・休日の利用）
- ② 救済センターを産婦人科のある病院内に設置することの意義が確認できた
 - ・24時間診療と継続診療が可能（再診率90.4%）
 - ・中絶手術が可能
 - ・入院治療が可能
 - ・被害者と支援員の安全性の確保が可能
 - ・他科への紹介が可能
- ③ ネットワークの重要性が確認できた
当事者の必要に応じ、精神科医師・カウンセラー・弁護士・警察・児童相談所等との連携がとれた

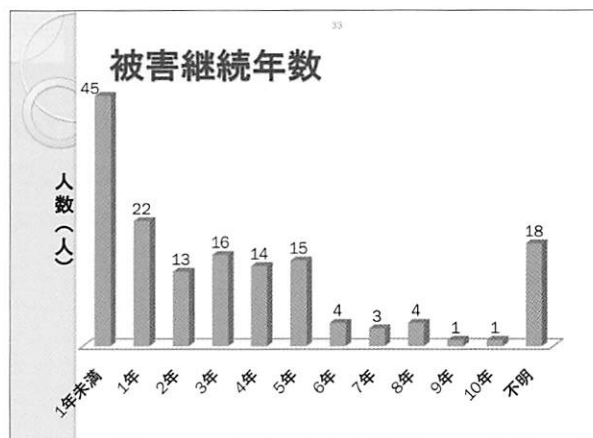
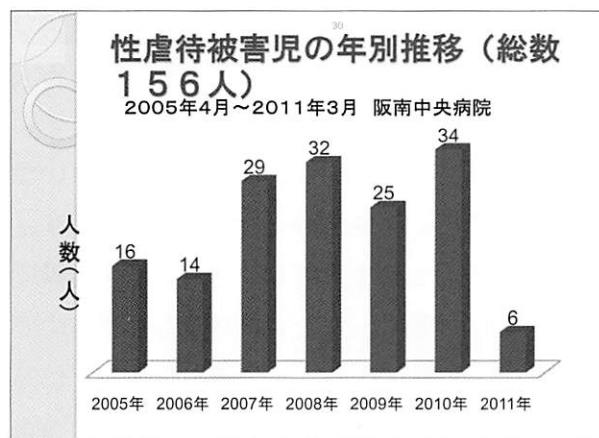
【性虐待について】

性虐待とは親しい者からの性的行為です。

性虐待の定義

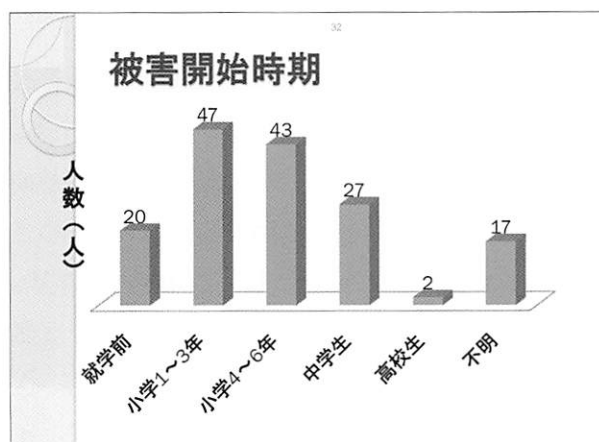
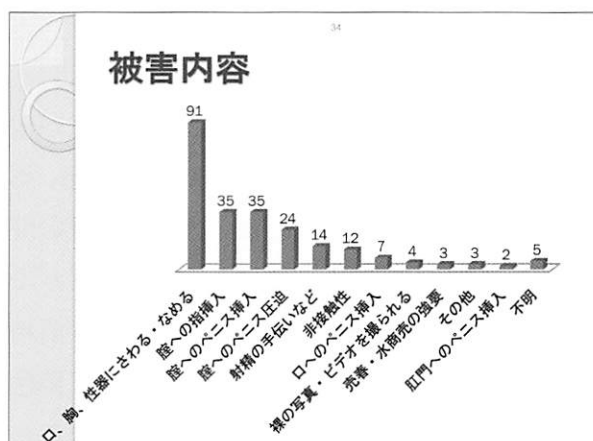
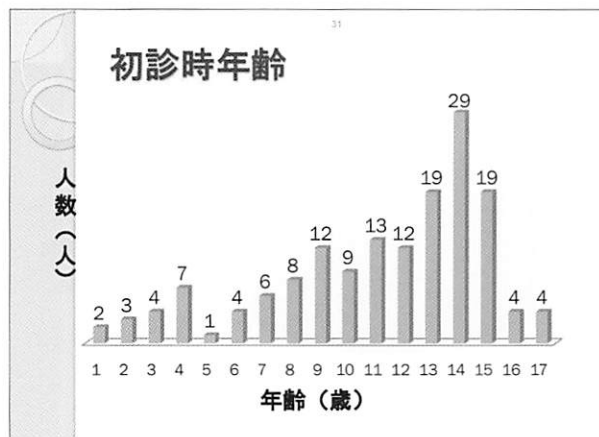
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の第2条では「保護者が、その監護する児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること」、となっている
- 今回は性虐待の加害者を、保護者とはならないが家庭内（兄、祖父など）、寝食を共にする施設内、同居・非同居の有無を問わず被害児童にとって肉親的な信頼をおいてしかるべき相手（実母のパートナーなど）を含む広義に定義した
- 被害者は児童の年齢となる18歳未満に限定した

この6年間で165人の子どもたちを診ております。ほとんど“子ども家庭センター”から紹介されて来た子どもたちです。来所時の年齢は1歳から17歳（18歳未満まで子ども家庭センターがみますので）まで、どの年齢層の子どももいます。特に中学生の年齢層が多いです。これは中学生になると自分のからだのことを考えるようになり、現在されていることについて“おかしいのではないかと”考え、怒りを持ち出し、それを誰かに伝えるという年齢なので、多いのではないかと考えられます。



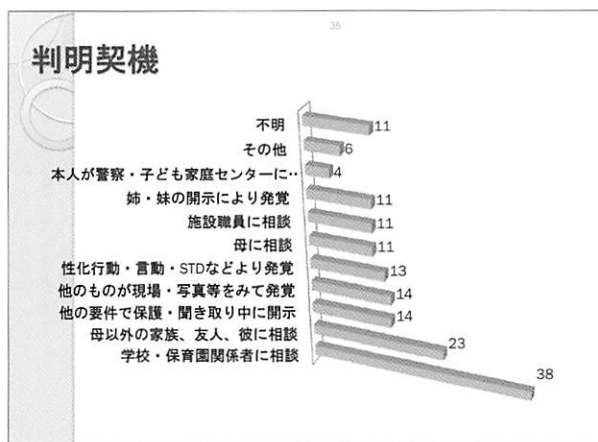
いつから被害が始まっているかというと、就学前、あるいは小学校の低学年から始まっているのが多い。被害の継続年数は非常に長きにわたっており、それも家の中で繰り返し、親しい者から被害を受けているわけです。これは当然子どもの精神的発育に大きく影響します。

被害の内容は、触る、なめる、指を入れる、ペニスを入れる、圧迫する、射精の手伝いをさせる、すべてあります。売春、水商売の強要、これは被害者の母親です。

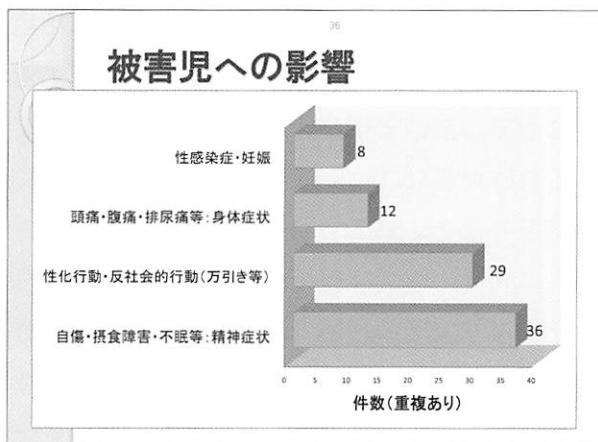


誰に相談したか。判明契機は、「学校、保育園関係者に相談した」が一番多いです。担任の先生や養護教諭、保育所の保育士の役割は大きいです。聞き流したらそれでおしまいと言わなくなってしまうからです。聞いて大騒ぎされてもこれは大変なことになります。児童相談所に連絡をすると、来てくれて本人と話をします。これは間違いのないと思ったらその場で一時保護をします。その日帰すと、また被害に合うかもしれないからです。一時保護をした上で、本人から、親もしくは加害者からゆっくり話を聞

きます。その前後には病院に連れていき、診察を受けるということをしています。中学生の年齢だと友達に伝えるというのも多いです。その友達が自分の母親に伝え、びっくりしたお母さんが学校や児童相談所に通報するというケースも少なくありません。

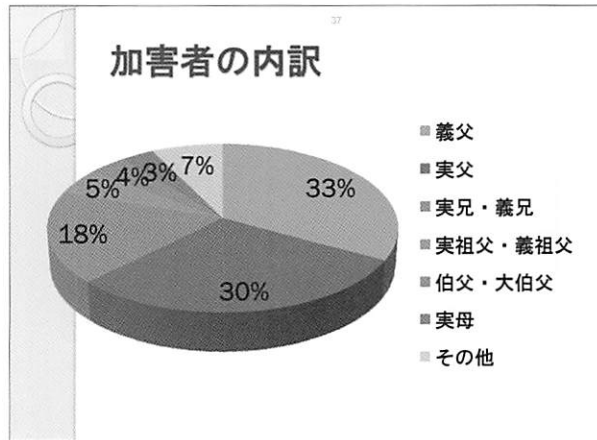


被害時には、当然ですがいろいろな症状が出ます。自傷行為、リストカット、摂食障害、不眠など、年齢不相応な性行動、万引きなどの反社会的行動など、いろいろな身体症状などがでます。保育所にいるような年齢の子どもが気持ち悪いというので連れて来られたら、膣に黄色いおりものがついていたなど性感染症だったということもありました。淋菌やクラミジアが出たら、それだけで性虐待の裏付けになります。



加害者が誰であるかについてですが、義父が33%、実父が30%、合わせて父親にあたる人が63%です。ここには母親の恋人も入っていますが、いかに父親にあたる人が多いかがというのが実態です。兄は18%、その他は7%です。

子どもにとって生きていく上で、まず信頼できる人間は母親で、次に父親であるはずなのですが、その父親からこういう行為をされていることによって、“人間への信頼”という心がうまく育たないわけです。将来大きくなり社会に出た時点でうまく人間関係が保てないとか、付き合った男性にからだを触られただけで逃げてしまったりとか、結婚してもうまくいかないとかが起きてきます。そういった昔の性虐待の被害者が婦人科に来られるということは決して少なくないのです。



〔診察結果の説明〕

診察する前に、ご本人の口からどういうことをされたのかということを知りたいと思います。そして本人の同意が得られれば必要な診察と検査をします。無理なときは絶対しません。終わったら“よくお話をしてくれたね”とねぎらいます。また、自分の体は汚く壊れてしまったという気持ちに対し“大丈夫、傷ついてもいいし、きれいだから、自信をもって”と伝え、ボディイ

メージを回復することを心掛けます。それから“あなたは悪くない”ということをくれぐれも伝えます。

診察結果の説明

- 診察後、よく来てくれたし話してくれたと感謝し、診察を立派に受けたことをねぎらう。
- 外傷（きず）はないか又は治っていること、将来の異性との交際・妊娠・出産について心配はないことを伝える。
- 診察結果は、ボディーイメージの回復を促すことを視野に入れながら慎重に伝えることが大事である。

性虐待被害は、子どもの心とからだに計り知れない影響を及ぼします。日常的に長期にわたり繰り返される、同意のない対等でない強要された性行為は子どもの自尊感情を損ない、性的自己決定の力を奪います。発見が困難であるが、子どものSOSに気づいた大人は迅速に対応し、安全安心の環境を確保し、心の傷に対する治療をただちに開始しなければなりません。

性虐待被害は

- 子どもの心と身体に計り知れない影響を及ぼす。
- 日常的に長期にわたり繰り返される、同意のない、対等でない、強要された性行為は子どもの自尊感情を損ない、性的自己決定の力を奪う。
- 発見が困難であるが、子どものSOSに気付いた大人は迅速に対応し、安全安心の環境を確保し、心の傷に対する治療を直ちに開始しなければならない。

【課題】

課題はいっぱいあります。

「支援員の養成と育成」これは24時間体制です

からとても大変です。みなさん手弁当で来ていますが仕事もあるし、お家の事情などもあります。どうしてもシフトを埋めることができないときは留守電にしています。難しい相談内容が多く、支援員自身が力をつけていくということがとても大事ですので、月々のケースカンファレンスやスーパーバイズ、養成講座の開催を心掛けています。

【産婦人科の女性医師の業務量の増大】

非常に忙しい病院の中でこうした方を診るというのは、実際とても負担になります。夜中に出てきて警察が来てというと2時間3時間あっという間です。現在6人の女性医師で夜は5人体制で、シフトを組んでいます。この問題は産婦人科医師として取り組まねばという思いで、やってくれています。ただ裁判に被害者の証人として出なければならない場合があり、それがとても大きな課題です。今後は証人保護という問題を考えていかねばなりません。

【寄付による SACHICO 運営の限界】

SACHICO は基金を作り、貴重なご寄付で運営しています。被害者に対し、カウンセリングを最低5回は無料で提供するようにしています。警察に言わない場合の医療費の初診の自己負担費も基金から出すなど、かなりのお金がかかります。病院が場所を提供してくれているだけでもすごく助かっていますが、それでもまだまだたくさんのお金が必要です。いつまでも手弁当での支援にしろということ自体がおかしいことだと思いますので、早く公的補助が必要と考えます。

【警察との関係】

これは、大阪府警はとても勉強してくれ、女

性警官もていねいな対応をしてくれます。しかし、現場の警察官にまではなかなか行き渡っていません。夜間にその日の当直警官と話したら事件性がないなどといわれてしまい、二次被害にあってしまうこともあります。

課題（１）

- ① 支援員の養成と育成、２４時間シフトの大変さ
(毎月の検討会とスーパーヴァイズ、支援員養成講座の開催)
- ② 産婦人科女性医師の業務量の増大と裁判等の問題
- ③ 寄付によるSACHICO運営の限界 一公的補助の必要性
カウンセリング費用・医療費補助
有償ボランティアの支援員への謝金 等々
- ④ 警察との関係
 - ・事件性が無ければ被害とはみなされにくい
 - ・警察公費には限度がある（初診のみ、入院費は出ない）
 - ・警察は加害者対策の機関（事情聴取と傾聴は異なる）

刑法の１３歳以上の暴行脅迫要件というのが、どれだけ暴行、脅迫されたのかを証明しなければならぬわけです。それが難しい場合もあります。SACHICO で関わった集団レイプの事件でも、文句なく有罪だと思っていたら、加害者が同意だったと言いだしたんですね。裁判の間ではそれが通るような雰囲気になってきて現在ひょっとしたら無罪になってしまうかもと心配しているような事例もあります。その他、犯罪化できない性暴力は非常に多いのが事実です。

日本の刑法における レイプ・強制わいせつ（性犯罪）とは

- > 刑法177条「強姦」
暴行又は脅迫を以て13才以上の婦女を姦淫したる者は強姦の罪と為し3年以上の有期懲役に処す13才に満たざる婦女を姦淫したる者亦同し
- > 刑法176条「強制猥褻」
13才以上の男女に対し暴行又は脅迫を以て猥褻の行為を為したる者は6月以上10年以下の懲役に処す13才に満たざる男女に対し猥褻の行為を為したるもの亦同し
- > 刑法178条「準強制猥褻・準強姦」
人の心身喪失若しくは抗拒不能に乘じ又は之をして心身を喪失せしめ若しくは抗拒不能ならしめて猥褻の行為を為し又は姦淫したる者は前2条の例に同じ
- > その他、強姦致死・強姦致傷・・・

◎犯罪化できない性暴力が非常に多い！

性虐待の事例で、連れ子の自分の娘が被害にあった場合で、加害者との間に子ども（赤ん坊）がいる場合、母親はこの赤ん坊の父親を訴えることができないと引いてしまうのですね。最初は怒りをもっている、いざ捕まえる段になると被害届けを引き下げると言う事例も多いです。ご本人が訴えると言える年齢になっていればいいのですが、なかなかそうはいかないという現状です。性虐待が告訴されるのは少ないのが残念ながら現状です。

それから、課題2の「当事者の視点にたった支援」これはいっぱいあります。初期対応も大事ですが、その後の生活の安全安心が守られているのか。自宅周辺で被害にあった場合は自宅に帰れなくなる場合もあります。DV 被害者のシェルターはありますが、性暴力被害者のシェルターまではないのが現状です。学校にも仕事にも行けなくなる、生活があやうくなるということが起きてきます。家族との関係やパートナーとの関係に悩み出す場合もあります。加害者に対してどうするかなどいっぱい悩むことがでできます。

課題（２）

> 当事者の視点に立った支援とは？

心と身体の状態は？
安全性は？
シェルターは？
学校や仕事や生活は？
家族やパートナーとの関係は？
加害者に対しては？
警察への通報は？
弁護士は？
裁判は？

～総合的で継続的な支援が必要～

そうしたことに対する総合的な継続的な支援が必要です。性暴力救援センターは、SACHICO 一つだけでは足りません。性暴力被

害者への医療は女性への救急医療という側面があるので、少なくとも各都道府県に1か所、産婦人科のある病院内に設置されるということが必要です。救済センターと医療機関との連携により、被害直後からの総合的支援が可能になると考えます。

課題 (3)

性暴力被害者への医療は「女性への救急医療」

- 1) 各都道府県に性暴力救済センターを産婦人科のある病院内に設置する必要がある!
- 2) 救済センターと医療機関との連携により被害直後からの総合的支援が可能になる!

以上、性暴力被害からの回復は、女性のリプロダクティブヘルス・ライツを獲得する過程だといえるのではないのでしょうか。

4年ほど前にカナダに研修で行ったことがあります。

これはブリティッシュコロンビア州というところにある州立の女性病院です。その中に女性の健康センター「ウイメンズヘルスセンター」があり、見学しお話を聞く機会がありました。その壁には「END VIOLENCE」“女性の尊厳のために暴力を止めろ”とのポスターが

ありました。カウンセラーと性暴力被害者の診察ができる専門の看護師さんが認められ働いていました。その看護師さんの話でとても感銘を受けたのが「私たちはこの世の中で一番いい職場で働いています」というのでした。それは労働条件の意味でも、働く中身でも、どちらの意味でも・・・ということをお話されていました。そして、ヘルスケアを中心にした女性への支援の重要性について話をしてくれました。最後にこのポスターをみせて「あなたは警官ですか?それとも支援者ですか?どちらを選ばれますか?」というのでした。私は、これまで思っていたことを日本で何とか形のあるものにしなければならぬという気持ちで帰ってきました。それが実現したのが、昨年4月に開設したSACHICOなのです。これが日本全体に広がっていくことを、願って止みません。

結語

性暴力被害からの回復は、

女性のリプロダクティブ・ヘルス、ライツを獲得する過程である

パネルディスカッション

「災害を乗り越えて～女性支援の視点から～」

パネリスト 正井 礼子 氏 (NPO 法人ウィメンズネット・こうべ 代表)

宮地 尚子 氏 (一橋大学大学院 教授・精神科医)

八幡 悦子 氏 (NPO 法人ハーティ仙台 代表理事)

コメンテーター 加藤 治子 氏 (阪南中央病院 産婦人科医)

コーディネーター 戒能 民江 氏 (お茶の水女子大学 客員・名誉教授)

戒能: 今、たいへん核心をついた、そして心に染みるご講演を加藤治子さんから伺うことができました。その余韻が覚めやらぬ中、パネルディスカッションを始めたいと思います。3・11の東日本大震災から8カ月経ちました。1万5千人を越える方々が亡くなり、まだ3千人以上の方が行方不明と聞いております。地震と津波と放射能と3つの打撃を受け、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、支援にあたっているみなさまに心からのエールを送りたいと思います。そんな中、東北初の「全国シェルターシンポジウム」がここ仙台で開催されたということの意義は計り知れないほど大きいと感じております。

今、日本の社会は大きな転換点、あるいは危機ともいわれます。今までのジェンダー平等への取り組み、女性や子どもの問題への取り組み、そして社会の中でマイノリティといわれる人々の人権がいかにないがしろにされてきたかへの気づき。今そのような転換点にさしかかっているというならば、これらのことへの視点を抜きにしてはいけないと感じております。もちろん、災害復興においてもこれらのことを抜きにはできないと考えます。しかし、一方で宮城、岩手、福島の女たちがいち早く支援に立ち上がりました。全国の女性たちも知恵を出しさまざまな支援に取り組んでいます。女性たちのパワーと知恵で、災害をまさに乗り越えて新しい道を切り

開く、そのために私たちはどんな課題を抱えているのか、どういう方向を向けばよいのか、短い時間ですが本日のパネルディスカッションで話し合うことができれば、大変大きな意義を持つのではないかと思います。まず、正井礼子さんは95年の阪神淡路大震災直後から支援活動に取り組み、災害震災の中でDVや性暴力の被害がこんなにもあるのだということを浮き彫りにされていらっしゃいました。その後、“災害とジェンダー”という視点から積極的な活動を展開されていらっしゃいます。本日は「女たちの思いを繋げて」というタイトルで、被災地における女性支援の経験を今にどう繋げていくのかをお話いただきます。

宮地尚子さんです。ご存じのようにたくさんのご本を著わし、ごく最近では東日本大震災を受けて岩波ブックレット『震災トラウマと復興ストレス』を出版されています。宮地さんには精神科のお医者さまと研究者という立場から被災地支援と女性支援との関わり、被災地での女性支援のあり方についてお話を伺いたいと思います。

八幡悦子さんです。まさに被災地の真っ只中で被災された女性の支援に奔走され、同時にこのシンポジウムを企画運営されるという荒業を成し遂げた方です。被災地のいまを語っていただきたいと思います。加藤さんには3人の方向を受け、コメントをいただきます。

正井: 被災された方たちには心からお見舞い申し上げます。同時にまだ震災から8カ月しか経っていないこの時期に、こうした大会を開催される仙台の女性たちに敬意を表したいと思います。私は1992年にウィメンズネット・こうべという団体を立ち上げ、男女平等と女性の人権擁護を目的に活動しておりました。94年に女性たちが仲間に出会って本音で語り合える場をつくろうと「女たちの家」を作るためみんなでお金を出し合い、一軒の家を借りました。半年を過ぎた頃から、そこに夫からの暴力に苦しむ女性たちが次々と来るようになり、その年の12月に“1泊500円で泊られます”と、女のネットワークという会報に記したところ、次々と駆け込んできたのは“ウィメンズ・こうべ”のメンバーでした。日ごろは地域や職場で活躍している女性たちが実は夫からさまざまな暴力を受けていたということがわかりました。当時、私たちはDVという言葉もシェルターも知らずにいましたが、とにかく暴力被害を受けている女性たちを受け入れることも私たちの活動のひとつになるんだと、「女たちの家」をリニューアルオープンし、'95年1月22日から受け入れる準備をしていたとき、1月17日の震災にあって、家のあたりが崩れてしまうという形で残念ながら私たちは「女たちの家」を失ってしまいました。

震災直後、私たちは女性支援ネットワークを立ち上げ、まず女性のための電話相談を開設、女性だけで安心して語り合える女性支援セミナーを開催しました。それから長田の焼け野原の中に“スタート長田”というプレハブが建てられていましたので、そこで妊婦や乳幼児を連れたお母さんの集いを毎月1回開催しておりました。そうした中で女性たちのさまざまな困難を知るようになりました。



正井 礼子 氏

96年1月、いろんな女性たちに書いてもらったインタビューして「女たちが語る阪神淡路大震災」という本を発行しました。その本の最後に“マスメディアが流した美しい家族幻想からこぼれた女性たちの思いを拾い集めて一冊の本をつくりました。震災後、まだ大変な時期に原稿を寄せてくださった方々に心から感謝いたします”と結んであるように、女性たちが被災地でどのような困難を感じたかをまとめました。なぜ、そういう活動を行ったかということ、'95年7月に近畿弁護士会主催の「被災地における人権シンポジウム」があり私も参加しました。そこでは子どもの人権、高齢者の人権、障害者の人権、外国人の人権とありましたが、項目に女性の人権はなかったのです。何か女性のことが書いてないかと探しましたら、たった1行“女性が性被害にあったという噂があったが、兵庫県警は1件もない、デマであると否定した”とだけ書かれていました。その後、支援を続けるうちさまざまな性暴力被害者にであうことになりました。当時DVという言葉は知りませんでしたが、電話相談の6割が夫、恋人からの暴力の相談でした。

私が最初に相談を受けたのは19歳の少女からでした。妊娠8カ月で、彼とアパートで同棲している、アパートが崩れ、自分の実家も被災しているので彼の実家に居候している、すると彼はもう子どもなんかいるもんかと彼女を殴っ

たり蹴ったりするということでした。“彼の家族はあなたを守ってくれないの？”と聞くと、彼女は“あんたが息子を怒らせるんや、頼むから息子を怒らせないようにしてくれと家族は言うばかりで誰も私をかばってはくれない”というのでした。彼女は初めての出産をどうしたらいいのか、かといって彼の実家を出る勇気もないと言っていました。家が燃え、ローンがまだ10年も残っているという女性からは、やはり行くところがなく夫の実家にいるが毎晩のように夫は殴るける、それを3歳の娘の前でやるので非常に辛い。せめて娘に見せないためにご飯を食べさせお風呂に入れ寝かせ、夫が帰ってくるときにはテーブルに食事を並べ、じっと下を向いて夫の目もみないようにしている。それでも何かと文句をつけ殴ったり蹴ったりすると言いました。そういう電話相談が次々と来る中で、女性たちの最後に語る言葉が“みなさんが被災して大変な中をこんな家庭内のつまらないもめごとを相談する私はわがままでしょうか”というのでした。そのことがとても強く印象に残っています。私は、97年にアメリカのサンフランシスコにDVシェルターの見学に行きました。サンフランシスコでも同じような災害があったと聞き、その後、女性に対する暴力で何か調査はないかと尋ねると、すぐに報告書を送ってくれました。「災害と女性」という資料集に入っていますが、90年のアメリカの報告書にあった情報では、驚いたことに“暴力を選ばない男たちの会”というのがあって、その団体は“地震は暴力の口実になってはいけない。なぐる前にこちらに電話を！”というキャンペーンを展開したことと、“災害状況下で家庭内暴力を仕方のないつまらないもめごとだと考えないように日ごろから教育しておくこと”の必要性を強調したと書かれてあったのです。こうし

た情報が95年の日本に入っていたら、どんなに女性たちに役立ただろうと、思いました。

避難所で性被害があったということで県職員がかけつけた時、避難所の責任者が言った言葉が「加害者も被災者だ。何とか大目にみろ」ということだったというので愕然としたと聞きました。女性だけなら安心して話せるだろうと思って震災からずいぶん経った5月に“5月26日女性の心とからだ”というテーマで女性セミナーを行いました。そこで20代のボランティアで活躍している女性が、「ここは女性ばかりだから何でも言っていていい？」と言いました。その頃被災者は体育館から教室に移り、1教室あたり3家族から4家族が一緒に暮らしていました。マスコミは、以前からの大家族のように助け合い、支え合って暮らしていると報道していました。でも彼女が言うには、自分が昼間ボランティアで活動し、夜疲れ切って8時頃に帰ってくると、そこによその男性がいる。「何でいつもここに知らんおっちゃんがいるんや、安心して服を着替えることもできへんじゃないか、と思ったらめっちゃ腹が立つねん」と、涙を流したんです。阪神淡路のときは5カ月経っても着替え室もまったく作られていませんでした。なぜなら圧倒的に避難所の運営が男性主体だったからです。

2年ほどそうした活動をしていたときに、仮設住宅の人も“語り合いの場”に参加されていました。彼女はシングルマザーでまだ小さい赤ちゃんがいたのですが、仮設住宅は不便な所にあったので買い物に行くのが大変な状況の中で、同じ仮設の中の高齢男性が買い物してくれ、彼女は日ごろの感謝から、ある晩夕食に招いたそうです。ところが彼女はそこで性被害にあったのです。とっても悔しかったと。ある女性が「そのとき、あなたはすぐに警察に訴えたの？」

と聞きました。すると彼女は「そこでしか生きていけないときに、誰にそれを語れというんですか」と言って涙をこぼしたのが、私はすごく心に残り、決して許されないことだと思いました。

95年9月沖縄で少女の強姦事件もあり、被災地での性暴力に抗議するためにいろんな団体が集まり、“性暴力を許さない女たちの集会実行委員会”をもち、翌年96年の3月20日に私たちは集会を開催しました。集会後に約240人の参加者で神戸駅から三の宮までデモ行進を行いました。ところがその後、「被災地レイプ伝説の作られ方」という形で、マスコミのバッシングを受けてしまい、とてもショックを受けました。性暴力について語ることは、これほどまでにたたかれる理由になるのだろうかと思いました。それから10年間沈黙していました。その間、被災地では毎年のように防災フォーラムが行われました。そこには男性の工学部系列の研究者が並び、活断層、ライフライン、耐震化の話がされます。どの話も非常に大事な話ですが、女性が女性であるがゆえに、どれほど困難な思いをしたかその体験を誰も語ってくれないと非常に残念に思っていました。しかしその後2005年11月に神戸でたくさんの女性たちに呼びかけ、“災害と女性 防災と復興に女性の参画を”というシンポジウムを開催することができました。阪神淡路のときに起きた問題をみなさんに伝えたいと思います。ひとつは女性が千人多く亡くなったことです。阪神の場合は家が壊れ、高齢女性の死亡が多かったのです。わかったことは、日本の高齢女性の貧困の問題でした。貧困のために劣悪な住宅に住まざるを得ないということ。それから母子家庭の問題。彼女たちの収入が当時、平均収入の3割しかなかったのです。彼女たちも文化住宅と呼ばれる古い木造住宅に住み被災しました。

16年経って日本のシングルマザーは豊かになったのでしょうか。現在、彼女たちの平均収入は213万円です。全国比の36%を越えていません。これは女性たちにとって本当に深刻な解決しなければならない問題だと思っています。震災から半年の間にパート労働者が10万人も解雇されたことをみなさん、ご存じでしょうか。その多くが女性たちでした。そのことはほとんど新聞記事になりませんでした。女性記者は書いてくれたんですが、なぜ掲載されないかと聞くと「そんなに生活に困っているなら、さっさと金持ちと結婚すればいい。」とデスクに言われたというのです。16年前の話だと思って聞いてください。私は今度東京などで災害が起きたら、とても深刻な問題になるのではないかと思います。災害シンポジウムのアピール文に“災害時に女性が仕事を失わないための施策や支援を行う事、母子家庭や離職した女性に対する経済的支援や自立支援をすみやかに行う事”と書きました。自然災害の前に経済災害が起き、男性の非正規雇用の人たちが8千人くらい解雇された頃、連日新聞のトップ記事でご覧になっていたと思います。もちろん男性の非正規雇用の解雇も大きな問題ですが、あの頃阪神の震災で女性が10万人も解雇されたことがなぜ新聞に載らなかったのかとっていました。

2005年のシンポジウムの後、私は“「災害と女性」情報ネットワーク”というHPをたちあげ、防災に関する情報を発信し続けました。そしてそれはアジア防災センターから、08年防災政策優良事例集というのに選ばれましたが、残念なことにどこからも何ら反応はありませんでした。

東日本大震災時発生後の5月と7月に宮城の石巻、東松島と岩手の陸前高田を回りました。そこで感じたことは、16年前と違って国や多

くの女性団体が女性に対する暴力防止に向けてさまざまな取り組みを行っており、避難所に行くとパープルラインのチラシがちゃんと置いてありました。避難所では、女性警察官、女性自衛官の巡回などもあり、暴力対策についてはずいぶん変わったと感じました。16年前と変わっていないことは、避難所や仮設住宅の運営にリーダーとして参画している女性の数が非常に少ないことでした。性別役割の強化ということでは、私が訪れたいくつかの避難所では、女性が朝の5時半から起きて200食をずっと作り“もう疲れた”といったときに、どうなったかという“今日は食事がありません”とカップえびせんが配られたそうです。また、着替え室や女性専用室、授乳室などの配慮も不十分でした。乳幼児を連れた母親の数が非常に少ないというのを感じました。子どもが夜泣きするとか騒ぐとかで、なかなか避難所を利用できないというような話を聞きました。乳幼児のいるお母さんが困難を抱えているというのは、阪神のときはもちろん、中越地震の時でも同じでした。“子どもが迷惑。避難所遠慮”というのは、'05年の民間の研究機関によるアンケートで判明しました。内閣府が女性に対する配慮、運営への参画について何度も要望を出しているのに、なかなか実現されなかったことを、女性たちは今後も粘り強く検証していかなければならないと思いました。また、復興会議などにもほとんど女性の姿が見えませんでした。TVでも男性の議員が出てくるばかりで、女性が災害について語るということはありませんでした。女性は『守るべき存在』ということでは、少しケアを受けたかもしれませんが、女性が復興やまちづくりなどにきちんと発言する力があることがまだまだ認識されていないと思いました。岩手県に伺ったときに、1回目の復興会議では女性が一

人もいなかった。女性たちが声をあげたことで2回目の会議に岩手県の栄養士会と婦人会の代表が入ったそうです。岩手県は沿岸部が大きな災害を受けました。漁協には8,300人の女性部があり、その代表がなぜ復興会議に入っていないのか、今後、女性をもっと入れていかねばと思っています。避難所運営も半分、せめて3割は女性をリーダーとして入れるべきと避難所マニュアルに記載しておく、設置基準に授乳室や乳幼児のいる家族室、女性の着替え室、女性専用室を入れておかないと何度も何度もこういうことが繰り返されるのではないかと思います。

戒能: 16年間で変わったことはとても大きいものがあるが、意志決定の場への参画、性別役割の強化ということでは逆戻りをしてしまったこともあるわけですね。その中で具体的なご提案もいただきました。宮地さんお願いします。

宮地: 東日本大震災から8カ月経ちました。犠牲者の方々、それから被災者の方々、支援される方々に改めてお悔やみと敬意を表したいと思います。私は5月の末に宮城を訪れ、主に南三陸町を廻りました。この写真は南三陸町の高台から撮ったものです。かなり高いのですが、こ

女性支援と被災地支援 2011.11.19@仙台

- 一橋大学大学院
社会学研究科
- 宮地尚子



こまで波が来たそうです。それにもかかわらず花は咲いていました。この海の中にはたくさんの船や養殖棚や、もちろん行方不明の方々もまだおられる。そういう時期の写真です。この帰り道、仙台で八幡さんや仲間にお会いし、今回のシンポジウムをするのは大変ではないですかとお話していたのが、このようにフルに開催されたことは本当に皆さんのご努力と勇気によるものだと思っています。

今日は「女性支援と被災地支援」ということで話をさせていただきます。私自身は精神科医で、DV や性暴力被害者の方の支援を行ってきました。1995年の阪神淡路大震災を京都で体験し、今回の震災は東京の自宅で体験しました。

女性支援と被災地支援の関係

- 1) 共通する点
- 2) 違う点
- 3) 重複する場合
- 4) 複雑に関係する場合

「女性支援と被災地支援」というのは別のように思われるかもしれませんが、共通する点というのももちろんたくさんあり、違う点もあります。DVを受けていて被災した場合や被災した後にはDVを受けるなど重複する場合があります。それから一見関係なさそうなのですがどこかでつながっている場合もあります。

- 1 逃げること、逃げないこと (配布資料1)
- 被災者(被害者)の多様性
- 1 被災地(家)から離れる恐怖や孤立
- 逃げよ、生き延びよ。(上野千鶴子)
- 留まっても、生き延びよ。
- <共通点>トラウマの重さと心のケアの重要性
- ただし「心のケア」は広い意味で(配布資料2)

まず、[共通点]ですが、今回の震災で、東京などで“被災地の方とくに福島の人たちはなぜ逃げないの”というような言い方や、逆に関西などに逃げている人を“ずるい”と言うような、逃げる・逃げないということに関して倫理的非難というのがありました。人によって怖いものは違うし、大事なものも違う。そのように多様性を尊重することが大事であるし、その人が置かれた状況というものを自分の勝手な想像ではなく、理解したほうがいいのではないかと思います (http://naokomiyaji.web.fc2.com/j/Blog/entori/2011/4/7_taogerukotoni_tsuite.html 参照)。それはこれまでDV や性暴力の支援をしてきた方々には身についているだろうと思います。

[被災地から離れる恐怖や孤立]これも非常にたくさん語られるようになりました。今までだったら“何で逃げなかったの”、“逃げないということはDVを受け入れていたのでしょうか”という言い方を被害者はされていましたが、そんな簡単ではないということが、今回の被災地での状況を見ることによって理解が深まるきっかけにはなったと思います。フェミニズムのパイオニアである上野千鶴子さんが東大での最終講義のときにメッセージとして“逃げよ、生きのびよ”と言われました。これは彼女がやって

きた他の仕事も含め、DV の実際の支援者たちがちゃんと逃げられるシェルターを作ったから、こういうふうと言えたのだと思います。けれども実際には逃げられない人もまだまだたくさんおり、シェルターも限られている。だから、“逃げよ、生きのびよ”と、“逃げられなくても生きのびよ”との両方を考えていく必要があるだろうと思います。簡単にまとめると“被災地の支援と女性支援”どちらでもトラウマの重さ、それから心のケアの重要性が言えます。心のケアについては、精神科医が関わっても簡単にどうこうなるわけではなく、社会、文化全体に関わらねばならない問題だと思っています（「心のケア」とは何か オルタ 2011.9-10月号 p24-25 参照）。

- 3 ストレスのはけ口としての親密的領域における弱者
- 4 被災や支援活動と、恋愛感情や性愛感情
- <重複したり、複雑に絡み合う場合>
- 多重債務状態
- 逃避手段がしへきや依存になることも

〔重複する場合や複雑に絡み合っている場合〕ですが、〔ストレスのはけ口としての親密的領域における弱者〕に暴力がふるわれるということがよくあります。これは震災に限らず、例えば戦争帰還兵たちが親密な関係の人に暴力をふるうなどがあげられます。親密な関係の中で暴力をふるっても、許され捕まらないということで歯止めがない。公的な場所で暴力をふるえば捕まるから、弱い人に暴力がふるわれがちなのです。

〔被災や支援活動と、恋愛感情や性愛感情〕とがからむことがあります。被災地ではある意味、緊張したり気持ちが高ぶったりするので、とても人恋しくなり、人と触れ合いたくなります。そういう気持ちが恋愛感情や性愛感情と混じって勘違いしてしまうということがあります。例えば、NGO などとてもいい活動をしているのに、こういう事に関してはとても危ない行動に出てしまう人がいます。相手も望んでいると思いついてしまうということが少なくありません。これらはほとんど語られないのですが、実際の現場の人に聞くと、「あるある」とよくいわれます。先ほど紹介していただいたこの本『震災トラウマと復興ストレス』にも、少ないスペースですがこの事だけはぜひ書き留めておきたいと思いました。震災後、結婚が増えていると言われます。もちろん震災がきっかけで出会うこともあるでしょうが、本当に長続きすることなのか、相手も望んでいることなのかは考える必要があります。

女性支援の問題もまだまだ始まったばかりで課題がたくさんあります。その上に震災ですからある意味、二重ローンを抱えたような気持ちになり絶望してしまいそうなきがあります。でも、今回のことでトラウマについての理解が社会全般に広まるということもあるだろうと思います。それから、逃避としての手段が嗜癖や依存になってしまうということがあります。例えばギャンブルやアルコール、恋愛依存、性依存などになることもあります。

2) 違う点

- 2 公的領域、親密的領域、個的領域における「暴力」や「被害」の取り扱いの違い
- 公／私 「私的領域」を二つに区別
- DVは 親密的領域の暴力
- DVは 個的領域の暴行
- 個的領域＝自分の安心できる空間や時間
- 見えやすい／見えにくい(散在)
- 聞いてもらいやすい／聞いてもらいにくい

女性支援と被災地支援の違う点は何か。公的領域で起きる事と、親密的領域で起きる暴力では取り扱いが違うということがあります。公的なものは罰せられるが、私的なものは罰せられないということが、DVでも問題として指摘されてきました。ただ私は私的領域を親密的領域と個的領域とに分けて考えています。親密的領域とは相手との関係の中であり、個的領域というのは自分一人で安心できる空間や時間を持っていることと捉え、DVとは親密的領域でのことであり、個的領域を奪われるものだと思っています。親密的領域の暴力は、あくまで私的なものとみなされ、これまではプライバシーとして、罰せられず見逃されてきました。でも、プライバシーとしては個的領域こそ守られるべきなのです。

それから、震災の被害は見えやすいけれども、性暴力やDVの被害は見えにくい。かつ地域的にも散在しており、つながりにくい。ただ今後は震災においても、被災者が散りぢりばらばらになっていくこともあるので、ずっと見えやすく、つながりやすいとは限りません。

それから、聞いてもらいやすい被害と聞いてもらいにくい被害があります。津波の話は辛いですが聞いてもらいやすいが、性暴力の話は関係性の中で聞いてもらいにくいということがあ

ります。残念ながら、原発事故の話も聞いてもらいにくいほうになるだろうと思います。どうしてもその人の立場性や人間関係、思想などがからんでくるので、その意味からも福島の人たちの心のケアは難しいだろうと思います。

語られにくいもの＝内海にとどまる

- 性的な内容
- 日常化、「あたりまえ」
- 語ることによりスティグマ(差別)をうける恐れ
- ケア提供者や「お世話になった人」からの被害
- 所属集団内(特にマイノリティ)での被害
- 共犯性や加害者性、犯罪性を帯びる
- 共感を得られない、叱責・非難されると思う
- 触覚、体感知覚、嗅覚、味覚等の言語化のしにくさ
- 恥：羞恥心と恥辱感
- 聞き手側の困難

語られにくいものとしては、性的内容、日常化していること、語ることによって差別や偏見を受けるおそれのあること、ケアの提供者やお世話になった人からの被害があります。これは先程からのお話にあった家庭の中の父親からの被害もそうですし、被災地での支援者からの被害もそうです。同じ集団内での被害も非常に言いにくい。もしその集団がマイノリティであれば、マイノリティ全体に偏見が及ぶ恐れがあるので外に言いにくいということがあります。それから自分の紹介した友人が被害にあった場合なども共犯関係にされて言いにくくなってしまいう。性的な被害に関しては一般的にもそうですが、共感を得られないとか、非難されると思うとますます言わなくなります。

DVや性暴力は体に直接関わることが多いです。そうすると触覚の問題として体のどこかに違和感が残ったり、匂いや味など生々しいことが蘇ってくることがある。これは言語化しにくいし、聞く側も聞きにくいということがあり、

語られないことのひとつです。精神科の領域では体感幻覚というのですが、こういった症状を打ち明けただけで統合失調症ではないかと思われることもあります。もちろん、恥という感覚もあります。恥ずかしいということと、もうひとつはとても惨めな思いをさせられたという屈辱感があります。こうしたことは語る側もたいへんですが、聞く側も困惑し、語る側はそれを察知しもっともっと語りにくくなる。聞き手のキャパシティによって相手がどれだけ語れるかが変わってきます。

「環状島」という私が作ったモデルがあります。

環状島モデル(配布資料3)を用いて

- 1 被害当事者、支援者、傍観者、といった立ち位置の違いと混在 2も
- 1 被害の重さ比べ
- 1 共感競争、共感疲労、
- 2 支援者へのバッシング
- 1 サバイバーギルトなどの罪悪感

環状島モデル

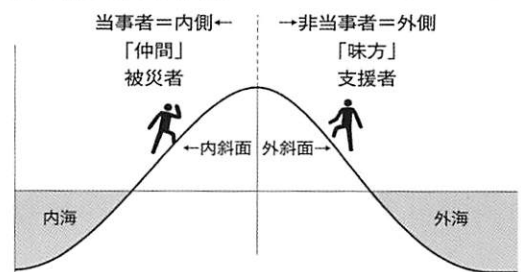
内海に犠牲者の沈む島



拙著『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房2007より

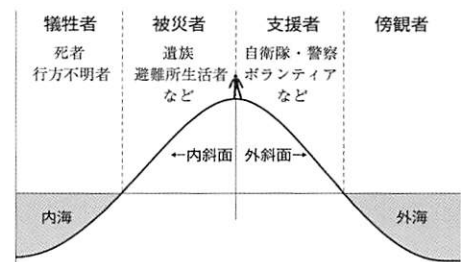
島の真ん中に海があります。ということかと、真ん中には被害が大きすぎて語れない人たちがいます。殺されたりすれば何も語れないわけですから。

当事者と非当事者



内海から少しずつ力を振り絞って内斜面から山に登っていくというイメージです。外側からは支援者が何か大変な事が起きていると、外斜面から山を登り内側を見て声をあげていき、被害者と支援者が出会うというイメージ図です。例えば、震災を例にするととてもわかりやすいのです。

環状島と立ち位置(例:震災)



拙著『震災トラウマと復興ストレス』岩波書店2011より

内海の語れない人というのは、本当に海の中に沈んでしまった死者があてはまります。内斜面は被災者で、遺族や避難所の方、仮設住宅で

生活している方々などです。外斜面は支援者で、自衛隊、警察、ボランティアであったり、医療団体だったり。外海には何かしたいけれど何もできない人たちというのがイメージできます。

DVや性暴力

**被害者は内海にとどまることが多い
支援者も外海に押し戻されたり、内斜面
や内海に引き込まれやすい**

環状島に働く力がいずれも強い

<重力> ト라우マ反応

<風> 人間関係の齟齬

<水位> 社会の偏見や無理解

DVや性暴力というのは、被害者が内海にとどまることが多い。支援者も外海に押し戻されたり、内斜面や内海に引き込まれやすいということが言えます。かろうじて内斜面に登れてもトラウマ反応でどんどん落ちていく。尾根では風が吹き荒れていて例えば被災者と支援者の間でもトラブルが起きたり、支援者同士の間でもいろんな人間関係の問題が起きたりしやすくなります。社会の偏見や無理解が強ければ強いほど、海の水位は上がり島の上で語ること、声を上げる人が少なくなってしまうわけです。

震災に関しては、あれだけひどい地震や津波が何度もTVなどで繰り返され、とても被害が見えやすいし、内海に沈んだ人についても「沈んでいるのだ」ということが理解されやすいのですが、性暴力やDVは、ほとんど内から声をあげられないので、海の水位がどんどんあがって、島が小さくなってしまふ。DVという言葉が知られていなかったのが少しずつ声をあげる人がでてきて、島が少ししっかりしていくという経過を辿ってきたので、これが逆にならない

ようにしないといけないと強く思います。

1 は共通点

時間経過で変わっていくものも。

- 1 短期的被害と長期的被害への反応(順応)
- 1 被害(被災)と貧困、生活自立の困難と選択肢の少なさ
- 1 理想の被害者像からの逸脱
- 1 回復の遅れる当事者への「自己責任」の押しつけ

時間の経過によっても、いろいろな事が変化していきます。短期的被害と長期的被害は非常に違います。これは被災でもそうですが、長い被害というのはその場所から逃れられないのなら、そこに合わせるしかない。父親からの被害ならそれに迎合するしかないなどが起きます。また被害(被災)が長びくと経済的な貧困という問題が起きてきます。経済的自立が困難になり選択肢が少なくなっていく。そうすると今まででならしなかったような仕事をせざるを得なくなる。先ほど、「貧しいなら結婚すればいい」と言われたという話がありましたが、今であれば「お金がないなら風俗に働きに行け」というような事が簡単に言われてしまふ。それは風俗や性産業に関わっている人への偏見を減らすという意味ではいいのかもしれないですが、性産業というのは危険で、そこで行われる身体的暴力や性暴力は暴力とはみなされないという、とても危ない面があります。

あるいは被害者が現実に向き合えずアルコールやパチンコなどに逃げてしまうと、「理想の被害者像」から離れてしまふ。すると支援者も寄っていかなくなる。せっかく支援したのにと

厳しい目を向けてしまうということがあります。

回復の遅れる当事者への「自己責任」の押し付けということがあります。DVの被害者なども半年、一年なら待ってもらえるが、なかなか仕事ができないと「そろそろ忘れたら？」などと支援者や行政の態度も変わってくることがあります。でも、実際にはPTSDなどの症状はとても長びき、むしろ安心安全な場所に行ってホッとしたときにやっと症状が出がちです。緊張しているときは症状が出ないことが多いので、回復をせかされると辛いことがあります。

2は違う点、3は重複する場合

◆ 2 被害(被災)前後の力関係やジェンダー規範の問題

◆ ムラ、イエ、クニ

◆ 3 被害(被災)後のストレス

◆ 逃げてからも、生き延びよ。

◆ (上岡・大嶋『その後の不自由』)

◆ 復興ストレス

被害や被災を受けた後は、さまざまなストレスが起きてきます。家族の関係では性暴力被害について、家族に打ち明けたら逆に被害者が責められたということがあったり、被災の場合であれば復興の資金がどういうふうに分けられるのかによって、ものすごくズレが起きたり、いろんなストレスが起きます。DVや性暴力の被害者の支援をしてきた方が『その後の不自由』という本を最近出しています。逃げだし、暴力から逃れても様々なストレスは存在し、体にも不調が出てたいへんだが、生き延びることが大事なんだと書いています。逃げたらもう大丈夫

だと周りは思いがちですが、いろいろな後遺症が残ります。復興の過程も非常にストレスが溜まります。

支援者と被害者(被災者)

◆ 1 支援され続けることの重荷

◆ 1. 2 傍観者の「何もできないつらさ」

◆ 1. 2 話すこと／話さないこと、聴くこと／聴かずにいること

◆ 1 「そばにいる」ということの意味

支援者と被災者の関係性ですが、支援される側も辛い。支援され続けるということがいかに精神的に負担になるかということがあります。それから支援できていない傍観者の人たちも何もできない辛さというものがあるということも知っておいてください。辛い体験を話すことや話さないこと、聞くことや聞かずにいること、それはどちらがいいとは言いきれない。正しい答えはありません。もちろん、声をあげられるような社会になったほうがいいのですが、ただそばにいるということも、とても重要なことです。

支援者の役割 内海＝沈黙の空間と時間 の尊重

- ◆ 具体的には何か知らないけれど、何かつらいことを抱えているとわかってきている＝あらかじめの知識が必要
- ◆ ただそばにいてくれる＝逃げ出さない ひかない 侵入しなげない 距離のセンス 待つ力
- ◆ 話をする気になったらいつでも聴いてくれる＝サインを読み取る力、安心感をもたせる包容力、タイミングを読む力
- ◆ わかろうとしてくれる＝コミットメント 万能感ではなく、自己の限界を認識した共感力 忍耐力 規範に縛られない

支援者の役割としては、さきほどの「内海」、つまり沈黙の空間や時間があるのだとまず知っておくこと、そして詳しくはわからないが被災者・被害者は何か辛いことを抱えているのだということをわかっていることが、とても重要です。支援者は、あらかじめトラウマの知識を持っているだけで、語らない人に対しての姿勢も変わってくるだろうと思います。「ただそばにいる」ということは簡単ではありません。何かやりながら側にいることのほうが簡単なんです。何もしないでそこにいるのはとても辛いことなんです。逃げない、引かない、かといって侵入しすぎない。距離感のセンスや待つ力が必要だと思います。それから話をする気持ちになったら、いつでも聞いてくれるということ。これも当事者からすると、とても重要な事です。このため、支援者にはサインを読み取る力、安心感を持たせる包容力、タイミングを読む力などが必要です。“わからないけど、わかろうとしてくれる。”そういう関わりを持ち続けるということ。そして万能感ではなく自分の限界を認識しながら共感力や忍耐力を持つこと。規範に縛られず話を聞くことも重要だと思います。わかることが必ずしも良いことではありません。皆さん“こんなことわかれてたまるか”というような思いをしているのが多いので、“わからないけれど、わかろうとしてくれる”人のほうがむしろ望ましいのかもしれない。

1.2 支援を持続可能なものとするためには

- 支援者も傷つく
- ユーモアや向日性、
- セルフケア、
- 相互サポートの重要性
- 無理しないで！

たいへんな事ですから支援者も傷つきます。その意味でユーモアとか、明るい方に目を向ける向日性の姿勢とか、セルフケア、仲間間で相互サポートをしてほしいなと思います。

皆さん、「頑張ろう!」とおっしゃいますが、無理しないでください。実は「無理しないで!」は私が友達からもらったメールのタイトルであり、本当にそう思うからです。

1.3 データ(エビデンス)の必要性

- 災害後のDVや性暴力について
- 調査や定義の困難
- 事例集
- アカデミズムとの協働も
- 心のケア事業
- DVや性暴力も扱えるスタッフを。研修も。
- データ蓄積や分析も。国際的に通じるものを。

最後に、[データ(エビデンス)の必要性]があります。災害後に性暴力やDVが増えるのは海外ではもう明らかに調査結果として出ています。でも日本では調査さえ、される気配がない。今回の震災でもまだない。調査したり被害を定義するのは実際難しいのですが、事例を集めるとか相談の数を集計することはできます。

アカデミズムの中でも少しずつこうした事に関心を持つ人も増えていますので、ぜひ、そういう人たちと繋がり、やっている活動を数値化したりし、証拠(エビデンス)として残してほしいと思います。心のケアという事業に、何十億かの予算がついたんですね。それが今後どういった形で使われていくのか、詳しくは知りませんが、きっといろいろな地域でスタートすると思います。そのときに、DVや性暴力を扱えるスタッフが入っているかどうか、入っていないなら研修するなど非常に重要だと思います。データの蓄積や分析が国際的に通じていくものになるといいなと思います。

ピンチはチャンス！

- ◎ 私たちは、準備ができています。
- ◎ DV 草の根運動 → アクションリサーチ → 2001年 DV防止法制定
- ◎ 1995年の阪神淡路大震災 → トラウマや心のケアへの理解
- ◎ ワンストップセンターSACHICOの設立やパープルライン
- ◎ まだまだ足りないことは多いけれど、30年前はどうだった？

[ピンチはチャンス]です。私たちはたくさんの性暴力やDVの被害者に会ってきました。ですからトラウマなどを知っています。DVの草の根運動からアクションリサーチが行われ、DV防止法という法律までできました。阪神の震災以降心のケアもまがりなりではあるけれど始まりました。ワンストップセンターとしてSACHICOができ、パープルラインも始まりました。まだまだ足りない部分はたくさんあるのですが30年前に比べたら、全然違います。

未来を考えたいと思います。この会場からすぐのところにある「せんだいメディアテーク」

で、たまたま「未来の私へ贈る絵の手紙」という小学校、中学校の子どもたちの絵の展覧会があったのでみてきました。その中に“91年後のぼくへ 9歳のぼくより”と書かれてある作品がありました。この子どもたちが平和で暴力のない社会にしていけるよう私たち一人ひとりが無理せず、できることからやっていきたいと思っています。

戒能：子どもたちの未来へむけてのメッセージもご紹介いただきましたが、長期短期のスパンから被災者の状況を理解した上での支援者の役割を明快にお話いただきました。

では、八幡悦子さんからは被災地の真っ只中で、「みやぎジョネット」を始めた訳をお話いただきます。

八幡：[災害を乗り越えて 女性支援の視点から] (写真のスライドを提示して話す) 私は3月11日が誕生日ですが、最悪の誕生日になりました。自宅マンションも半壊しました。先日、手続きしてきました。税金が減額になり、見舞金ももらえるらしいです。医療費も免除になるようです。ありがたいです。

電気がついたのは4日目です。4日も電気がない体験は初めてでした。停電中は、水はマンションのタンクからバケツで汲みました。ガスは1カ月後でした。残り少ないガソリンを惜しみつつ、友達の電気温水器のお風呂をもらいに通いました。私は神戸の正井さんの講話を聞いていました。また新潟地震の事も聞いていたので、10年前から乳幼児の母親に、地震対策の講座を開いていました。地震の時は、泉区のデパートの保健講座中でした。駐車場に避難しました。雪も降り、寒かったので、店は毛布とホッカイロを売り場からみんなに配りました。赤ちゃん

や老人からすごく嬉しいと言われました。

私は12年前から老年期の親が同居しています。家も心配でした。メールはすごいと思いました。電話はダメでも自宅の息子から、無事のメールが届きました。東京にいる娘から「お母さん逃げて」とメールがきまして、意味がわかりませんでした。彼女は津波をTVで見っていたのです。私は何から逃げたらいいのか、その時はまったくわかりませんでした。津波の映像をみたのは4日後でした。乳幼児の母子を講座に集めていたので、乳児の母親は私の車の中で授乳しました。また、集まってきた老年期女性を保健所に送るなどして、夕方まで支援しました。

その後、信号のない道路を自宅まで帰りました。暗い住宅地の道路で、住民の方が信号のかわりに交通整理をしてくれました。3月14日も雪が降りました。私は「体育館にいる人たちが毛布を分け合っていることを思うと贅沢はいえない」と思いました。被災地の事を話すと、まだ今でも涙が出そうになります。宮地さんのおっしゃるとおりです。「私は、死んでいないのだから、被災者とはいえない、寒いなど言っていられない」と思いました。正井さんの講演を聞いていましたので、とにかくトランクルームにたくさん防災品を用意してありました。それが役立ちました。13年前の反射式石油ストーブがいちばん役立ちました。キャスター付きの大型旅行カバンも、買い出しに活躍しました。買い出しには、4時間並びました。お腹が冷えて腹痛になり、夜に救急病院に行きました。近所の方が「お宅には老人がいるから」と野菜や卵をわけてくれたので、家族を守れました。

そんなあれこれを写真に記録しておく気分には、なれませんでした。今思うと、もっと写真を撮っておけばよかったです。被災地に行ったときにも、避難所の中は遠慮して写真を撮れま

せんでした。特に、ダンボールをペタペタ張っただけの、誰も入りたくない醜悪な女性の更衣室など、撮影しておけばよかったと思います。

正井さんから学び、携帯トイレと簡易トイレは多量備蓄しておきました。女性が困るのは排泄と聞いていたからです。地震対策は母子指導講座で毎月開催していたのですが、津波対策の情報は、入れていなかったのです。私はチリ地震津波を、小学生の時に石巻で体験していたのに…です。

大事な事は、地震があったら迷わず高いところへすぐ逃げる。大型ビルなら4階以上に登れば生きられる。車が渋滞したら足で走る…です。気仙沼の海辺にいた母子が助かり、仙台で再会しました。海のすぐ近くのアパートだったそうです。地震で家具が倒れ、車の鍵が見つからず、子どもを抱え裸足で2キロ逃げて山に登り、助かったそうです。途中、知らないおじいちゃんが子どもを抱いてくれたそうです。車で逃げ渋滞した人は、亡くなりました。物を取りに戻った人々が、半島のたくさんの浜で亡くなりました。命より大切なものはないのです。子どもたちの性教育でも「GO、GO、GO! 逃げる、逃げる!」「命より大事なものは無い」と教えていますが、性教育も、DV教育も、津波教育も、同じだと思いました。

【災害地における女性支援を行って】

被災地支援ですが、3月中はガソリンが入手できないので動けず、自転車だけなので、できませんでした。4月2日にガソリンが手に入ったので、ようやく私の故郷である石巻に向かいました。門脇地区にいとこの家がありましたが、いとこ夫婦は家ごと流され、いまだ見つかりません。合同葬儀はありました。故郷は焼け焦げていました。その変わりように呆然としました。

湊地区に、母違いの兄がいるのですが、そこも津波被害で、数日後やっと会えました。石巻の帰り道は、夜になると真っ暗で、避難所だけに発電機の明かりがついていました。夜に帰るときは、道路が壊れているので、怖かったです。「もし今、車が壊れたらどうしよう」と思いましたが、あらゆる県から支援のパトカーがたくさん来ていました。「そうだ JAF は来ないけど、110番すればいいのだ」と思いました。それだけ、被災地に行くのは大変なのです。ですから、被災地では、暴漢が流入しての性暴力は、たくさん起きてはいないな…と思いました。神戸の震災との違いはそこでしょうか。

4月10日に、奥松島(東松島市)に行きました。ハーティの仲間や、東京からの女性支援の人々も一緒に、車を何台も連ねて行きました。その後、各地の避難所を廻りました。4月11日やっと女川に行けました。高台にある病院の1階まで冠水していました。女川の高校の先生が「性教育講演会ができなくなった」と手紙をくれました。その先生も、石巻の門脇の自宅が冠水していました。そこで、他の性教育の予定があった学校に、電話して見ました。「生徒が、先生が…亡くなった」と語る涙声の先生がいました。被災地の皆さんの姿を見ると、通わずにはいられなかったです。アメリカや静岡、東京…など、遠方の女性の人たちが「何が必要なの？ いろんなものを持っていくわよ」と連絡をくれました。ショーツにパープルホットラインのカードを入れたセットを、何十組も送ってくれました。全国の銘菓もたくさん持ってきてくれたので、みんなで知人がいる避難所を廻りました。お寺の避難所もありました。和やかな雰囲気のところでした。湧き水もあり、お墓に竿をさし洗濯物を干したりしていました。お寺なので、地域の人は、畳で寝ることができたのです。他の避

難所とは雰囲気の違いでした。和尚さんのお連れ合いは、女性の調査班のインタビューにも応じてくれました。

4月中は講義や他の仕事もなかったので、通い続けようと思いました。その基準が「自分は死ななかったし、家も残っているので、被災とはいえない」という所にあったと思います。友人たちと息子と、取り憑かれたように通いました。5月の連休明けからは、仕事が始まるので「さてどうしよう」と思いました。女性のネットワークの人は、いろいろな物を送ってくれる。遠くにいるけど支援したい人もたくさんいるとわかりました。どうしようか…と連休中に集まり、「みやぎジョネット」女(じょ)ネットワーク…と名づけ、グループをつくりました。女性、子どもを支援しましょうと、企業も多くの物資を送ってくれました。ご好意で約50坪ほど倉庫を、借りることができたので、受け取ることができました。届いた寄付物資を組み合わせ、ジョネットセットと名づけプレゼントにしました。各地の避難所に持って行きました。更に、ジョネットサロンと称し、お抹茶や和菓子の提供をしました。手工芸の会もしました。避難所で「DVはありませんか、性暴力はありませんか」とは聞けませんでした。「それどころじゃないのよ」と言われると思いました。そこで「まずはお茶を飲みましょう。手芸しましょう」と開催したら「とても楽しい!」と言ってもらえたのです。「まずはこれでいこう!」と、みんなで様々の手工芸会を開催しました。神戸の正井さんたちがいらして、ハンドマッサージをしたら、被災者の方は大喜びでした。ネイルケアもしました。ハンドマッサージしていると次第に話し出すのです。南三陸でも飯野川の体育館でも開催しました。避難所のみなさんは、作りだすと夢中になり大喜びでした。

これはシェルターネットの皆さんと一緒に支援にはいりました。まずは一緒に支援のサロンを行って、帰りには被災現地を見てもらいました。支援する場に入ってもらい、一緒にハンドマッサージをしてもらいました。唐桑に行くには、道路が壊れ、遠く迂回して行かねばならず5時間もかかりました。おばあちゃんたちも待ちくたびれて、既に仮設住宅に帰ってしまいました。でも携帯で呼び合って集まってきました。「まずお茶飲んで、漬物を食べなさい」と反対に言われました。被災地ボランティアマニュアルには、「ごちそうになってはいけない」とあるのですが、おいしく頂きました。帰りには漬物まで頂いてきました。女性たちに「また来てね」と言われました。だから行かねばならないのです。しかし、被災地は、あまりに広く、同じところに何度も行けなかったです。

7月には、“おんなの語り場”というイベントも開催しました。本日の司会の遊佐さん始め、超党派の議員さんたちと連携して開催しました。公開のスカイプ会議で、仙台、南三陸、女川、一関、福島を結びました。たくさんの女性や男性も仙台の会場に来てくれました。東京のマスコミがたくさん来ました。地元マスコミは、活動を追いかけていた記者が取材に来てくれましたが、地元のマスコミの反応はとても低かったです。被災地のニュースは山程あって、女同士のスカイプ会議の開催には、関心がなかったのでしょうか。私たちが何度も訪ねて行くことで「そうだ、もう一度お店を頑張ろう」と思う被災商店の方も出てきて、会場のブースで販売もやりました。スカイプ会議に出た人は、パソコンには触ったこともない60代の方たちでした。中継は、簡単にできるだろうと思っていましたが、甘かったです。だれも有線のLanがあっても貸してくれない。真夏の暑さですから、パソ

コン2台を用意しました。準備に通い、当日も操作の援助者と運転手を各所に派遣し、やっとできました。

石巻の門脇で流された身内は、車の中で冠水しました。意識を失ったが水が引き助かりました。偶然、つづれた車の上にお医者さんが立っていて、声を出して、奇跡的に助け出されました。彼女がいる避難所に私は行きました。ニュースでは各避難所にrippana仕切りが入っていると聞いたのですが、そこにはない。なぜかと聞くと、60代の男性リーダーの人が「私たちは家族です。そんなものはいりませんよね。賛成の人は拍手してください」と言うそうです。私の親族のように、シングルの女性は拍手しないのだけれど、かき消されてしまう。大勢の方は疲れていて「まあいいか」となり、反対意見はカウントされない。副リーダーは女性ですが、彼の内縁の女性。そこで、私は、その町の男女共同参画課に、内閣府の通達が出ているはずだと思って「仕切りはまだ立てないのか」とメールで聞くと「調べたら材料がないそうです」と返事がきました。いや、実はあるのです。身内がお世話になっているという気持ちもあり、それ以上は言えませんでした。彼女に、仙台の私の家に来るように勧めると「ここを1週間離れたら権利を失う。ここにいるからいろんな情報や見舞金も入る。そのうち行くけど2泊しかできない」といいました。彼女が仙台に来たとき、パソコンで避難所の情報をたくさん見せたら、あまりに自分の避難所がひどいことが判明し、だんだん怒りだしました。「でも言えない」といいます。ようやく生き延び、すっかり疲れきった人に、ああしろ、こうしろとは言えませんでした。そのリーダーは、大臣が来たときも「家族の食事時間に何で立ち入る!」と追い返した事を自慢にしていたそうです。多くの避難者は、

「こういう食事を食べている」と見て欲しかったのです。彼女はコインランドリーに自転車で行き、何時間も待ち、下着を洗い乾燥して3時間かけて帰っていました。両親を捜して遺体安置所に、車で行って何時間もかかって帰ってくる。するとシャワーの時間は終わっているのです。私はアルコールとコットンを大量に渡し「体と髪をふきなさいね」と渡しました。すると清拭する部屋もないので、毛布をかぶり着替えしていたのです。2カ月過ぎてもそうでした。でも、隣の避難所は、ちゃんと衝立もたっている。場所によっては、女性更衣室があるところもある。通達が、実施されているか確認されていない。役所の人も大変疲れているので、できないのです。社協の人たちも、入り口に事務所があって、被災者のお世話しているのですが、中の事には関与しないようでした。各避難所のリーダーの感性で、事は運ばれている。まるで閉鎖的な村社会の样だと感じました。仕切りや更衣室、トイレの設置などプリントに明記され、必ず配布掲示され「これが基準です。はずしたい人は自由にどうぞ」とならなければいけません。そして外部からチェックが入る必要があります。避難所で毎日お世話している人には、言えないと思います。実際、男女共同参画の調査に入る、アンケートをとることが、とても大変だったそうです。仙台の女性グループも調査で入れたのは、登米市だけだったそうです。男女参画条例があり、その条例の対象は、住民票がない人も対象になると明記されていたので、男女共同参画の係りの人が、後押しして調査に入れたそうです。衝立や更衣室などの設置は、当たり前の最低基準にして欲しいです。それから調査が外部から入ることです。その場所の人に言えないのです。ようやく彼女は仮設に当選した。明日避難所を出るという時、リーダーが「さあみな

さん、支援を頼ってばかりいないで、私たちが自炊しましょう」と言い出した。みんなは、「えーそんな…」と思ったそうです。彼女も、シングルでだからといって別に暇じゃない。ハローワークに行くとか、親を亡くしたので諸手続きがある、しかし炊事当番に出られないと、片身が狭くなる。明日ここを出るのだから「私は、自炊はいやです。パンと弁当でいい」と意見を言おうと思ったそうです。すると周囲から「やめときなさい、ここに居られなくなる」と引き止められたそうです。リーダーに特権などないのに「その人がすべて決めている」という雰囲気になっていたのです。何カ月も生きるか死ぬかの中で過ごし、疲れきっている人々は、強くでる人に支配されて行くということが良くわかりました。投書箱が必要です。メールでの投書も良いです。個別のヒアリングも必ず入るようにすべきです。日常的に男女平等の意識が進んでないと、閉鎖的な村社会のような、家父長制がはびこるのだと思いました。

後は、思いついたことを資料に簡単に書いておきました。

私は「食料は3日で届く」と地震対策の母子指導で話していましたが、大規模・広域災害では1週間分の準備が必要です。それから炊き出しの訓練は、電気のあるところでやっていたのでは役立ちません。停電下、断水という条件で訓練しなければならないです。

【支援のあり方】ですが、個人でできたこと、仲間とできたこと、グループを作ったこと、組織を作ったこと、他組織と連携してできたこと…があります。支援物資は、避難所には人数分揃わないと受け取れないといわれました。それは当たり前です。平等性を守る必要があります。支援物資を30個持って行って「適当に分けて」というのは困りますね。ですか

ら、私たちは、個人を入り口で呼び出して渡しました。女川原発内の避難所でも、知人の友人を呼び出し、ショーツとフリーダイアル相談のカードのセット、ハンドクリームの箱など、たくさんの物資を渡しました。その人から、確実に周囲の女性に渡っていくのです。それでいい。仲間と、広域の避難所の個人、壊れた自宅で困っている人に、支援物資を届けました。その女性から、周囲に広がっていきました。私はDVシェルター活動で、希望を伝えて寄付物資をもらうことに慣れていました。仙台市の男女共同参画財団に「今度は入社式と卒園式に行く人がいるのでサイズはM、靴は24」とか伝えて、オーダーメイドのプレゼントが揃いました。

グループを作り「みやぎジョネット」という名前をつけたことで、支援したい個人や企業から、物資を受け取りやすくなりました。グループであることで、企業も信用してくれました。もちろん全国女性シェルターネットや東日本女性支援ネットワーク、ハーティ仙台の後援が信用を生んだと思います。

参加型のサロンは、私が把握しているだけでも、10月まで26回です。毎回20～30人に支援品を渡していくだけで、かなりの人数になったと思います。物資だけ届ける事も何度もありました。受け取った人が「ありがとう」とカードに書いてくれるので、企業に届けました。すると「もっと送ります」となりました。返事がある点が良かったようです。

ガソリン代や活動経費へ、現金の支援も受けられました。大きな組織ではないし、どこまでやれるのか長期には責任は持てないし、ハーティ仙台の活動や自分の仕事もあるし…と、受け取るのにためらいましたが「何に使ってもいいから」と送ってくれる方たちがたくさんいました。

【組織を作ったこと】は、行政への提言を文書で行うことができました。「語り場」をやったときに超党派の女性議員たちが入ってくれ、復興支援の条例に「男女共同参画の視点を」と合同で提出し、文言として入りました。

【他組織と連携してできたこと】では、全国の人を案内して、現実の被災状況を知ってもらう機会を提供できました。正井さんに「なぜハンドマッサージや手工芸をしなければならないかわかった。大阪や神戸だったら黙れといってもみんなが喋る。東北の人はこういうことを行って、やっと話し出す。だから手工芸サロンが必要なのね」と言われました。そして現地に行ったことにより、規模の大きさをわかってもらえました。「これは10年20年かかる」と、一瞬でわかったというのです。秋に、就労支援にも取り組まないか、という話もありましたが「今はシェルターシンポの準備、DV被害支援に追われているので」とお断りしました。できないことはできないと言わないとダメだと思いました。

アドボカシー活動としては、ブログです。いろんな事を発信すると読んでくださる方がたくさんいるのです。東日本大震災女性支援ネットワークの人たちがグリーンワーク（デジタルカメラを貸し出して撮影してもらい、一定期間後、その撮った写真をもとに複数回、語り合う）を、私たちのグループで、開催してくださいました。安心して「自分の被災はこうだ、見てきた被災はこうだ」と、語るうちに泣けました。この手法は、もうすこし時間が経ってから、ゆっくりグリーンワークとして、指導の方と一緒に開催したいと思っています。

【女性への暴力の防止・啓発・対応】については、ハーティ仙台として大事な活動です。仙台市の災害時緊急ダイヤルは3月末から始まりました。ガソリンもない中、自転車隊で相談に通

いました。パープルホットラインは、全国のシェルターネットワークが24時間体制で実施してくれたので、ハーティ仙台は、4月中は休みました。夜は被災地優先にしてくれました。チャイルドラインみやぎも、しばらく相談参加を休みましたが、全国で受け続ける体制が、やはり功をそうしたそうです。

東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎは内閣府の予算です。宮城県とハーティ仙台で、宮城県限定で受けています。寄り添いホットラインも被災地3県限定で、受けています。これは、なんでも受けるぞという、気合の入った女性たちが中心となり、9月から始まっています。パープルホットライン情報は、4月から下着とセットにしてカードを配りました。7月の時点で35%が被災地からということです。

避難所でボランティアを強姦という事件が気仙沼でありました。DVは、避難所では表面化しないが、仮設に移ってから明らかになるだろうと思いました。すでに、8月には石巻の仮設住宅で、内縁関係の殺人事件が起きました。女性が酔っぱらっているからとガムテープで手足を結わえ放置、朝になったら死んでいたと、生き残った男が言ったそうです。

他にできたこと。仙台市の仮設の絆支援員(被災者の雇用支援でもある)の研修には、DV研修が入っております。DV性暴力の研修が、最初からプログラムに入りました。児童虐待とDVの関連について、公開講座もしました。パワハラとセクハラは女性の弁護士が担当して研修しています。支援員に雇用された人の半分は女性です。この研修プログラムは正井さんから褒められました。

県行政との連携で被災地の訪問もありました。被災地の行政も疲れきっているので行政とハーティ仙台が尋ねるのは、かえって負担感も

あるのだな…と感じました。ある沿岸部の行政の方は「落ち着いたら男女共同参画にまた取り組まないと。」と話されました。「それは、ちょっと違うのだけど…」と思いました。DVや性暴力が非常に緊急事案である…との通達は、母子福祉のほうに行っているのです。男女共同参画担当の方には、情報が届いていないようでした。でも行政のみなさん、津波被害支援、仮設の対応で疲弊しているので無理もないと思いました。

民間として30年性教育に関わってきました。25年間、DV・性暴力被害女性支援をしていますので、デートDVという名前がない時代から、中高校の教育をたくさんしてきました。ですから、延期にはなりましたが沿岸部の学校で実施しました。女川の高校はビニールシートで応急処置した体育館でしました。気仙沼も「体育館から、避難物資がなくなりました。今年の予算で、今年中にやりましょう」と男女共同参画の係りの人が言ってききました。ですから震災の混乱の中でも、以前からやってきた事は、重要性の認識は消えませんでした。沿岸部の学校で複数開催できました。

DVの相談が届いています。家が流されてしまい別居していた夫が戻りひどくなった、反対にアパート流され、妻が戻らざるをえなかったとか。調停中、夫の家族が家を流され多額の弔慰金が入ったのに、世帯主のおじいちゃんにお金はいるので、DV夫から「オレは金がない。だからお前にやる養育費などはない」と言われている。避難所で監視が強く性関係がもてない。夫がイライラして恐ろしい。仮設に行くのは怖いので離婚したい。1階が流され、遠くの町のみなし仮設を紹介された。でも、夫が怖い。以前は、近所がいたし息子も近くだったから何とかなったけど、遠くの町に夫と二人でなんて

恐ろしくて行けないから離婚したい(老年期)、などの相談がきています。

〔女性支援と銘打って行うことの大切さ〕です。私ははっきり「女性を支援しているグループです」と語りました。チラシやカードを渡して「私たちは女性を支援している活動なの」と伝えます。でも男性の参加は、ダメというわけではないのです。おじいちゃんたちにも「ハンドマッサージとネイルケアと手工芸です」といいました。これには、さすがに、男性の参加は少ないです。でも、男性もお抹茶やマッサージにはいらっしやいました。「女性たちを支援しています」と伝えたときの女性たちの嬉しそうな顔。DV と言って、わからない人はいませんでした。「全国の人が来ているのよ、全国の企業が女性にプレゼントしたいと言っているのよ」というと「そうなんですか」と、嬉しそうでした。私はそれだけでエンパワーできると思いました。縁があった関係で、それぞれが、それぞれの関係で、できることをやる…でよいのだと思います。また、身近でない関係だから話せる愚痴もあるのです。「親戚は案外冷たいよ」といいました。遠い地区の方が話を聞く意味はあるのです。

対象はあまりに広域で膨大で、前例もないのです。試して見て、次を考えていく。「正解なんてない」と思いました。せんだい男女共同参画財団もいろんな企画を考え、次々いろいろな企画をやりました。それでも男性は「フォローできた人数は何人でしたか」と聞くのです。男性は、なぜ数ばかり言うのだろうと思いました。財団は、仙台の女性の支援者に、ブラジャーや生理用ショーツの提供を呼びかけました。一人一個でも、財団が集めれば、何百個にもなりました。各サイズのブラとサニタリー・ショーツです。素晴らしいです。NPO も行政も、柔軟

さが大事だなと思いました。

〔支援はバーンアウトしないように、できることをできる範囲で行う〕宮地先生の本を読みました。7月に訪ねてきてくださって「大丈夫?」と聞かれました。私はあの時、あまり寝ないで、食べずに走りまわっていたので少しおかしかったと思います。でも、だんだん調整するようになりました。先生の本を読んで、「押し寄せる期待、提案、計画に答えようと、自分で自分の首を絞めないようにしよう」と思いました。ハーティ仙台も、被災地支援も可能な形で、変化しつつ、続けることが大事だと思います。被災地の回復は、何十年もかかるのです。

戒能:最後に本当に10年20年かかる長い支援の中で、“女性を尊重している女性がここにいるのよ”と、5月の末に八幡さんからお聞きしてすごく心に残ったんですが、明るくおっしゃっているけれど本当に大変だったと思います。でも全国の女性たちが支え支援を続けていきたいと思いました。3人のパネリストの方、ありがとうございました。それではここで加藤さんから、コメントをいただきます。

加藤:貴重なお話を伺い、胸がいっぱいです。“性暴力救援センター・大阪”というのは大阪の草の根の女性たちがいちばん力のもとになってできているものです。走りながら考えるという大阪のおばちゃんたちの気力で走り出し、私自身もこういうものが必要なんだと形で表わさないと行政にもわかってもらえない、被害を受けた人たちにはこういうことが必要なんだということを実践するしかないという思いでした。たまたまいろんな力が集結しスタートすることができました。いまの八幡さんのお話を聞いていて、この仙台の地でもこれだけの被害の中、こ

れだけ女性の力を発揮することができ、被災女性たちにエールを送り、一緒に復興してきておられるということを伺い、改めて日本の女性の力はすごいと思いました。世界では、この震災に対しての冷静さを称賛していますが、実際の被災地では特に女性への日常的な暴力的なできごとがより強くあらわれていたはずなんですね。だからそういったことを声に出さずに我慢するのではなく、そういうことが起きない現状をつくっていかうという動きがまだまだこれから必要です。すばらしい活動をぜひ続けていていただきたいと思います。

戒能: 力強いコメントをいただき、ありがとうございました。それでは、少し私のほうから3人の方に質問させていただきます。短期的支援と長期的支援という話が出てきています。これから支援を継続していく上で必要なことをどうお考えなのかということ。それから短期的スパンで八幡さんのお話いただいた事例がありますが、既にDV被害の殺人事件も起きています。宮城県の県警の発表では今年の1月から9月までの警察に対するDV相談は去年の同じ時期よりも50件増えているといえます。でもそれがなかなか支援につながっていないのではないのかということもあると聞いております。仮設に移って非常に閉鎖的な中でDVや性暴力、児童虐待も実は起きているということを伺っています。行政も被災しており対応はたいへん厳しい状況にあると思いますが、短期的なスパンで考えたときに、どんな事が必要なのかとお考えなのかをお3人に共通する質問として伺いたと思います。それから男女共同参画について、平時と震災などが起きた非常時ではつながっていると。平時で男女共同参画というのがどうなのかということとは加藤さんもさっきおっしゃって

いましたが、非常時に鮮明に現れてくるということを見ると、今までの男女共同参画から考えますと“ピンチをチャンスに”というお話もありました。地方のレベル、全国のレベルということもあるかもしれませんが、男女共同参画の施策、政治というものに望むもの、あるいは市民としてどんな事をやっていけばよいのかを含めてお話いただければと思います。また、宮地さんは精神科医師のお立場から、加藤さんの講演でもいろんな機関の連携が大事だというお話がありました。国も切れ目のない連携が大事とずっと言ってきていますが、実際にはうまくいっているとは限らない。特に医療機関、支援する側との連携をどうすすめていったらいいのかをお聞きしたいと思います。

正井: 私は防災とは日常から始まると思っています。本当にDVや性暴力とは何かが女性たちにわかっていなかったら、相談に来てくださいと言っても来ないでしょう。ウィメンズでは“あなたが怖いと感じたら、それはあなたが暴力を受けているということです”と、小さなカードをあちこちに置いています。どんなに恐怖を感じさせられても殴られていない限り、自分はDVの対象者ではないと思っている人が多いのです。デートDV防止授業をするようになって中学高校の子どもが持って帰って来たパンフレットをみて、はじめて私のことですよという母親が少なくないんです。性暴力については2008年アメリカで、ハリケーンカトリーナの3年後に出された本「被災地における性暴力防止と対応のためのマニュアル」の中に、災害時にどうやったら性暴力被害を防げるかについてが非常に具体的に書かれています。例えば管理がおろそかになるので2,000人以上同じところに収容しない、安全でない死角になる場所が

あるのでそこは立ち入り禁止にするなどです。ハリケーンカトリナの後、集団レイプに遇った少女たちが被害後3年しか経っていないのに自分たちの体験を劇にして全米を廻っていた。それをみた私の友人がメールで知らせてくれたのですが、その活動の財政を支援しているのはジェーンフォンダなどの女優たちだということでとても感動しました。同じ2008年、日本で10年前、災害時でもない時に会社の帰り道に車に連れ込まれ集団レイプの被害を受けた女性から、“あのときなぜ私は殺されなかったんだろう、いっそ10年前に殺されていたらこんなに苦しまないのに”という訴えをわたしは聞きました。被害を友人に話したら、忘れなさいと言われたそうです。でも、忘れようとしても結局10年経ってもずっとその事が忘れられず苦しみ続けているのです。私は、日本の女性が弱いわけではなく、アメリカの少女たちが強いでもない。それは性暴力というものを社会がどうとらえるのか、性暴力被害においては責任は全面的に加害者にあるという認識を社会が共有できるかどうかということが違いをもたらすと思いました。平時において、女性が性暴力被害を責められることなく訴えることができるか、各都道府県にワンストップセンターがあるかなどが、災害時にも女性が安全に暮らせるようになることとつながっています。今、埼玉県では女性たちが政策提言をできるような力をつけようとする取り組みを男女共同参画センターが県内3カ所で実施しています。女性たちが政策提言できるような力をつけていくことが大事だと思います。私は2005年に市町村で女性がどれくらい防災担当者や防災会議にいるかを調査しました。例えば兵庫県では防災会議45人中女性はゼロ、大阪府もたった一人、女性の知事さんでした。京都府はたった一人が女性の副知事

というように、全然女性がいらない。それならいっそ、女性防災復興会議を作ったほうがいいのではないか。そこで提言をまとめて、地域の施策に反映させていけばよいと思います。性別による統計というのは女性問題を明らかにしていくときにとても大事になります。ついこの間、福島で緊急雇用として2,000人を雇用するということがありました。そのうちの何人が女性の雇用かはわからず、ただ総数で2,000人を予定しているということです。50%は女性を雇用すると書いていかねばならないと思います。東京、大阪と静岡県が、“うちがトップだ”という避難所マニュアルを見ました。どのマニュアルにも“地域リーダーを避難所運営に入れること”とはあるのですが、女性を何割入れるとか具体的な数字はどこにも書かれていませんでした。八幡さんがおっしゃったように避難所に設置基準を作っておかないと、女性たちの声はなかなか届かないと思っています。

私は“東日本大震災女性支援ネットワーク”に世話人として関わっています。そこで“災害復興時における女性と子どもへの暴力調査”というのをしており、ここに持って来ております。フロアに置いておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

戒能: それでは宮地さん、お願いします。

宮地: 継続に必要なこととしては、一番大切なのは燃えつきないということだと思います。いろいろな燃えつきる条件があって、ひとつはいろんな立場、自分が当事者なのに支援者だと思って一生懸命やってしまうとか、被害の重さくらべをしてしまう。有る程度は避けられませんが、ずっとしていると疲れきってしまう。それから女性は共感して当然だし共感するのがいい

いと思われがちなので、むしろ共感しすぎてバテてしまうこともあります。震災支援の場合は少ないのですが、性暴力被害の場合支援者に対してのバッシングもあります。女性支援の場合は正井さんのように被害にあっているわけです。あらかじめ注意できることはしないといけないし、サポートし合うことも必要ですし、加藤先生が言われた、裁判での証言者を守るシステムなど、支援者にも攻撃がくることを認識しておくことが必要だろうと思います。それから、サバイバーギルト（生き残った者の罪悪感）などの罪悪感は、長い目でみると脳に負担をかけるし体にも悪影響がいろいろ出てきますので、知っておくことが必要です。

さきほど、「語られにくいもの」として申し上げましたが、加藤先生が言っておられた“被害があっても犯罪としてみなされないもの”があまりに多い。それは法律の問題もありますが、加害者もバカじゃないんです。わざわざ捕まることはしない。捕まらないように被害のことを喋れないとか喋らないような人にするわけです。また、自分でも加害だと思わずにすむようなやり方をすることも多いです。なかには無意識の中でだれかに恩を着せることによって、相手が言わないような状況を作る。そういう意味での、からくりが性被害にはあるということを知っておかねばなりません。特にセクハラときには力関係、プレッシャーがあることを改めて理解しておくことが必要です。

もうひとつは、男性を支援活動に巻き込むことも大事です。女性同士でやらなければならないことはいっぱいありますが、男性のたぶん2／3くらいはもっと女性に幸せになってほしいと思っています。けれど、どうしたらいいかわからないという人がたくさんいるはず。いつも男性が加害者扱いされるのはイ

やなはず。ごく一部の男性のために自分の男性性まで否定されるのではない、そういう社会を男性の方々にもいっしょに作っていただきたいと思います。

連携をどうするか。確かに難しいし男性に期待を持てると言っただけですが、例えば精神科医師の中で男性の先生たちが性暴力やDVの被害者のことを理解しているかということ、まだまだです。法律の専門家の方々にもがっかりすることもあります。でも、少しずつ理解してもらえるように声をあげていく。お医者さんにもいろいろ言って試してください。1人がだめだったからとあきらめないでください。“心のケア”に関しては、これから研修事業が増えていくと思います。日本では、トラウマとか心のケアというのは1995年まで知られていませんでしたが、この15年ですいぶん変化しました。今回の震災はトラウマへのリテラシー（理解）が増えていくチャンスでもあるので、ぜひみなさん周りの人に声をかけていただき、連携が増えていくといいなと思います。

八幡：「ピンチはチャンス」。私の生きている時代に何でこんな事が起きるのか腹が立つんですが、各県それぞれ事情が違います。各県がこのピンチをチャンスにしていこうということかと思っています。被災地であることでフリーダイヤルや同行支援の電話相談などの支援予算がいろんなルートから来るので、そういう相談できる人たちが地方にも増えてほしい。もうひとつ警察に電話相談が増えているのはとても良いことです。もともとあったのにそういうことは相談できないと思っていたわけで、フリーダイヤルにどんどんかけてきて、“あなたはそういうことを生活安全課に記録してもらおうことでとても役に立ちますよ”という適切な指導を受けている

ので相談できるのです。相談できずにひどくなって人が殺されたり、逆に殺したりしているわけですから。特に警察に相談というのは記録が出て、DV法の接近禁止命令などでプラスになります。女性相談センターなどに行っているんだと、背中を押すためにあらゆるフリーダイヤルに予算がくるように、自分の力量を考えずにシンポジウムが終われば協力しますと私は言っているんです。「Wake Up 人権」とは、本当にひとくくりにして申し訳ないんですが、東北はまだなんだです。ですからこのことを起点にして男女平等や人権をより地方に伝えていきたいと思います。たまたま縁があった被災地の女性たちに“私たちはあなたのことを思っているよ”ということのを会いに行き伝えてくる。物資を届けることを、彼女たちが失ったすさまじい被害の中にどれほどのものだろうと、フツと思うんです。私もニュースでみるとマグロの解体ショーとか何千人にとかに比べたら、なんて小さいんだと思うのですが、そんな事ないんです。たまたま縁があった人たちから確実に勇気もらっています。それから被災地でない遠い県の方が電話を受けていることもとても良いことだと思います。ハンドマッサージで行ったときに“なぜ遠くの方はこんなに優しいの？近所の親戚はお金が出たでしょう？”というのよ”と、身内や近所の人には言えないことをポロポロ言うとか、まだまだ皆さん、起きたことを信じられず話したいと思っているんですね。遠くの方が来て話を聞いたり、遠くで電話で話を聞くことはとても大事なことです。離れていて関係がないからこそ話せることもあるんです。

戒能: ありがとうございます。3時からスタートしたパネルディスカッションも時間が経つのが早く、あっという間でした。今日は「Wake



戒能 民江氏

Up 人権」というスローガンのもと、みなさんのお話を伺いましたが、これから本当に息の長い被災地支援を続けていくこと、そういう意志を持ち続けていくこと。そして“被災地の女性たちのテンポに合わせて支援をしていくこと”と八幡さんがおっしゃっています。このことを忘れずに継続していきたいと思います。同時に、私たちここに集まる女性、そしてその背後にいる女性たちができることは、どういう社会を私たちは作っていくのかということだと思います。これは近藤さんが“グランドデザインの構想力”と、おっしゃっているんですが、まさにそのとおりだと思います。将来を見据えてということではたいへんですが、DV法の第3次改正の問題もあります。DV被害を受けた方、性暴力の被害を受けた方への支援体制、ワンストップセンターが少ししかないという状況を変えていかねばならない。それを法的に支える性暴力禁止法や女性に対する暴力禁止法も、遠い遠い将来のことではなく、もっと加速させ具体化していくことが私たちに求められていると思います。今日のシンポジウム、加藤さんの基調講演をはじめ、3人のお話はみなさんの心に強く残るものだと思います。それをエネルギーにして明日から、また力を合わせながら一步一步進んでいきたいです。最後に今日お話いただいた4人の方に拍手でお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

分科会 A 11月20日(日) 9時30分～12時

A-1	5F セミナーホール	大規模災害時における被災者支援 ～ジェンダーの視点から～ 担当団体：NPO 法人ハーティ仙台 53ページ
A-2	5F 和室	医療とDV —医療現場における DV 被害者支援を考える— 担当団体：特定非営利活動法人フェミニストサポートセンター・東海 59ページ
A-3	6F ギャラリーホール	DV被害者の貧困と自立支援 担当団体：S・ぱ～ぶるリボン 63ページ
A-4	5F 創作アトリエ	シェルターネットと多文化共生 担当団体：NPO 法人全国女性シェルターネット 外国籍電話相談 67ページ
A-5	6F スタジオホール	DV関連法制と被害者支援の実際 担当団体：NPO 法人ハーティ仙台 73ページ
ワーク ショップ	5F 特別会議室	障害のある女性の生きにくさの課題 —障害女性複合差別調査・中間報告— 担当団体：認定 NPO 法人ウィメンズハウスとちぎ 79ページ

分科会 B 11月20日(日) 13時～15時30分

B-1	5F セミナーホール	「大震災に遭遇した子どもたち」と「DV家庭の中で育った子どもたち」 担当団体：NPO 法人ウィメンズネット函館 85ページ
B-2	5F 和室	いまあらためて問う 女性のための医療とは ～ SACHICO のこれまでとこれから～ 担当団体：NPO 法人アズハウス 93ページ
B-3	6F スタジオホール	デート DVへの取組みからみえてくる現状 ～私たちの今できることとは～ 担当団体：NPO 法人レジリエンス 98ページ
B-4	仙台第一生命タ ワービル 11F C会議室※	議員フォーラム 担当団体：NPO 法人全国女性シェルターネット事務局 104ページ
B-5	6F ギャラリーホール	DVの中の子どもの救出と回復 担当団体：NPO 法人ハーティ仙台 108ページ

※ B-4の会場がエル・パーク仙台より徒歩5分の会場に変更になりました。

分科会 A

11月20日(日) 9:30 ~ 12:00

A-1

大規模災害時における被災者支援

～ジェンダーの視点から～

5F セミナーホール

担当団体

NPO 法人ハーティ仙台

協力団体

特定非営利活動法人イコールネット仙台

NPO 法人ウィメンズネット・こうべ

NPO 法人参画プランニング・いわて

司 会

宗片 恵美子

(特定非営利活動法人イコールネット仙台 代表理事)

発題者

正井 礼子

(NPO 法人ウィメンズネット・こうべ 代表理事)

田端 八重子

(NPO 法人参画プランニング・いわて 副理事長)

流れ・時間配分

9:30 ~ 11:00 発題者から問題提起

11:00 ~ 11:30 発題者の討論

11:30 ~ 12:00 質疑応答

内 容

〈問題提起〉

正井礼子氏

「女たちの家」誕生

1992年、「ウィメンズネット・こうべ」を立ち上げ、女性の人権擁護と男女平等社会の実現をめざして、市民活動をやってきた。94年、女たちが自分たちの思いを仲間に出会って語り合う場所をつくろうと「女たちの家」を開設した。それが新聞報道されると電話が1週間鳴りやまなかった。「私には帰る家がない」「実家がない」という内容のもので、「女三界に家なし」はいまだに生きていますと実感した。その後、夫からの暴力を受けている女性たちからの電話が次々と入ってくるようになり、シェルター活動につながっていった。

阪神淡路大震災発生

95年1月17日の震災で、「女たちの家」を失ったが、新たに借りた家の6畳一間に電話を置いて、それから10年間、女性の支援活動に取り組んだ。震災直後は、女性のための電話相談の開設、女性支援セミナー（女性だけで安心して語り合える場）、妊娠婦や乳幼児を連れのお母さんの集いの開催、物資の支援などを行った。

95年7月に近畿弁護士会が「被災地における人権」というシンポジウムを開催したが、分厚い資料の中には、高齢者、障害者、子ども、外国人の人権はあったが、女性の人権はなく「女性が性被害にあったといううわさがあったが、兵庫県警はデマであると否定した」という1行のみ書かれていた。96年3月には、「私たちは性暴力を許さない～神戸・沖縄・女たちの思いを繋いで」という集会を開き、被災地からの報告をした。その後、「被災地レイプ伝説の作られ方」と報道されるなどマスコミのバッシングを受けた。「性暴力を許さない」という一言でこんなにも叩かれるのかと思い、災害については10年間沈黙した。

しかし、2004年12月に発生したスマトラ

沖の地震津波で、「スリランカの避難所で起こったセクハラについて、女性団体が政府に対処を求め、ニューヨークで開催された北京女性会議+10で、被災地での性的暴力は重要課題と報告した」という記事に勇気づけられた。

阪神淡路大震災の検証

そこで、阪神淡路大震災より10年目の2005年10月、女性たちの視点で震災を検証しようと「災害と女性～防災・復興に女性の参画を～」という集会を開いた。そこでは、実際に子どもたちや女性への性被害があったことなどが語られた。また、マスコミには「家族愛が強まった」「奉仕の精神が強くなった」などの美しい話ばかりが取り上げられ、電話相談で聞いていることには目が向けられなかったもので、被災地の女性たちの本当の声を記録しなければと思い、96年1月、マスメディアが流した家族幻想からこぼれ落ちた女性たちの声を拾い集めて「女たちが語る阪神・淡路大震災」を発行した。10年間沈黙していた間、毎年、防災フォーラムが開かれていたが、壇上には工学部系の男性の研究者ばかりが並んでいた。「なぜここに女性がいないのか」「なぜ女性が経験した困難は置き去りにされるのか」と強く感じた。

10年目の検証の結果、阪神淡路大震災では、死者の8割が家の倒壊で亡くなり、男性よりも女性が1000人多く亡くなっていた。女性の死者の多くが劣悪な住居に住まざるを得ない高齢の女性たちで、女たちの老いの貧しさを思い知った。また半年ぐらの間に、10万人ものパート労働者が解雇され、その多くが女性だった。

集会の最後に出したアピール文に「災害時に女性が仕事を失わないような施策と支援を行うこと」「母子家庭や離職した女性に対して、経済的支援や自立支援を速やかに行うこと」「災害

を理由に不当に解雇された女性に対する労働相談を速やかに開設すること」「災害時には災害特別休暇を男女が取得できるようにすること」などを盛り込み、国に出したが回答はなかった。今回についても、避難所のリーダーの男女別割合や行政の防災担当に女性の職員がいるかなどジェンダー統計を行い、施策に生かしていく必要がある。また、男性に対して、日頃から、女性の人権に関するジェンダートレーニングも必要だ。

田端八重子氏

シェルターネットのみなさんのおかげで、5月10日からホットラインを開設し、相談の担当者として今も継続していただいている。物資や支援金もちょうだいし、支援金により、避難所、仮設住宅で不足している暖房器具などを買って届けている。

岩手県には34市町村あり、12市町村が何らかの形で被災をした。陸前高田、大船渡、大槌、山田、宮古の田老、野田、これらが大変な被害を受けている。特に大槌町は市街地の93%が被災した。

日常を届ける

津波というのは人の命も生活もすべて持ち去る。被災するということは非日常になっていくことで、被災者の回復は大変だ。長期間、支援を続けていくということはどういうことか考えている。地元が主体でなければならないと思う。暮らしを取り戻すとは、本人が自己決定できること。判断し行動できる力を得ること。そのためには、多様で個別なニーズに応え、継続的に寄りそっていくことだろうと考えた。非日常化された人たちを日常化していく。例えば、日常

使っている歯ブラシ。硬めかふつうか、柔らかめか、自分が使っているものを手に入れることが、1つ日常化したことになる。こうした日常化を届けなければならないと思った。

被災地でのジェンダー

被災という非日常の中で、性別役割分業は強化された。家でも避難所でも嫁役割を奨励され、女性たちは、ケア役割に引き戻されていった。避難所の中で、仕切りや授乳室を希望しても「ここは一家なんだから。そんなものはいない。何をわがままいうか。おなごが」その声ひとつでどんなに欲しくても仕切りはできない。リーダーに反抗することはできない。そんな時に女性のリーダーが仕切った避難所は、とても落ち着いていて明るい感じがした。また、男性はがれきの仕事で有給だが、女性は避難所の中で、ローテーションを組み3度の食事を何百人分もつくる。それに対しては全然対価が支払われない。そういう状況の中で、女性たちは疲弊していた。必ず調査が入るはずだから、現場の声を出すようにと話した。

DVもあった。もりおか女性センターは配偶者暴力相談支援センターの機能を持っているので、保護命令の申請の手伝いができ、受理された。コミュニティからの抑圧もあり、言いたいことが言えない我慢の生活が続いた。環境の変化によって、からだのリズムも変わる。ホルモンのバランスを崩した人も多かった。3ヶ月目くらいから「ボロボロ涙が出る。何で涙が出るのかわからない」「眠れない」「津波を見た恐怖が毎晩のように襲ってくる」などの訴えがあった。こうした時に対応するために、女性の医師、特に、女性の精神科医が必要だ。人間関係のストレスも大きかった。避難所内では、布団が1枚敷けるくらいのところで家族4人5人で暮ら

さなければならない。そこに入っている人と仲良くやっていかなければならないという重圧がある。家族の絆への抑圧もあった。ケア役割は女性の得意技だと位置づけられ、できなければ何をやっているんだとなじられる。女性自身も被災者であることを誰にも認めてもらえない。

もりおか女性センターの役割

女性センターとして、被災者に支援やケアを出前するデリバリーケアに取り組んだ。全国から届いた物資を、希望する人に顔を見て話を交わしながら届ける。10月10日現在で、搬送が310件に達した。女性センターは民間が指定管理を受託しているので多様性に応えることができる。個別の要望に応じて、必要な物資を届ける。手元にはないものは支援金を活用し購入して届ける。地元の経済が回るように、できるだけ地元の復旧した商店で購入するように手配している。

NPO 法人では、内閣府の助成で、女性のためのホットラインと盛岡市・宮古市で心身の相談室を3月31日まで開設している。また、厚労省の助成を受け、被災地緊急雇用創出事業として「被災地女性自立のためのデリバリーケアプロジェクト」を3月31日まで実施する。仮設住宅が買物に不便なところにあるため、お年寄りや障害者などを対象にした買物代行と安否確認を実施し、特に、安否確認に重点を置いている。スタッフは、宮古、大槌、野田で女性たちを各3人、盛岡市に1人を雇用した。レンタカー、携帯電話、パソコン、プリンターを貸与し、事業が終わった段階で女性たちには起業してもらいたいと考えている。

宗片恵美子氏

震災以降、被災女性の支援活動に取り組んでいる。これは、正井さんたちの活動との出会いから始まっている。

災害時における女性のニーズ調査

宮城県沖地震への危機感や阪神淡路大震災で女性たちが抱えた困難が明らかになったことを背景に、2008年、仙台市内の女性を対象に災害時における女性のニーズ調査を実施した。結果、女性たちは、災害を想定した時に、さまざまな不安や心配を抱えていることが明らかになった。そこで、調査結果をふまえた提言をまとめ、各自治体、各地域団体に災害に女性の視点が必要であることを伝える活動を続けてきた。今回の震災が発生し、平時から男女共同参画が根づいていなければ災害時に対応はできないということもわかった。

避難所の被災女性たちへの支援

避難所の女性たちが抱えた困難の中に、洗濯ができないということがあった。当初、避難所となった体育館には電源も十分でなく、下水設備もないため洗濯機が設置されていなかった。そこで、避難所で暮らす女性たちから洗濯物を預かり、自宅で洗濯して届けるという洗濯代行ボランティアを「せんだい男女共同参画財団」と一緒に始めた。洗濯物を運搬するボランティアは被災女性とやりとりをしながら、さらなるニーズを掘り起こし、支援につないだ。被災女性に共通しているのは、我慢をして、自分の希望や思いをなかなか口にしてくれないことだ。そこをくみ取りながらすすめていく必要がある。

避難所の運営面・ハード面

後に、「震災と女性」に関する調査を実施する

ため、県内の登米市・栗原市・東松島市・気仙沼市の避難所にお見舞い訪問を行った。避難所の運営とハード面をみると、運営では性別役割分業がはっきりと出ていた。責任者はほとんど男性のため、女性の声が届きにくい現実があった。一方、数少ないが、女性リーダーがいる避難所では配慮が行き届いており、女性たちの表情が明るいのが印象的だった。また、ほとんどの避難所で、避難者の食事3食を被災女性たちが、調理室に詰めて調理しており、女性たちからは負担が大きいという声が聞かれた。運営に被災者自身がかかわることは必要だが、その役割が性別に偏ることは問題だと思った。ハード面では、更衣室、間仕切り、授乳室などが無い避難所が多く、プライベート空間が確保されないため、ストレスを抱える女性たちが多く見られた。物資についても、裁縫道具、自分サイズの下着、基礎化粧品など女性ならではのものはなかなか手に入らない。民間のグループや全国のネットワークの支援で届けることができた。

被災女性に向けたサロン活動

避難所において我慢の生活を何か月も経験した女性たちは、自尊感情も低下し、前向きになれずにいる。そこで、仮設住宅に移った段階から、集会所を利用しサロン活動を行っている。マッサージをしたり手作り品を作ったりなど同じ時間を過ごすだけだが、そんな時間を通して気持ちを取り戻してもらいたいと思っている。サロン活動は、被災地に住むさまざまな女性を対象に行っている。被災状況にかかわらず、誰もが3月11日を経験し痛みを抱えており、支援してきた女性たちに対しても行っている。

復興に向けて

復興に向けて課題は多く残された。性別役割

分業意識をひきずったままでは女性は防災・災害復興の主体になれない。しかし、女性たちが、主体になっていかなければ、女性たちの困難は繰り返される。復興会議の女性委員の割合をみても、ひと桁台で、仙台市の場合も16人中3人。これでも多い方だ。

日常にジェンダー平等が実現されていなければ非常時だからといって女性の困難が軽減されることはなく、2008年に実施した私たちの調査も活きたとはいえない。しかし、種はまいたと思っている。今、少なくとも避難所に女性の視点が必要だということは全国的に認識されつつある。ここが突破口になると思う。「災害と女性」を全国的な流れとして作っていくことで、ジェンダー問題を顕在化させていくことが必要だと思う。

今回の震災で明らかになったことは、①性別役割分業意識が顕著に表れた②人権意識の希薄さ③意思決定の場に女性の参画が極端に少ない④地域防災とジェンダー問題。これらについてみんなと考えていきたい。

〈今後の支援のあり方について〉

正井 *世界経済フォーラムの2011年10月1日の発表によると、世界男女格差ランキングで、日本は135ヶ国中98位。去年の94位からさらに落ちている。そこに取り組まない限りは災害時も女性にしわ寄せがくる。大阪・静岡・東京の避難所マニュアルには、地域リーダーを運営に参画させることとは書いてあるが、「女性を」というのは全く書かれていない。具体的に自分の地域の防災マニュアル・避難所マニュアルを入手して女性が何割関わることになっているのか。もし、無ければ、数字として獲得していないとダメだと思う。しかし、防災会議

の委員も60人中2～3人の女性が入っても発言時間は大変少ない。平行して女性防災会議をつくって、自分たちの地域にどのような災害が起きることが予測されるのか、女性たちにやるべきことは何があるのかを入れていく必要がある。大分県では、男女共同参画審議会で、女性だけで女性の視点からの防災指針づくりに取り組んだ。もちろん男女一緒に必要だが、女性の視点で思いきりいろいろなことが言えて考えられるような女性防災会議をつくる意味はある。委員に該当する女性をリストアップして行政に出すことも必要。

*妊婦さんの場合、お腹の大きい人はケアも受けられるが、3～4ヶ月の人は「妊娠中なので、特別な配慮を頼みたい」とは自分から言えずに把握が難しかった。女性のリーダーがいれば、妊娠していることも伝えやすいはずだ。

*ウィメンズの電話相談で受けたDVは6割が在宅の方からだった。避難所からも仮設からも電話はかかってこなかった。公衆電話はあったが、相談の電話はかけにくかっただろう。在宅になって密室になったときようやく電話をかけられる状況になった。在宅被災者へのケアは忘れないでほしい。

*医療チームは来たが、介護チームに来てほしかったという声も聞いた。それを言うと各地で平時でも介護者が足りないと言われる。

*未熟児を産んだお母さんに対してのケアもなかった。普通は、保健所からの育児支援があるが、全部ストップになった。定期健診も乳児健診も妊産婦健診も全部半年間中止になった。行政に電話しても「子育ては自分でやってください」「ヘルパーの派遣は高齢者のみになっている」ということだった。

最後に、今回のシンポジウムで福島のことを扱ってることがなかったように思う。子ども

たちの居場所や心の問題など大変な状況になっている。これは大人の責任だと思う。

田端 今後の支援について、どういう形で続けていくのかジレンマを抱えている。被災した方たちが自立をしていくことが一番大切で、最終的にそこに行かなければならない。女性の経済的自立はセンターとしてのミッションでもある。ある地域では、職場が被災したために、働き盛りの家族の人口流出が起こっている。地元に残りながら、地元の経済をしっかりと立て直す。そこに女性たちが参加していく支援ができないかと思っている。女性たちは横の連携がとれる。それは、何か物をつくるのに有効。例えば編み物だったり小物だったり、仮設の中でやりたい人が集まって作っていく。これが起業につながっていけばいい。また、「買物ができない」「ゴミを出せない」という人が増えているので、そういう方たちへの支援を起業につなぐための支援ができればと思っている。平成19年度から女性の企業家を育成するプログラムを展開している。そのプログラムを沿岸部で展開できないかと考えている。日常を取り戻すことで、それが収入となり生きがいとなってもらえれば何もいうことはない。

宗片 意思決定の場に女性の参画をすすめていく必要がある。仮設住宅のリーダーも男性が中心。地域の再構築を考えていかなければ、従来の伝統的な地域コミュニティの中で女性たちが生きづらい思いをする。それでは前向きな地域防災を考えていくことはできない。地域を知り生活者の視点をもった女性たちが地域づくりの担い手となっていけるような仕組みをつくっていかなければならない。仙台市では、地域防災リーダーの育成を始める。ぜひ女性たちにもそ

の場に参加し、力を発揮してもらいたいと思っている。また、被災女性の自立に向けては、仮設住宅で女性たちが編物などをして手づくり品を作り始めている。それを私たちが販売して支援につなぐ取り組みもしている。

会場から

会場からは、「福島現状を伝えたい」という発言や「『女性の視点』ということばの使い方について検討が必要では」また「防災会議に女性委員が多ければいいということではない」「災害時に発生する人権問題に対する予防対策も必要」「女性の視点」を持ちたい男性もいることを忘れないでほしい」などの意見が出された。

A-2

医療とDV

—医療現場におけるDV被害者支援を考える—

5F 和室

担当団体

特定非営利活動法人

フェミニストサポートセンター・東海

司 会

隠岐 美智子

(特定非営利活動法人フェミニストサポートセンター・東海)

発題者

加藤 治子(阪南中央病院 産婦人科医師)

流れ・時間配分

講演 90分

参加者との事例をもとにしたディスカッション
30分

質疑応答 30分

前半は、阪南中央病院におけるDV事例の統計や、いくつかの具体事例の紹介。

また、阪南中央病院内外のDVケース支援のネットワーク、連携のあり方や、出産にあたっての経済的支援の制度、DV加害者から守るための病院内の工夫などについてのお話があった。

後半は、複数の事例をもとに、参加者とディスカッションがなされ、また質疑応答が行われた。

内 容

全体講演に引き続き、阪南中央病院産婦人科の加藤治子医師による報告である。そこで、講演ではSACHICOや性暴力被害の内容が中心であったのに比べ、この分科会では「周産期社会的ハイリスク研究会」を軸としたDVケース支援に重点をおいて報告していただいた。また、この「DVと医療」分科会は、昨年之久留米大会の講師も加藤治子医師であったので、昨年から継続した話題や、それを発展させた質疑応答が

展開された。

—DVケースに医療は何ができるか—

まずは、病院で対応したDVの事例「身体的暴力の例(妊婦)」「身体的暴力の例(非妊婦)」「性的暴力の例(妊婦)」「性的暴力の例(非妊婦)」「子どもへの虐待の例(妊婦)」「子どもへの虐待(非妊婦)」などが具体的に紹介された。統計では、173例の妊婦のうけたDVのうち、暴力の種類別に分けた場合、精神的暴力が92%、身体的暴力64%、社会的暴力47%、経済的暴力41%、性的暴力31%と、もっとも多く把握されたのが精神的暴力であるということであった。DV173例の転帰(妊婦)をみると、「現状維持」58%、「離婚・離別」38%、「その他」4%となっている。妊婦さんのDVに関わると、非常に若い世代が多いので、サポートによって別れるという選択ができていける、ということであった。「現状維持」と分類される中にも、今後別れて生きていくための準備を始めていく、という人も含まれている(自分の通帳をつくる、仕事を見つける、子どもを保育所に預ける)。

紹介された具体的事例の中では、激しい身体的暴力もかなりあった。さらに、腕にパートナーの名前を刺青で入れさせられているというよう

なことや、避妊しない・中絶させない、中絶を繰り返させる、妊婦に毎日のようにセックスを強要する、性器に物を入れる、外陰部を集中的に殴る、などの性的暴力もたくさん指摘された。また、子どもへの虐待事例についても報告された。

加藤医師は、「医療に何ができるか」として、次のことを提案された。

1. スクリーニング (すべての女性に DV があ
りうるという視点での問診)
2. 記録の保護 (カルテの記述内容は法的に重
要な証拠になる。複数の記載がよい。)
3. 治療・ケア・カウンセリングによる本人の
エンパワーメント
4. 入院による安全な場所の提供 (相手からの
問い合わせに応じない (電話がかかってき
たときの返事の仕方を決めて、貼ってお
く)、相手を病院に入れないことも可能)
5. 他機関への紹介 (福祉・女性相談所・弁護
士・警察など、ニーズに応じて他機関へつ
なぐ)。

この中で、加害者からの問い合わせに応じないための工夫 (「特別面会謝絶措置書」) については、昨年度大会の報告書で紹介したが、その必要がある人については、院内でコピーが回り、PC の中でもマークがつけられ、病室の名前は

病院スタッフの名前にする (ベッドネームは本名) などの工夫がされている。

診察記録について、医者はよく「暴力の現場を見ていないからわからない」などということ言うけれども、それは、そのように「問診として」聞いたということが大事である。例えば、タコを食べておなかをこわして診察に来たら、「昨日何食べたんですか?」「タコを食べました。」という問診になる。「タコを食べてないかどうかわかれへんから、そんなん書かれへん。」というわけじゃないはず。そしたら、<タコを食べて、おなかをこわした>と書くことをしているはず。それと同じで、ご本人の言われたことを書いておく、ということである。将来、裁判などで役に立つように、「夫に殴られ、蹴られてけがをしたと本人が言っている」とそのまま記載すればよい。それから、写真も撮っておいた方がいい。ただ、診察室に常にカメラがあるとは限らない。

治療・ケア・カウンセリングによる本人のエンパワーメント、としては、「こんな暴力は、どんな理由があったにしろ、よくないことだ。あなたは間違っていない。相手がおかしいんだ。」ということをきっちり伝えることによって、だんだんと、そうなんだ、と本人が意識するようになってくる。それにより、例え離別に至らなくても、相手との関係性が変わることがある。

院内の「周産期社会的ハイリスク研究会」と地域機関との連携

DVケース支援のネットワーク (阪南中央病院)

DVケース

周産期社会的ハイリスク研究会

院内 医師 助産師・看護師・保健師 ケースワーカー 臨床心理士

院外 弁護士 配偶者暴力相談支援センター こども家庭センター 保健所・福祉
警察 女性自立センター

院内の検討会では医師、助産師、看護師、保健師、ケースワーカー、臨床心理士らでハイリスクの事例を検討する「周産期社会的ハイリスク研究会」を開いている。当病院では1ヶ月に60くらいお産があるが、その出産前後のうち20冊ぐらゐのカルテがこの研究会にきて、検討しきれないほどである。それは、10代で未婚で産むようなケース、経済的に困窮しているようなケース、家族の中で暴力があるケース、外国人のケースなどが含まれている。

妊娠中または産後に地域の機関ともカンファレンスをもつ。場合によっては育てられないんじゃないか、というケースも(児相で保護)あるが、母親が産んでから自分で決めて、子どもを預けることにする。または、多くの母親は自分で育てたいという人も多い。その場合の支援はとても難しい。どう観察していくのか、カンファレンスで決めていく。児相は、観察しながら、「無理だ」という判断は遅くならないようにみていく。

DV ケースの場合、母子で逃げたいという場合は、子ども家庭センターに連絡するし、もっと急ぐ場合、妊娠中に逃げたいという場合は警察に連絡する。加害者はつねにつきまとうので、産婦人科では男性は診察室の中に入ることはすべてお断りしている。(裏口から警察と逃がす)彼に対しては、警察が通告する。そういう手筈をつけるので、みんなの息が合わないとうまういかないので準備が必要である。実際、いろいろなハプニングが起きる(鍵を持っていたり、通告しようとしたら、夫が院内でいなくなったり)。反省点としてあるのが、「あなたの本当に大事なものだけをもってきて」とスタッフが言ったら、鍵とかではなく、子どもの写真を持ってきたってしまった。もうちょっと持ってくるべきものをリストに書いておくべきだった、と反省したりしている。

— 経済的困窮の中での出産 —

困窮する若い妊婦世代は今の格差社会のひずみを反映していると思う。90年代はみられなかった、妊娠中に職を失うなどのケースがしょっちゅう出てくる。「助産券」というものがあり、前年度非課税世帯だった証明があれば、お産を公費でできるものだが(38万円くらい補助される)、この助産券が使える人は手続きをする。そういう人が全体の11%であるから相当困窮している人が多いということである。ところが前年度は課税世帯だったが今年度は失業した人は、助産券はでない。当病院では分娩に44万円かかり、大阪のキタだと50万円くらい、東京だと70万円くらいかかる。健康保険から分娩手当金40万円くらい出るようになってきたが、東京だと足りないという状態である。当病院でも、分娩費用は未払いが多いので、前払いをお願いするようになった。

また、いま、未受診妊婦がかなり問題になってきている。出産直前まで診察に行かない、行けないという人たちのことである。それを防止するため、妊婦健診券が出てきた。5回くらいまでは無料でうけられるようになった。それ自体は良いことだけれど、そういった人たちは、DVの問題などにもかかわらないと、問題は解決しないと思う。それで、「妊娠 SOS」という電話相談がこの11月から大阪の母子センターで始まっている。望まない妊娠、中絶または中絶できない時期になってしまった時のことなど、相談を受け付けるようになっている。

〈参加者からの質問や情報提供〉

- ・男性医師の産婦人科医による二次被害。
- ・地域のDV支援ネットワークづくりになかなか病院が関わってくれない。
- ・病院に対して加害者からの抗議とかはないのか。

- ・保育園の中で子どもが心配な行動をした場合
保育士はどう対応すべきか。
- ・看護師や助産師の研修の機会の有無。
- ・医学教育、職員教育を広げたい。そういう仕組みを発信する必要がある。

〈加藤医師の回答〉

医師による二次被害：

性感染症の時にどのように伝え、どのようなアドバイスをするか、という問題。「どこからもらってきたのかわからないということが、本当にあるんだけど」というような言い方を使いながら、夫も検査してもらうことが重要。若い世代は女性の産婦人科医師が非常に増えてきている。かなり共感できるのが早い人が多い。性暴力の被害者に対しては女性の医師がいいと思う。

地域のネットワークづくり：

医師は忙しくて出てこれなくても、看護部や事務方に申し入れてまきこんでいくところから始めたらどうか。

病院における加害者対応：

警察が関与してくれる場合はあまり病院には抗議が来ることはない。それ以外のケースの場合には（虐待から逃がしたケース）、抗議を受けたことはあった。しかし、「病院は虐待を聞いたら保護する法律上の義務があるから公的な機関に伝えました」、と伝えて抗議は聞きながした。そういう場合は、法律があることが本当にありがたい。

保育園における対応：

保育園の中での子どもの「性化行動」を正しく観察して、どういう声掛けをするのかという

のは、とても難しく、しかし大事である。性的虐待の場合もあれば、親の行動の模倣の場合もある。深刻な場合であれば、子ども家庭センター、児童相談所と相談することも必要である。内部で議論をし、情報を集めて、親と話をし、それでも心配なケースは児相と相談する、という対処をすべきである。中には保育士からのわいせつ行為のケースも存在する。保育士と子どもの関係、子どもと子どもの関係、親同士、そういう調整が必要になる。

A-3 DV 被害者の貧困と自立支援

6F ギャラリーホール

担当団体

S・ぱ〜ぶるリボン

協力団体

リサイクルショップ「ぶちトマト」

司 会

河野 孝子 (S・ぱ〜ぶるリボン協同代表)

発題者

石本 宗子 (S・ぱ〜ぶるリボン協同代表)

榎尾 和枝 (S・ぱ〜ぶるリボン協同代表)

平野 末子 (UPUP くらぶ/パソコン教室担当スタッフ)

飯田 すずか (ぱ〜ぶる工房/技術講習事業担当スタッフ)

縄崎 順子 (ぱ〜ぶる工房/技術講習事業担当スタッフ)

高峰 峯子 (リサイクルショップ「ぶち・トマト」スタッフ)

流れ・時間配分

- 1 今回の分科会の趣旨説明
- 2 DV被害女性の貧困構造
- 3 S・ぱ〜ぶるリボンとしての実践活動の概要報告
- 4 各事業担当からの報告
- 5 意見交換
- 6 まとめ

内 容

1 趣旨説明

2 DV 被害女性の貧困構造

もともと女性労働者の就労事情は極めて厳しい。近年、頻繁に聞かれるようになった「ワーキングプア」という言葉は、男性が働いても一人前に生活ができない状態を指すが、実際は、男性は現役時代70%近くは正規労働者であり、一方働く女性は半分以上が非正規労働者である。また、女性労働者の67.7%は年収300万円未満だが、男性は25.1%である。女性は

200万円未満が27.2%、100万円未満という人も17.7%いる。一方収入が700万円以上ある男性は17.6%いるが、女性は2.9%に過ぎない。労働における男女格差は歴然としている。女性は有史以来ずっと「ワーキングプア」だった。

なぜ女性がこのように貧困なのかと言うと、女性の働く権利が認められず、女性は家事、育児、老親介護の合間の時間に働くという家計の補助的な存在としか見られず、固定的な性別役割分担意識=ジェンダーが根底にあるからである。

平成19年の就業率の調査によると、25～34歳の有配偶者の就業率は50%もない。子どもがいるとさらに低くなり、末子が3歳未満という場合、20歳代で30%ちょっと、比較的就業率が高い40歳代でも38.2%にとどまっている。

DVは、ジェンダーと暴力を容認する意識を背景に、相手を自分の思い通りに管理、支配しようとするものである。DVによって被害女性は力を奪われ、自立を阻まれる。力が低下した被害女性を加害者は差別し、暴力の対象として

支配を強化するという悪循環構造の中におく。このような状況に加えて、DV 被害女性はさらに就業が厳しく、経済的自立できにくい状況におかれている。

加害者と一緒に暮らしている時には、加害者による行動の制限等のため、就業を阻まれることも多く、経験やスキルを持ち得ず、自己実現する機会を奪われている。また、さまざまな暴力により、精神的に不安定になり、就労自体が厳しい状況にあることも少なくない。さらに、相手と別れた後も、精神的なトラウマを抱えての就労は厳しく、ブランクからのスキルの低下、関係者との交流の遮断のため自分の病気や子どもの病気など親しい人に援助を求めにくいという問題がある。子どもからの家庭内暴力をはじめとする子どもが現すさまざまな反応への対応、身元保証人がないという問題、雇い主の無理解による採用の難航など、大変厳しい現実がある。DV 被害女性が安全で安心して暮らせる環境をどう作るか、社会システムをどう作るかが問われている。

3 S・ぱ～ぶるリボンとしての実践活動の概要報告

(1) S・ぱ～ぶるリボンとしての活動の概要

2002年2月20日、久留米市において「女性に対する暴力」の被害者を支援する民間団体としてシェルターを拠点に活動開始。同時に久留米市男女平等推進センターを支援活動と事業展開の拠点として官民協働でDV 支援を展開してきた。現在シェルター3ヶ所と事務所を運営。発足から11月現在までに304組642人を一時保護し、自立支援を行ってきている。緊急一時保護による安全確保から、安全な落ち着き先を見つけるまでの支援や法的な解決までの支援に加えて、孤立しないための居場所づくりや、自

立と回復のための支援などを行っている。

(2) 自立と回復のプログラム

- ① パソコン教室／就業支援
- ② 技術講習…絣小物、布ぞうり、ビーズ、一閑張り
- ③ リサイクルショップ・ぷち・トマトの運営

(3) 技術講習事業開始に至った経緯

DV 被害女性の経済的な自立支援の促進をする上で、精神的に不安定な状態にあることが多く雇用関係で就労することは厳しいこと、パソコン技術習得の外に、手先が器用な DV 被害女性の中には、技術を習得すれば個性を生かした社会参加や働き方ができるのではないかと、就労が難しかったり、生活保護での暮らしの場合にあっても、社会とのつながりの回復や、労働による達成感を得たり、エンパワメントする機会と場所が必要と考えたこと等である。

きっかけとして、ふみだしプログラムや続くはばたきプログラム、住民生活に光をそそぐ交付金がこの事業を継続的に支えてくれている。

4 各事業担当からの報告

(1) パソコン教室(毎月3回)…2004年から実施

助成金で購入したパソコンを20台保有している。自宅でも練習ができるように、パソコンの貸出を行っている。教室では、タッチタイピングから始まり、ワード、エクセルの基礎を習得し、ハローワークの職業訓練を経て就労につなぐ。その人のペースで学べる。加害者と一緒に暮らしているときはパソコンに触れることもなかった女性が、新しい技術を身につけることで、自信の回復にもなっている。

(2) 技術講習(毎月4回) …2009年より2ヶ月に1回講師を招き、製作してきた。2010年には久留米市男女平等推進センターの一大イベントである「くるめフォーラム」で「ぱ～ぶる工房」という名で作品を展示した。作品は好評で買いたいという人が相次いだ。2011年からは、くるめフォーラムや全国シェルターシンポジウム等にバザー出店した。

① 一閑張り、ビーズ作品

一閑張りは、竹細工に和紙を張り、柿渋を塗ってコーティングする。籠くらいのもので1万円以上する。バザー販売するようになり、事業に参加しているDV被害女性がさらに意欲的になり、作品の完成度がさらにアップした。

② 布ぞうり・緋小物

布ぞうりは、鼻緒作りや編んでいく紐の準備など下準備に手間をとられるが、リサイクルショップに寄せられる古着を活用して作り始めた。段々腕が上がってきており、講師の評価も高い。緋小物も、寄付していただいた緋のはぎれを使って、バッグやエプロン、袋物等いろいろなものを講師に教えてもらいながら技術を身につけ、スキルアップしてきている。また、シェルター生活の中でも子どもと共同作業したり、地域で自立した人にとってはシェルター退所後の拠りどころになっている。

(3) リサイクルショップ

2004年より久留米男女平等センターが入居している施設内に「ぷち・トマト」を開店。売上金はS・ぱ～ぶるリボンの運営資金として提供する。DV被害女性は販売員として入る中で、社会とのつながりを回復し、販売のための下準備や、商品出しのノウハウ、接客態度などの社会性、販売のノウハウを学ぶことができる。また、自分は役に立っているという自尊感情の回

復にもつながり、自分を取り戻している。

5 質疑応答・意見交換

◇ウィメンズ北海道(質問)

ウィメンズ北海道も年に1回HNKチャリティーに参加している。

売上の還元をしているか? ショップを持つノウハウを知りたい。

回答: 助成金でまかなっているのですが、今のところは材料費無料だが、運営の維持費として売り上げの5～10%をS・ぱ～ぶるリボンでプールし、残りは製作者へ渡している。

◇Saya - saya (活動紹介と販売の仕方の情報提供)

自助グループとしてスタートした。そのために制約がある。その場でしたいことをし、できることをしてきたが、作ったものをどうするかということになり、機会をとらえてどこでも売っている。地域の人がお祭りをするときに声をかけてもらい販売したり、地元のフリーマーケットに参加したり、移動販売している。これらを通じて一般の人たちに、身近なこと、特別なことではないという情報を発信している。(販売は)自分たちで一切を運営する。「自分たちが生きている証」だから。

◇岐阜県(質問)

DV被害女性の外出や買い物、ハローワークに行くときなどの同行はどうしているか。

パソコン使用ルールはどうしているか。インターネットとつないだりすることでの弊害があると思うが。

回答: 入所者には一組に担当スタッフが2名つく。弁護士への相談、裁判所への申立手続き、行政のいろいろな手続きなどほとんど同行する

が、日常の買い物などは危険性がない限り自分でしてもらう。

パソコン使用のルールを決め、自宅ではインターネットにつながらない約束になっている。インターネットをしたい人は、事務所に来てもらえば事務所のパソコンでインターネットを使用できる。

◇ホッとる一むふくやま（質問）

スタッフの経済保証について

回答：無償で行っている。年度末にガソリン代の一部を還元する程度。無償であることは、そのまま女性がおかれている低賃金構造を支えてしまっているとも言えるが、有償にすることのマイナスもあり、良し悪しは判断できない。

◇ウィメンズネット函館（活動紹介）

自立支援に向けてリサイクルショップを立ち上げ、6月にオープンした。その場を使って、裂き織りの織物講座や、パソコン講座、小物作り、メイクアップ、ネイルアート講座、履歴書の書き方等、母親の仕事の確保に迫られて事業を広げてきた。

◇DV 防止ながさき（意見、質問）

長崎の男女共同参画センター内に販売店のスペースの提供は無理との回答があった。女性が女性を支援することを仕事とすることができないのは残念。

就労を企業へ働きかけることはあるか？

市場に出すための販売場所の確保をどのように考えているのか？

回答：企業へ雇用の働きかけはしていない。くるめフォーラム、シンポジウムでの販売をしている。今後は「道の駅」や飲食店のギャラリーでの販売、将来はネット販売も考えている。

◇ゆのまえさん（東京）（意見）

女性の就業構造に切り込んでいく必要がある。学校教育、特に高校教育の中で女性が働くということ、アンペイドワークの問題をどう教えていくのが課題。この問題を社会に明らかにしていく必要があり、男女共同参画の政策にもつながっていく。行政に場所の提供や資金提供させていく根拠になる。

6 まとめ（ゆのまえさんの意見への回答を含む）

ゆのまえさんのご意見のとおりと思う。DV 被害者支援スタッフの無償の活動は、まさしくアンペイドワークであり、問題提起する必要性を感じる。また、そうしてきた功罪については、私たちがジレンマを感じている。今後の課題としたい。

就業支援については、一人ひとりのDV 被害者の存在が道を作り出すと考えている。就業支援については、いろいろな地域でとりくんでほしい。そのときに、行政は会場や資金の提供等ハード部分を担い、民間は感性と発想、多様なプログラム開発と実践を担うなど、それぞれの持ち味を生かしあって取り組むことが望ましい。

A-4

シェルターネットと多文化共生

5F 創作アトリエ

担当団体

NPO 法人全国女性シェルターネット
外国籍電話相談

協力団体

カラカサン
ー移住女性のためのエンパワメントセンター

司 会

大津 恵子

(全国女性シェルターネット理事 女性の家 HELP 運営委員)

発題者

稲葉 奈々子

(茨城大学教員 社会的排除をめぐる社会運動をテーマとする社会学者)

レニー・トレンティーノ

(カラカサン・移住女性のためのエンパワメントセンター共同代表)

山崎 パチャラー

(国際結婚をしている女性の支援団体 ウェラワリー代表)

内 容

司会者: 近年外国籍(移住)女性のDV被害者が増えており、DV防止法による、一時保護における外国籍の割合は、9%に上ります(2007年 厚生労働省の調べ)。移住女性と連帯する全国ネットワークの女性プロジェクトは、都道府県と政令指定都市を対象に移住女性のDV施策に関する調査をしました。その報告書が6月に発行されました。稲葉奈々子さんから官民の連携について話していただきます。移住当事者であるレニー・トレンティーノさんと山崎パチャラーさんから移住女性としてどのような苦労があったのか、又この国に求めているのは、何かを語っていただきます。

20年近く移住女性の支援をしてきたものとして、見えるのは、外国籍女性が力を付け、日本人に支援されて来た者から同国の当事者を支援する側に代わって来た事に評価をしたいと思えます。

特記すべき事は、2012年7月、入管法が改定されます。この入管法は、問題が多く外国籍

当事者を排除した政策がとられます。移住者と共生していくためにも日本人として知っておく必要があります。

<入管法の改定について>

外国人登録証がなくなり在留カードになり、入管で受け取ること。又在留資格を持たない人に関しては排除される。14日以内に市町村に届ける。忘れると20万円以下の罰金が科せられる。90日を超えると在留資格の取り消しになる。「配偶者の身分を有するものとしての活動」を行わないで6ヶ月以上行わないで在留している者。これは、どういう事かの質問があった。日本人夫と一緒に生活している事であるらしい。しかし正当な理由のある場合を除く。DVで夫の下から逃げている場合には、婦人相談所などに相談するなど被害者認定が必要になります。外国籍女性の場合言葉の問題があるので婦人相談所や日本人の相談機関に繋がり難い。その為に外国専用のホットラインが必要になる。細かい規定があるのでこの事に関しては、

別個に入管局と話し合う必要があります。様々な機関を通して外国籍の人たちに伝える必要があります。

稲葉奈々子氏

「シェルターネットと多文化共生」

国際結婚と離婚の増加

離婚の背景にある DV

身体的、性的、精神的、経済的暴力に加えて、文化的・社会的偏見に基づく暴力、在留資格などの不安定な地位を利用した暴力。しかし実態調査がないため、支援組織の現場で実態として知られているが、公的な制度には外国人女性に特有の問題への対応が進んでいない。

I 移住女性に特有の問題と依存の構造

(1) 経済的依存

- ・多くの国際結婚女性は、もともとはエンターテイナーとして働くために来日した。しかし結婚後、仕事を辞めて主婦になる女性が多い。
- ・日本人との国際結婚女性の割合が多いフィリピン籍、タイ籍女性のうち結婚しているときに働いている人の割合は30%前後と低い。
- ・主婦になって仕事を辞めてしまうと、独自の収入源がなくなるだけでなく、夫への依存

を強めてしまう。

(2) 法的依存

- ・国際結婚女性に認められる「日本人の配偶者等」という在留資格は、取得や更新、また永住資格への変更にあたって、夫の協力が必要と定めている。

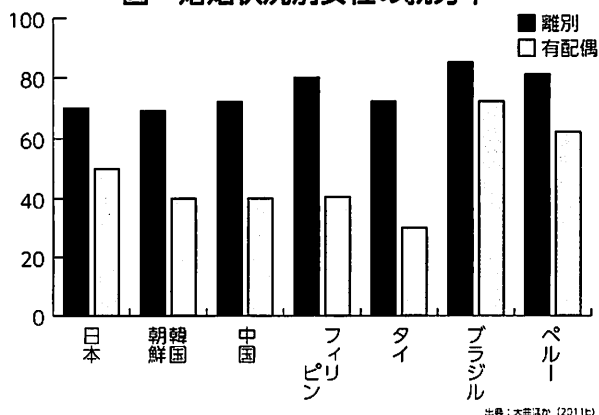
(3) 精神的依存

- ・女性の日本語が不十分なことも、夫や日本人の助けなしには、自分には何もできないと思いこんでしまう理由。
- ・経済的に「貧しい」開発途上国の出身であるがゆえに、女性たちは夫によって「無能扱い」される。

(4) 〈ロマンス〉

- ・男性がときに見せる愛情や優しさは、離婚の決意を鈍らせる。
- ・友だち、支援組織、行政といった自立するきっかけやサービスを提供してくれるネットワークからも切り離され、孤立してしまう。
- ・女性にとって、パートナーとの関係は、それがどれほど不平等なものであったとしても、社会のなかで頼りにできるほぼ唯一の関係となる。

図 婚姻状況別女性の就労率



一時保護率の高さ

- ・パートナー以外に、この社会で頼れる場や人がいないと感じているとき、女性は男性との支配関係を当然のものとして受入れてしまう傾向にある。そうした状況は、一時保護された女性のうち、外国人女性は8～9%を占める。
- ・日本人女性であれば、家族や友だちなどの支援で解決する場合もあるが、外国人女性の場

合、中間をとばしていきなり一時保護になってしまう。

2004年の第1次DV防止法改正以降 「マイノリティのマイノリティ」

- ・言葉や文化・社会的背景に対する配慮、外国人特有の制度の知識などを必要とする外国人被害者支援のニーズは社会の中でほとんど認知されず、移住女性は事実上公的支援の枠外に置かれてきた。

Ⅱ 移住女性DV施策に関する自治体調査結果からの提言

年	2009年		2008年		2007年	
	件数 (うち 外国人)	外国人 の割合 (%)	件数 (うち 外国人)	外国人 の割合 (%)	件数 (うち 外国人)	外国人 の割合 (%)
都道府県	6165 (513)	8.3	6101 (554)	9.1	6112 (508)	8.5
都市 政令指定	857 (24)	2.8	796 (17)	2.1	920 (27)	2.9

一時保護における外国人の比率の高さ

- ・相談できる個人や支援組織が存在しないか、アクセスできない?

職務関係者に対する「外国人DV被害者への対応」等に関する研修

- ・14都道府県、2政令指定都市が実施
- ・実施しない理由としては、外国人からの相談件数が少なく他の事業化との兼ね合いにより予算措置が困難で事業化に至っていないなど、相談件数が少ない

厚労省の「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業」

実施状況

- ① この制度を知っていますか?⇒41都道府

県と9政令指定市が「知っている」と回答

- ② 今後、この制度を利用する予定はありますか?⇒4都道府県、1政令指定市が「利用する予定がある」と回答

利用しない理由

- ・「通訳は、いつ、どのような言語が必要となるか予測できず、必要なときに必ず対応できる体制を整えるための人員確保は困難であると見込まれるため」など
- ・DV相談および通訳の専門性が十分認知されていない

一時保護の多さ＝初期支援体制の機能不全?

- ・外国人DV被害者の相談件数は総件数に対して少ない
- ・移住(外国人)女性には情報がいきわたっていないがゆえ、件数が増えない?
- ・一方で、一時保護の総件数に対する外国人女性の保護割合は大きい
- ・外国人DV被害者に対する相談窓口を通じた支援体制が機能していないために、一時保護という事態にならないと、支援につながらない?

現場での外国人への対応で困難な点

- ・言語文化：意思疎通ができない。緊急の相談の場合に、すぐに通訳者が確保できない
- ・法制度：在留資格、子どもの国籍によって使える制度が異なるが、仕組みが複雑で、通訳を介しても理解できない場合がある。出身国の制度の違いにより、自立支援の対応が異なってくる
- ・社会関係：地域のなかで孤立しているDV被害者が多く、自立支援のための保証人が見つからない問題

Ⅲ 自立支援に向けた提言

「一時」保護を持続した支援につなげるために

支援側は、単なる言葉の通訳対応だけでなく、その女性が抱えている問題を理解し、対応する上での制度も熟知している必要。

(1) 安全な場所であることを伝える

母語での細かな聞き取りの体制が必要。それまで暴力を受けていたDVの環境、精神的な不安定さの問題などが明らかになることもある。

(2) 信頼関係の構築のために母語での支援

(3) 法的・社会的背景を理解した支援

・外国人女性は在留資格により制度的な制限があることが、日本人女性との最大の相違点

DV被害者であれば、夫の手助けがないと入管に行き手続きができないと思い、在留資格を喪失してしまう女性がいる。

長期にわたる支援の継続のために

- ・移住女性が地域で孤立しないように、支援者と一時保護期間中に連絡できるようにする。
- ・いったん一時保護施設を出た人でも電話での相談や、来訪の許可。

きめ細やかで長期にわたる「自立支援」

- ・シェルターを出て、アパートで母子の生活を始める被害女性は、暴力の後遺症による心身の不調に苦しみながら、転居先の慣れない地域で、子どもの保育園や学校の手続き、仕事探しなどをこなしていかなければならない
- ・外国人被害女性の場合には、それに日本語のハンディ、生活保護などの制度の理解の困難さなどのさらなる負荷が加わる

・シングルマザーになったときにふりかかってくる育児や仕事の負担の中で、不安や孤独を感じて、夫のもとに戻ってしまう女性たちも多い

自立≠経済的自立

- ・DV被害者の「自立支援」は、経済的な自立に重きがおかれ、支援の中身が事実上、「住まいの確保」や「就労支援」のみであるような場合も多い。
- ・自尊心の回復や関係性の回復をして、経済的な自立にも向かっていける。
- ・制度的な自立支援策が整っていないと、＜本当の自立＞が達成できない。

山崎パチャラー氏

国際結婚をした在日外国人と子どもの生活支援団体 WAELAA・WAAREE (「時の流れ」「水のせせらぎ」)

2011年4月より、国際結婚をした外国籍人権を守る支援団体「WAELAA WAAREE」を設立し、主に外国籍の被害者のための生活相談や法律問題解決に繋がるための生活支援、同行支援、通訳・翻訳の活動をしています。

私はタイ語での相談は、2003年からNGO法人女性の家HELPをはじめタイ語のケースワーカーとして10年間行ってきました。公的機関や民間シェルターで、福祉事務所、入国管理局、裁判所、法律事務所、学校、病院などで同行支援の活動をしてきました。

電話相談では年間約100件以上の相談を受けており、今年の2011年から外国語のDV専用ホットラインの電話相談のタイ語を担当しています。相談開始は、2月8日から3月27日までの期間中にはタイ語の相談は150件ありま

した。

2011年4月からは、ウェラーワリーを設立し、まずは、被害者の相談から始め、以来約300以上件の相談を受けています。また、今年は同行支援活動も始め、9月までは105件(団体を設立してからの同行支援は48件)対応してきました。

〈これまでの経緯・問題〉

1980年代以降、グローバル化の影響を受け、日本国内外で日本人の国際結婚が増加しました。また同時に国際結婚の様々な問題点も明らかになってきました。文化や言語のギャップから生じる夫婦間の摩擦は、離婚や家庭内暴力「DV」へとつながりやすく、日本人同士の結婚よりも問題は複雑かつ根深いものとなっています。日本語による意思疎通に困難を感じるタイ人にとって、離婚、DVまたは子どもの差別などは、自分自身では解決できない大きな問題です。

〈活動目的〉

当活動では、国際結婚をした外国籍の人たちの背景にある、人身取引の被害やDV被害、日本人との間に生まれた子どもの教育、在留資格、精神的問題等とその背景にある言葉の壁などの問題に取り組んでいます。その他、入国管理局、福祉事務所、法テラス、法律事務所、家庭裁判所、病院などでの同行通訳、翻訳を行い、同行支援をしています。

日本における法的権利や公的制度に関する知識を持たずに、日本のDV相談センターや役所に外国人が自分で相談に行っても、なかなか思うような支援を受けられず、また自分の状況を十分に話すこともできず、敷居が高いのが現状です。日本人が同行することでかなり多くの問題が解決できることがあります。そのために、

相談者の母国語ができ、ケースワークもできる人が必要なのです。特に異文化の狭間に置かれた子どもの立場は弱く、大人の都合により就学などの基本的人権を脅かされることもしばしばあります。

DV被害者や東日本大震災で被災した女性の相談のタイ国籍者の電話相談は、相談者の80%以上が精神的な問題を抱えています。文化的な背景の違いや言葉の壁によって生じた誤解により外国籍の被害者は、経済的、肉体的にも追い詰められて、結果的に借金、ヤミ金、アルコール依存症などの問題につながります。彼女たちは毎日の生活を支えながら、見ず知らずの人たちと接し、自分たちが抱えている精神的な問題と向き合い、その結果、人間不信、不眠症、PTSD、などにもなってしまいます。女性たちは、日本語理解が不十分なために、相談する相手もなく孤独な状況のなかで苦しんでいました。

〈支援内容〉

母国語で話を聴き、問題点を見つけ、解決をするためには、日本の法律の制度の理解と説明が大事です。必要があれば、関係機関、福祉事務所、法テラスなどを案内しますが、外国籍の場合は同行支援をしなければ中途半端に終わってしまい、先に進めません。

このような中、ひとりひとりが持つ自由や人権が守られる、暴力がない、お互いにやさしくできる文化共生社会を目指したいと願っています。

レニー・トレンティーノ氏

移住女性に対する差別の撤廃を

カラカサンの経験から

カラカサンの移住女性たち

その多くが

- ・フィリピン出身
- ・エンターテイナーとして就労経験
- ・日本人パートナーと結婚、あるいは離婚し、シングルマザー 在留資格がない女性も
- ・1人～5人の子どもがいる。日本社会で家族のケアを担う存在

なぜ日本に来て、日本人と結婚したのか

- ・みずから、あるいは家族、とくに子どもたちに、よりよい生活を実現する方法ため
- ・フィリピンに仕事がない 仕事があっても非正規で、収入が少ない
- ・日本における「嫁不足」 移住女性が担う役割への需要の世界的な高まり
- ・来日の過程：職場での出会い、親戚や友だちの紹介、ブローカーによる手配、インターネットでの結婚紹介

カラカサンの女性の差別の経験

- ・親密な関係における差別（社会的、経済的、文化的、精神的）
- ・シェルターにおける差別
- ・公的機関における差別（入管、警察、裁判所）
- ・近所関係における差別

政策の提言として「単一文化社会」をいかに変えるか

- ・移住者の存在を認める。対話する。相手について理解できない事を寛容になる
- ・多文化社会を促進する政策の必要性和差別をなくす政策の必要性

私たちが女性たちの経験から学んだこと

- ・女性であるがゆえ、移住者であるがゆえ、社会的な地位や能力ゆえの差別が、カラカサンに来る女性が経験している基本的人権の否定

- ・日本人は、自分たちの行為が差別であるということに、無意識。
- ・日本人は、日本人と同じようにふるまうことこそが最善だと思って、結果的に差別的な行為をとってしまう。虐待や支配すらが普通のことだと思ってしまう。
- ・移住女性の、社会的、文化的、精神的なアイデンティティの否定。
- ・自己尊厳感情の喪失や精神的な衰弱は、こうした差別の結果。それによって移住女性の周縁化が強化される。

私たちがカラカサンで女性たちとともに取り組んでいること

- ・1. 問題解決のための緊急対応
- ・2. 女性プログラム
- ・3. 子どもプログラム
- ・4. アドボカシーとロビーイング
- ・5. ネットワーキング

「単一文化社会」をいかに変えるか

- A. 移住者の存在を認める
- B. 個人と集団間に必要な姿勢
 - ・判断する前に、一時立ち止まって、つねに自分の行為を振り返り、見つめ直す。他者との関係における自分の位置にセンシティブになる。
 - ・対話する。
 - ・相手について理解できないことに寛容になる。
- C. 多文化社会を促進する政策の必要性。差別がなくなるような政策の必要性。

A-5

DV 関連法制と被害者支援の実際

シェルターネットの共同代表と弁護士を迎え、DV の被害者支援の基礎をしっかりと学び、官民協同の DV 対策の進め方を考える

6F スタジオホール

担当団体

NPO 法人ハーティ仙台

協力団体

NPO 法人全国女性シェルターネット

司 会

渡辺 美保 (NPO 法人 ハーティ仙台理事)

発題者

近藤 恵子

(NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表)

小島 妙子 (弁護士)

流れ・時間配分

はじめに 5分

小島弁護士の講演 50分

近藤共同代表の講演 50分

休憩10分、質疑応答30分、まとめ5分

内 容

家庭内にあった暴力は、長い間あってもないものとされてきて、民間の女性たちは草の根の活動の中で、被害女性を支えてきた。10年前に DV 法ができ、行政の責務が規定され、全国に配暴センターが展開されてどこでも相談できるようになったが、支援の内容は十分とは言えない。長く女性支援に関わってきている二人の発題者を迎え、今こそ官は民から学び、民は官の持っている力を最大限に生かせるようなサポートができるよう、この分科会が役立つものであってほしい。

講師：小島妙子氏 弁護士

1. ドメスティック・バイオレンスとは何か

—— DV の定義／本質 相談の留意点

性的結合関係がある中での暴力であり、人間的な欲望の根幹的な部分に触れるような関係の

中で起きてくる暴力である。離れようとするときに非常に絶望感があって相手を追跡したりしてしまう。更に、本来であれば自己決定できる関係の中で起きている。どう考えても危険だと思っても、戻ったり、出たり入ったりする被害者もいる。石巻の事件*では警察が12回も介入しているのに、最後まで本人が、自分がどうしていいのかわからないまま動いていたと思われる。そのような中で DV 支援者が殺害されるという悲惨な事件が起きてしまった。

当事者の関係に応じた介入の仕方をどうしたらいいかと考えたのが次頁の表である。

表の A、D は婚約中、結婚直前など、まだ一緒に住んでいない関係。恋人からの暴力、デート DV など。未来は不確実で関係を作っていく途中にある人たち。C、F は新たな関係を作りたいと、関係解消の途中にある人。自分の気持ちは決まっていて、別居しようかどうかどうしようか考えるなど次の段階に行こうと思っている人たち。

配偶者暴力防止法は追跡禁止の接近禁止命令や一時保護のシェルターなど、関係を解消する方向がメインだが、とりあえず別れるとなったらどうなるか知っておきたいという相談も多い。

DV というのは非常に広い概念で、生活の中のさまざまないやがらせ・いじめというハラスメントから、法律でいうと不法行為で損害賠償の対象になるような行為、性的関係を強要されて性的自由の侵害になる行為、強姦・暴行・傷害・殺人という刑事犯になるような幅広い行為を含む。相手の行為によって生命・身体に重大な危害を及ぼす場合もあるので、縦軸と横軸、二つの関係性を見て、相談者が A～F のどこに当てはまっているかを判断し、必要な支援をしていく。相手が求めている情報を与えてもあまり意味がない。

主観的状况 (被害者) 客観的状况	(未来は 不確定) 関係 形成途上	(未来を 信じている) 関係 継続中	(別な未来を 作りたい) 関係 解消途上
生命・身体に重大な危害が加えられるおそれがある	A	B	C
生命・身体に重大な危害が加えられるおそれはない	D	E	F

(小島作成)

生命身体に重大な危険を及ぼす場合には、警察が積極的に介入するようになっている。石巻の事件*を受け、宮城県警が報告書を出した直後に、警察庁で「男女間トラブルに起因する相談事案への対応について」という通知を出し、被害者及び加害者への踏み込んだ対応をするという方針を明確にしている。

DV は人権の問題である。ハラスメントは、力関係で優劣があるところに起きる。いくら均等法があっても女性の雇用には差別がある。経済力がないなど力関係の劣位の人に精神的・身体的性的苦痛を与えるのが DV であり、セクシュアル・ハラスメントである。どちらも相手の人格を無視し、人間の尊厳をふみにじる卑劣な行為である。

* 石巻の事件：2010年2月末明、当時18歳の石巻市

の少年が交際相手の少女(4ヶ月の子どもあり)の姉と友人の2人を刃物で複数回刺して殺害し、姉の知人に重傷を負わせた事件。少女は日常的に暴力を振るわれており、一時保護をされた経緯もあった。裁判員裁判で一審死刑となったが、現在控訴中。

2. DV に対する法的救済(DV 防止法、保護命令制度の概要など)

2回改正されて使いやすいものになった。全国女性シェルターネットなどの運動の成果である。法律は私たちが作るものである。ストーカー規制法は2000年に制定されて5年後の見直し規定が入りながらまったく改正がないのは、DV 防止法が被害者保護運動の結実である一方で、ストーカー防止法は桶川女子大生刺殺事件を契機に警察の汚名返上のため成立したという法の「出自」が異なるためである。

また、DV 防止法だけでなく、さまざまな通知通達によって法が成り立っていることを理解することが大切である。厚労省、警察庁、総務省、国土交通省など各省庁が出している通達(ex. 住民票の閲覧制限制度、健康保険被扶養者認定取扱いなど)は、内閣府のホームページに出ているので、これらを熟知し、常に新しく学ぶことが必要である。

保護命令の問題点としては、審理に時間がかかって緊急事態に対応できないことが挙げられる。石巻の事件では、被害者が未成年なので、保護命令は親権者が法定代理人として申し立てなければならなかった。親権者が動かないと申し立てができないことになる。また、交際相手からの暴力については保護命令の申し立てができない。事実認定が難しいこと、退去命令が出にくくなっていることも問題である。更に、保護命令の検挙件数が少ないが、実際に守られているかどうか不明である。行政機関が主体となった大がかりな調査が必要であろう。

3. 別居中の子の奪い合い紛争／家事審判法の改正について

離婚紛争で、今一番問題になっているのが、子どもの取り合いと面接交渉である。「家事審判」の手続きが今年改正になり（2013年1月施行予定）、調停の申立書の写しを相手方にそのまま送る取扱いが先行しているので注意が必要である。最近、子どもの引き渡しの審判が出るようになってきている。また、審判の結果を執行官が強制執行（動産執行）するようになった。男性側も熾烈に争い、調停ではなく、家事審判の手続が利用されている。以前のように子どもさえ連れて戻ってくれば大丈夫、という時代ではなくなっている。

4. ハーグ条約「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」について

条約締結に向けた準備を開始することについて閣議了解がなされ、現在、国内法の作成に取りかかっている最中である。条約の加盟国間において、16歳未満の子どもが不法に連れ出された場合には、「一旦は常居所（子どもが住んでいた所）のある国に返さなければならない」「加盟国は相手国に子を返還する義務を負う」という条約である。例外規定として、「返還により、子が身体的もしくは精神的な害を受け、または他の耐え難い状況におかれることとなる重大な危険があることが証明された場合」がある。配偶者からの暴力が児童虐待となるというところを強調して例外規定をなるべく拡大していくしかないだろう。今まで日本の裁判所では、子の監護に関する判断において、父が母に暴力を振るっていたことなどを勘案して判断してきた。また、母による子連れのリ帰りをむしろ肯定的に評価するなど、いわゆる自力救済の徹底禁止という思想とはなじみがなかった。しかしなが

ら、ハーグ条約は、今まで日本の裁判所が積み上げてきたルールとは異なる思想にもとづいて制度設計がなされているといえよう。なお、ハーグ条約は、あくまでも国境を越えて行われる子の連れ去りに適用されるものである。私たちとしては、これまでどおり、夫の暴力から逃れて子どもを連れて逃げ帰った妻については、子と一緒に生活していけるように援助していくべきである。

〔補足〕平成24年1月23日に公表された国内の裁判手続きに関する要綱案によれば、例外規定の有無の判断事情の中に「常住所地国に子を返還し、かつ相手方が子と帰国した場合に、相手方が申立人から、子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受ける恐れの有無」が入った。子に限らず、相手方が受けるDVが考慮事情の一つとされている。

（以 上）

講師：近藤 恵子氏

全国女性シェルターネット共同代表

1. DV防止法制定から10年で明らかになったもの

10年間、何を積み上げてきたかということを検証してみたいへん大きな節目。DV防止法は当事者立法、議員立法、市民立法、女性立法として成立した。配偶者等からの暴力を根絶しない限り男女平等はあり得ないということが法律の前文に書かれており、それが大きく枠組みを作っている。しかし限界はたくさんあり、改正を積み上げてきた。

限界の一つは、防止法であり、被害者を保護するための法に過ぎないこと。暴力を禁止するもの、罰するものではないこと。

更に官民二本立ての支援システムが動いてきたこと。官民二本立て、民間主導ということが限界にきていることを話したい。

施 設	数
配偶者暴力相談支援センター	171 ケ所 (全国に)
民間シェルター	102 ケ所
配暴センターからの一時保護 委託先施設* (*母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルターなど)	229 ケ所 (2005 年度統計)
配暴センターの一時保護件数	4438 件
委託先一時保護件数	3012 件

公的：民間が6：4くらい。法律ができたところは7：3くらいの割合だったが、割合が狭まってきた。更に委託外も含め、民間シェルターが100ヶ所くらいなので、実は半々くらいで仕事をしている、という実態が見えてくる。

この数年、相談件数が2倍から3倍になってきた。2002年に35,943件の相談件数が2008年には68,196件、現在は更に多くなっている。しかし一つだけ伸びを示していないのが公的シェルターの一時保護件数で、最近ではむしろ減少傾向になっている。被害実態は変わらない、警察の相談件数は増えている(2002年14,140件、2008年25,210件)、実際には過酷化、深刻化している。しかし公的シェルター機能が十分に動いていないというのがとても大きな問題だ。

内閣府の調査などで22人に1人が生命の危険を感じる被害を体験している、ということは「人口比で考えると160万人の被害者がいる」ということ。被害実態はここ10年、依然として変わってはいない。160万人の緊急相談者がいるのに、たった4000人から5000人しか公的シェルターを使っていないというのはどういうことだろうか。

なぜDVセンターの保護件数が減っているのか。一つは受け入れを押さえる実態がある。必死の思いでDVセンターに駆け込んでロビーで4時間も待たされたあげく帰された人がい

る。あるセンターでは長年の暴力でうつ症状となり薬を離せない人だからと直接精神科に入院させ、症状を悪化させたケースがある。所持金が10万円以上の人はずちに入ったら困ると、断る公的シェルターがあったり、一時保護先にもできるだけ委託を頼むな、という規制があって、なかなか受け入れられない実態を聞く。配暴センターが日本のDV防止法を根拠とする第一の拠点であるにも関わらず、ここの受け入れ、もしくは支援業務が劣化しているのはゆゆしき問題だと思っている。

2. パープルダイヤル

昨年2/8から3/27まで、初めての全国フリーダイヤルでの24時間ホットライン、パープルダイヤルを内閣府の事業に協力し実施した。初めてDV、性暴力ということをテーマにした画期的な事業で、この事業が掘り起こしたことを一緒に考えていきたい。

7週間の間に6万件のアクセスがあって2万件を超える対応をすることができた。内訳は 女性からの相談(急性期以外) 15,454件、急性期の相談2,216件、男性から1,814件、外国籍女性から1,814件 合計20,462件となっている。

実際に受けてみて、女性や子どもたちへの暴力の激化がこれほどまでとは思わなかった。例えば80代の女性が、この苦しみは死ぬまで誰にも言わないでおこうと思っていたと、本当に深刻な若いころの性暴力被害をお話され、ようやくつながった私のこの話は私だけのものじゃない、私の後ろに何千、何万の私がいるということをやび伝えてほしいと言われた。

相談の中で、たくさんの二次被害の様相が浮かび上がってきた。この電話相談では、同行支援がついているのが大きな特徴だったが、実際に私たちも薬を飲みすぎてたいへんな状況の人

に同行したり、レイプ直後の人に警察への同行支援をしたりしたのだが、実際に同行してみると日本の支援システムが本当に脆弱であることが明らかになった。あれだけ警察の性暴力被害者対応通知が出され支援体制を整えると公表されていても、現場は依然として当事者のための支援には程遠い。

パープルダイヤルではデートDVの被害を受けるたくさんの当事者や親からの相談を受けた。また、父親からの性暴力被害をずっと受けていて2度も父親の子どもを中絶したという相談もあった。きょうもまた父親が帰って来るとなにをされるかわからないので帰りたくない、学校にも児童相談所にもつながったことはあったが助けてもらえなかったという。

実際に若い方をDVセンターが受け入れない、ということがある。石巻事件後に出された通知を持って行っても警察によっては知らないと言われてたり、被害届を受け取るのを地検と相談すると言って待たされたり、あり得ないことが起こっている。

性暴力被害について警察も対応を始めたと言うが、依然として旧態依然とした対応をする警察があることをはっきりとさせることができた。性暴力被害に関しては特に、医療機関を中心とした支援が必要。全国各地のどこでも安心して支援を受けられるところを急いで作る必要がある。また、関係機関職員の研修を改めて徹底しなければならないことを痛感した。研修は毎年継続して行われなければならない。DV基本方針をナショナルスタンダードとするためには繰り返し研修が行われる必要がある。

パープルダイヤルのさなかに東日本大震災が発生した。パープルダイヤル終了後、内閣府からの資金はなくなったが、更にパープルホットラインとしてシェルターネットの独自事業としてダ

イヤルを継続している。回線は減ったが、被災地を優先して受けている。4/10～10/26までの結果、15万件のアクセスがあり、対応できたのは被災地からが5,484件、全国からが12,096件の計15,500件だった。45.3%、半分くらいは被災地、あるいは他県に避難した女性からの相談で、現在も継続している。24時間フリーダイヤルの継続は絶対に必要だと思う。

3. 拡がる格差

この10年で明らかになったことは支援格差の拡大ということだ。

まず官民の支援内容の格差。これには財源の格差と、サポート理念の格差がある。民間支援団体はほとんど財源なしに仕事をしているのに、自立支援までいていないサポートをしているのはほとんどが民間の支援団体。公的なサポートセンターでは次の居住先が決まっていなかったら引き受けないというところもある。公的センター利用者の半数近くが自宅や郷里に帰っている。アパート自立や新しい生活拠点の自立は少ない。しかし、民間サポートグループでは殆どが地域で自立している。支援の格差がここまで広がると言うのは当事者の回復支援を受ける権利が阻害されているということではないか。

医療機関や警察などの専門機関の間でも格差がある。緊急の宿泊費も警察の予算の中に入っているのに、これを知っている警察官がほとんどいない。

自治体間の格差も広がっている。

4. 今後について

改めて官民の連携が本当に必要となっている。施策の実施と評価に当事者と民間支援団体を入れていくというのが私たちの考え方だ。こ

ここに予算を付けて行く。できれば行政手続きはワンストップサービスで、行政はコーディネーター機能をはたし、相談から生活再建までの実際の支援は、民間支援団体が担うことが当事者の回復支援に役立つ。

震災後、日本中がシェルターサポートマインドをもたなければならない、と思った。着の身着のままで放り出された被災者は暴力の被害から逃げ出した人に重なる。

DV防止法第三次改正の課題は、親密なパートナーの間柄に起こる暴力をすべて対象とすること。保護命令を配偶者及びパートナー等とすること。また、身体への暴力ではなく、心身への暴力というふう書き換えないと、長く続く後遺症を回復することはできない。国・都道府県の責務を地方公共団体、すべての市区町村の責務とすること。警察官の積極的な介入をうながすためにDV罪の新設を検討すること。

支援システムの見直しのためには公的なDVセンターを民間に業務委託をして、支援者の中に蓄積されているノウハウを使った方がいい。これらを考えると3年ごとの見直しというより、むしろ抜本的に改正する時期が来たのだと思う。更に、包括的な性暴力禁止法をということで、新しい法制度の構築が求められている。

(以 上)

休憩後、会場からは多数の質問用紙が寄せられた。実際現場で困っている問題についての質問が多かった。代表的なもの、共有しておいた方がよいもの7～8件についてお二人から回答いただいた。限られた時間が足りないほど熱気を帯びており、終了後も講師に問いかける参加者が多くおられた。



障害のある女性の生きにくさの課題

—— 障害女性複合差別調査・中間報告 ——

5F 特別会議室

担当団体

認定 NPO 法人ウィメンズハウスとちぎ

協力団体

DPI 女性障害者ネットワーク

司 会

鷺原 由佳 (DPI 女性障害者ネットワークメンバー)

発題者

佐々木 貞子 (DPI 女性障害者ネットワークメンバー)

南雲 君江 (DPI 女性障害者ネットワークメンバー)

臼井 久実子 (DPI 女性障害者ネットワークメンバー)

流れ・時間配分

- 1 はじまりの挨拶
- 2 障害のある女性の生きにくさに関する調査の中間報告 南雲・佐々木 (45分)
- 3 都道府県男女共同参画計画・DV 基本計画の中の障害女性について 臼井 (20分)
- 4 参加者からの発言とフリートーク
(指定発言)
井上朝子さん (CIL たすけっと)
震災の経験
藤原久美子さん (神戸 Be すけっと)
関西での動き
里美さん (JR 西日本セクハラ裁判原告)
セクハラと裁判報告
- 5 終了の挨拶

内 容

1 はじまりの挨拶／担当団体

中村明美氏 NPO 法人ウィメンズハウスとちぎ
NPO 法人ウィメンズハウスとちぎは、栃木県でシェルターを運営している団体。今日は、DPI 女性障害者ネットワークによるワークショップの担当団体として参加。自分にとってもはじめての課題で知らないことが多い分野。

ただ、考えてみれば、DV 被害者支援の施策や課題のなかで「障害女性の課題」が、これまで浮上していなかったこと自体が問題だ。今日からあらためて関心をもっていきたいと思う。

2 DPI 女性障害者ネットワークの紹介

南雲君江氏

今日の分科会の進行をする私たちの団体「DPI 女性障害者ネットワーク」の紹介をしたい。この団体は、女性障害者の自立促進と優生保護法の撤廃を目的に、国内の女性障害者のゆるやかなネットワークをつくろうと、1986年に発足したグループ。その後、優生保護法が「不良な子孫の出生を防止する」という優生条項を削除し、母体保護法となった1996年頃からいったん活動を休止後、2007年に活動を再開。現在は、障害女性当事者を中心に、複合差別の課題などに取り組み提言活動やつながりづくりを進めるグループとして東京を拠点に様々な活動を展開中。

(報告「障害のある女性の生きにくさに関する調査の中間報告」)

佐々木貞子氏 DPI 女性障害者ネットワーク

現在、障害のある女性の生きにくさに関する調査というかたちで、複合差別についての調査を行っている。今日は、そのなかから障害女性の声を集めた事例調査について報告したい。

私たちは、障害者であることで、社会のなかで、さまざまな障壁を感じている。施設、建物からはじまって情報や制度、人のところの中にもバリアがある。いまの社会は、障害があるとわけられてしまう社会。そのなかで、「一般の人」と障害がある人が身近に接する経験もとぼしい。そのため、障害に対する理解も進んでいない。そこに加えて、性差別はまだ根強い。障害者差別と女性差別、二つの差別を障害女性は複合的に受けている。それはさまざまに絡み合っ解決を困難にしている。そうした困難がありながら、障害者運動は男性が中心であるため、障害女性のニーズは見過ごされ、女性施策のなかでは、障害女性のことは着目されることが少ない。

可視化されていないということは問題がでにくい状況をあらわしている。深刻な問題が隠されているということ。生き難さを感じていてもデータがないことで、行政施策に訴えても、理解や聞く耳をもってもらうことが難しいという状況。そのため、私たちは、麒麟財団の助成をうけて、複合差別の調査を行い、その結果を冊子として刊行することにした。今日は、その冊子のもととなる報告になる。

今回の調査は、生き難いと感じたことを書いてもらうためのアンケート調査表による調査と、対面での聞き取り調査の両方を行っているところ。集まった調査票は70枚ほど。聞き取り調査は、15名に行ったところ。障害の種別は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、難病、盲ろう、など、様々。地域は主に、首都圏と関西で、聞き取りについては、長野と沖縄でも実施した。

内容をみると、まず、さまざまな意味での性的被害を経験しているという声が多数あった。レイプされたという直接的で深刻な被害、介助のときに胸をさわられたというセクシュアル・ハラスメント被害など様々。そのなかで、特に、障害女性ならではのということであろうと、障害女性が手助けを必要とするということ。

例えば、視覚障害女性の場合、コンビニで買い物をするというときにも、簡単なサポートとして手引きをしてもらったりすることがある。そのときに、必要以上に強く手を握られたり、体を抱きかかえられたりしたということ。サポートの仕方を知らないだけなのか、サポートするということにまぎれてハラスメントをしているのか、判断はし難い。ただ、そのため、サポートをしてもらっているという状況からも、不快感を声に出すのはむずかしく、拒否もしにくいということある。また、車に連れ込まれそうになったり、タクシーの運転手にホテルに連れて行かれそうになったりしたという被害も報告された。そうした場合でも、視覚障害がある場合、加害者の顔がみえず、犯人像について証言しにくい。また、上司にレイプされたという女性、義理の兄から被害を受けているという方もいた。筋ジスで入院している方からは、日常的に、身体介護は男性の方が、ちからがあるからということで男性がやることが常態化しているという話も聞いた。当事者の自治会がつよいところはそれが阻まれているが、そうではないところが多い。

仕事の間でもさまざまな困難を経験している。ある会社で働いていた障害女性は、妊娠、出産を機に、障害があつて子育てするのは大変でしょう、ということで望んでいないのに職場で配置転換をさせられたという。また、学生時代に交通事故で大腿部を切断したという方は、

生涯年収の換算で男性よりも低い賠償金にされ、それで甘んじざるをえなかったという話もきいた。

障害のある女性は、障害をうけた段階で、女性であることを放棄させられるか、女性であるという価値からはずされていく。過去には、月経時の介助の軽減のために、子宮摘出の手術をされてしまい、現在も、国に保障と謝罪をもとめる活動をしている人もいる。その一方で、女性であるがゆえに性被害を受け、搾取されるということも起きている。

障害女性は、障害者であるがゆえに、女性であることを否定される一方で、女性として搾取されている。また、障害女性自身のなかで、自己を低く評価してしまう、自分に自信が持てないということもある。世の中がこういうものだから、いまの状態にあわせて生きざるをえないとおもっている人も多い。

本調査の前にプレ調査を行ったときに、特に生き難さは感じていないという声もあった。その方は専業主婦の方で社会との接点をあまりもたずに暮らしているという方。差別を感じないということだったが、逆に言えば、差別を受ける機会さえない、それだけ社会との接点や関わりがないということなのではないかとも感じた。

報告は、この後、冊子として出す。是非、お読みいただき、コメントをもらいたい。

3 報告 都道府県男女共同参画計画・DV基本計画の中の障害女性について

臼井久実子氏 DPI 女性障害者ネットワーク

2006年に障害者権利条約が国連で採択された。その第6条のなかには、障害女性の複合的な差別があるということを認めて、締約国は障害のある女性ならびに少女が、複合的な被害を受けずに暮らしていけるように、と書かれた。

日本では、現在、そのための国内法制度を準備している段階。

DPI 女性ネットでは、複合差別について、個人の経験のききとりやアンケート調査と並行して制度調査を行っている。ここでは、国の法律に基づいてつくられている都道府県の男女共同参画計画と、DV 防止計画に障害者の課題、特に障害のある女性がどのように書かれているかを見ていく。

すべての都道府県の計画をインターネット上で調べ、一覧表にした。これをみると、男女共同参画計画については、障害女性に関する記述がない都道府県もあった。DV 防止計画のほうは、何かしらの記述があった。ただ、計画がどのように実行に移されているのかは把握できていない。都道府県の DV 防止計画に障害女性に関する記述がなされたのは、2006年の改正DV 法後ではないか？改正DV 法に障害者も被害を受けていて支援が必要なことが明確に書き入れられた。これには、障害女性当事者と女性たちが強く働きかけたことが大きく影響している。このことが大きな意味をもったとあらためて感じている。

男女共同参画基本計画をみていくと、障害者については、「高齢者等」に含まれていて独自の項目になっていないものが相当あった。また、障害者一般の就労支援、生活支援などについて記述しているものや、障害者にも男性と女性がいるという認識がされているようすがないものも多かった。最近の新しい計画では、第三次男女共同参画基本計画に至る国の動きが反映されていて、社会的な格差－生活困難や、複合差別の概念を記述しているものもあった。その場合、女性のなかに障害者が存在していること、複合的な不利益・困難があること、特に支援が必要なことは書かれていた。この点については、わ

たしたちが障害女性の立場から国に提言・発言してきたことが地方公共団体の計画にも反映された結果だと感じた。ただ、具体的に障害のある女性をターゲットにして何をしていくかについては、DV防止関係を除くと、従来からの障害者一般政策にとどまっていて、障害女性の固有の問題を反映したものは、ほとんどなかった。そこに、現在の大きな課題がある。障害女性を特定して書いているのは、現状では、「花嫁修行」という古い言葉を思い出させるような内容の盲女性むけの制度が、青森県、秋田県、愛知県にある程度になっている。また、それぞれが、女性について各種の調査、アンケート報告をのせているが、高齢者についてはあった性別集計が、障害者についてはでてこなかった。そして、審議会に障害女性当事者が委員として出ている例もほぼないのではないだろうか。

DV防止計画をみていくと、広報と相談においてDV防止に関する情報が障害者には届いていない、相談窓口までたどりつけていないということが非常に多いと見ている。相談窓口は電話がほとんどで、電子メールやFAXが使えるところは2県。点字・手話通訳があるのは47都道府県のうち3分の1くらいで、筆記通訳（要約筆記）で相談できるというところは2県。最近では視覚障害者はテキストデータのニーズが大きくなっている。聴覚障害者は文字も必要としていて、携帯電話のメールで全てのやりとりをする人が多くなっている。代表窓口だけでも電子メールアドレスを知らせてメールで相談に対応できるようにする必要がある。研修と連携については、障害者関係団体や施設と連携し研修や情報提供を行うという記述がいくつかみられる。各地域で障害者団体、障害女性が加わって連携して取り組んでいけば、これまでとちがう展開ができるのでは？

障害女性の立場からみて最も気になることは、一時保護について共通して、障害のある被害者は社会福祉施設やデイケアで一時保護するとされていること。社会福祉施設等にはDVシェルターのようなセキュリティもないので二次的被害の危険が大きく、また、複合差別アンケートから話されたとおり福祉施設内で日ごろから性被害がある。そして、障害者の利用を想定して取り組まないかぎり、DVシェルターや一般施設の物理面や情報面のバリアも解消されることがない。シェルターを運営している全国の方にも考えてもらいたい。大きな問題だと国にも提起しているが、シェルターに限ったことではなく、震災下でも一般の避難所は障害のある人には使えない・居られない場所になっている。各地域から取組を。配布した一覧表はやはり今後つくる冊子にも収録する予定、ぜひ活用を。

4 参加者からの発言とフリートーク

指定発言：

井上朝子氏 CIL たすけっと

震災の経験

仙台にある障害者自立生活センターたすけっとのスタッフで、ほぼ24時間ヘルパーをいれ、地域で自立生活をしている。東日本大震災で被災を経験。住んでいるのがマンションの9階で、震災後すぐには家の中には入れない状態になってしまった。自分自身は、職場にいる時間帯で、家のなかにはいなくてすんだ。もし、家にいたら死んでいたかもしれない。

私は、地域のなかで障害者が暮らしていこうということを掲げて活動をしているセンターのスタッフで、地域の人も顔を覚えていてくれた。そのことで今回とても助かった。

一般の避難所には、障害者はいられない状況だった。私も、震災後すぐに一時避難所になっ

た近所の小学校にいった。でも、車いすでは方向転換もできない状態だった。一般の人も体育座りをしている状態。学校には、障害者用の広いトイレはあるとされていたが、避難所になった体育館にはそうしたトイレはなく、移動することもできなかった。結局、事業所に戻り、そこでほかの障害者仲間と介助者でしのいでいった。介助者の問題も大きかった。ガソリンもなく、ヘルパーに来てもらうことができなくなり、公共交通機関もストップし、本当に大変だった。その頃は、なんとか利用者2名に対して1名の介助者という体制で乗り切った。

二次避難所になった福祉センターで過ごした仲間もいた。

仙台市内には、各区に福祉避難所がある。ただ、そうした障害者福祉センターとよばれるようなところは、通常、障害者のデューサービスをやっているところで、非常時の想定は全くされていないことがわかった。計画上は二次避難所の割り当てになっているが、いわば口約束という状況で、職員の人も、どう動けばいいかわからない中で、受け入れていた。通常、お昼しか活動していないところなので夜間も人が泊まるとなった場合の体制は全く考えられておらず、完全に、現場にいる人まかせだった。

今回の経験で、障害者が地域生活をするということがまだまだ一般的になっていないということを痛感した。

今回の経験を踏まえて、福祉的避難所の機能を見直し、しっかり非常時に備えるために必要なことを議論していくべきだと思う。市では、災害時要援護者の登録制度などをとっているというが、登録してください、という広報がされていなかった。災害時、誰が要援護者に対する支援ができるのか、もっともっと地域密着型の連携を含めた検討が必要だと思う。

今回の経験を通して、いかに地域で、顔の見える関係を作っていくかということが大事だということを学びました。

指定発言：

藤原久美子氏 神戸 Be すけっと

関西での動き

子どものときにⅠ型糖尿病になり、インシュリン自己注射を続けている。34、5歳で、網膜症になり、視覚障害をもった。障害者になるとまわりの人が変わる。白杖をもっているとまわりが変わった。それまでは、女性は結婚して子どもを産んで、それが女として幸せよ、ということ言われていた。それが、障害をもってからは一切言われなくなった。言われなくなったことで楽になったかなと思ったけれど、同時に、子どもを産むことを期待されてないということを感じた。

その後、私自身は、たまたまいい男性に巡り合い、結婚し、妊娠した。そのとき（診察室の医者目の前で）、母に一番に「おろしてくれ」と隣で泣かれてしまった。女は健康で、健康な子どもを産むべきだというメッセージがある。障害者を産んではいけないというプレッシャーもある。私は、妊娠したときに40歳で、高齢出産ということで出生前診断も受けるようにと言われたが、結局は断った。つわりもひどく、血糖値のコントロールも必要で、自分のからだのことだけでも大変な状況だったのに、さまざまなプレッシャーや選択、自己責任を迫られ、本当にしんどい思いをした。実際、自分でも弱気になり、本当にこんな世の中に子どもを生み出すことがいいことかどうかという迷いもあったし、障害児だとわかったら堕胎すべきという考えに、自分もおなかの子どもも全否定されたような感覚ももった。

そして生まれてきたときに母の第一声が、「指ありますか」という言葉だったという。本当に残念だけれどそんな状況だったということを伝えたい。

子どもが生まれてからは、女の子でよかったね、という周囲の声。家事援助で来てもらっているヘルパーさんも、そのうち、娘さんがやってくれるようになるでしょうね、よかったですね、という声をかけてくる。

私自身は、障害をもってから、障害を活かした仕事をしたいと思い、障害があるからこそなれるピアカウンセラーという仕事を始めた。この仕事は、障害者の立場で、障害者の相談にのるという仕事。勤め先は神戸市にある「自立生活センター神戸 Be すけっと」。

今の世の中は、健常者中心。障害者は、健常者に近づくようにといわれる。障害のあるままで、そのままの姿でいることができない。差別をそれだけ受けている。障害者の人権は守られていないと感じた。

女性であり、障害者であるということは、プラスではなく掛け算だという話を聞いた時、まさにその通りだと気付いた。物理的な困難とあわせて、精神的な居づらさが大きいと思う。さまざまな固定観念が、女性も障害者も苦しめている。

これから、関西でも、障害をもつ女性の集まりを開きたいと思っている。いま、関西の障害者自立生活センターで働くピアカウンセラーの女性が中心になって集まり始めている。今後、自分たちの困難を声に出していく活動を関西でも進めていきたい。

この後、会社（JR 西日本）でのセクシュアル・ハラスメントを訴え、現在、裁判をしている里美さんからのメッセージが読み上げられた後、

会場にこられた参加者みなさんによる自己紹介があり、障害がある女性の課題について、フロア全体で共有し、今後も女性支援に関わる全国の人たちと、日常的なつながりをつくっていきたいという提起があった。

当日の資料についてのお問い合わせは、以下までご連絡ください。

◆ DPI 女性障害者ネットワーク連絡先
dpiwomen@gmail.com

分科会 B

11月20日(日) 13:00 ~ 15:30

B-1

「大震災に遭遇した子どもたち」と「DV 家庭の中で育った子どもたち」

その根底にある共通項、喪失体験を持つ子どもたちの心のケアを考える。

5F セミナーホール

担当団体

NPO 法人ウィメンズネット函館

協力団体

NPO 法人ウィメンズネット・マサカーネ

司 会

野原 ひろみ (NPO 法人ウィメンズネット・マサカーネ)

発題者

小林 純子 (災害子ども支援ネットワークみやぎ)

加茂 章子

(NPO法人ウィメンズネット函館 子どもサポートふわっと)

流れ・時間配分

13:00 ~ 13:05	開会・発題者紹介
13:05 ~ 14:00	講話 小林純子氏
14:00 ~ 14:40	講話 加茂章子氏
14:40 ~ 14:50	休憩
14:50 ~ 15:20	質疑応答
15:20 ~ 15:25	これからの展望 (小林・加茂両氏)
15:25 ~ 15:30	まとめ(司会 野原氏)

立ち上げ、チャイルドラインみやぎの代表でもあります小林純子さんからお話をいただき、その後、函館で子どものサポートをしている子どもサポートふわっとの代表である加茂章子さんからお話を伺いたと思います。

小林純子氏

私は2001年にチャイルドラインを設立しました。電話を通して、研修を受けたボランティアが、子どもたちから様々な声を聞いてきました。レジュメの最初に記したのは、震災前の子どもたちからの悩みの内容です。人間関係、いじめ、性の問題は、これまでずっと多い状況です。チャイルドラインから見える子どもたちは、人間関係に悩んでいた、言いたいことが言えなかったり、よい子として期待されたり、コミュニケーションがうまくいかなかったり、実体験が不足しているため、実際の場面で有効な関係が築けなかったりしている様子がうかがえます。そのような中で、子どもたちに対する人権侵害は深刻です。いじめ、虐待の問題、なかには先生からのセクハラ相談などもありました。チャイルドライン設立前、試験的に行った

内 容

北海道室蘭市にあるウィメンズネット・マサカーネの野原と申します。ウィメンズネット・マサカーネはシェルターの運営をしていて、シェルターに来る子どもたちがDVの被害当事者にもかかわらず、何の支援も受けられずにいて、何もせずに出していくのはどうなんだろう?という事で、子どもプログラムの「ぼけっと」という名前の子どもの支援グループを始めました。その関係でDV被害にあった子どもたち、そして今回の震災で大きく傷ついた子どもたちに共通する、あるべき支援の姿を探ろうという事で分科会を持ちました。今回の震災で、いち早く災害子ども支援ネットワークみやぎを

電話相談でも、虐待されている当事者からの電話が入り、このような子どもたちのために1日も早くという思いが高まり、設置が早まったともいえます。性の問題では、中学生くらいの男子からの体の相談や性への興味などがたくさんありますし、妊娠の問題は、初期にはたくさんあったのですが、知識が行き渡ったのか内々で処理されているのか、最近少なくなった理由はもう少し研究しなければと思っています。最近の傾向として、将来への不安とか、精神的な問題を抱えている子が非常に多くなっています。心療内科へ通っている、投薬を受けているという子どもからの相談も増えており、時には薬を飲みすぎて朦朧としている子どもや、リストカットをしながらかけているという子もあって、チャイルドラインを始めた時から10年たって、子どもたちの状況も刻々と変化していると感じていました。

子どもたちはそのようなつらい状況にあって、サインは出しているのですが、見逃されたり、取り合ってもらえなかったりして話せなくなっています。その結果、子どもの自殺は毎日1.7人にものぼり、3日に1人が虐待死しているという状況でした。この背景には、環境と家庭の問題が子どもたちに影響を与えており、図で示したようなサイクルが考えられます。貧困、DV、親の障害などで、子どもへの暴力、放任等が繰り返され、精神疾患に陥ったり、不登校、非行、自傷行為を繰り返したりなど、健全に育つことができず、ドロップアウトしてしまいます。家庭に安住できない、似た様な環境の子ども同士が付きあって、若くして妊娠し出産し、離婚、貧困、DV、虐待のサイクルにはまってしまうというのは、多分皆さんの活動の中でもたくさん見聞きしてきた事ではないかと思います。この連鎖をどこかで断ち切らないといけな

いと考えていた頃、パーソナルサポートという概念がホームレス支援の方の中にひろがっていました。私たちも、18歳で養護施設を出た後も、心配な子には寄り添い続けることができるような制度を目指して勉強したいと思い、パーソナルサポート事業の研究グループに入れていただいていた。3月3日には、仙台市に「一般社団法人パーソナルサポートセンター」が設立しました。

そこに、3月11日の東日本震災が発生し、仙台市は仮設住宅の見守りをする「安心見守り協働事業」をパーソナルサポートセンターに委託し、緊急雇用で支援員を養成し見守りを続けていくという事業が始まりました。支援員の方たちは福祉の仕事をしたことがない方々もいるため、研修が必要でした。研修プランを組み立てていく中で「人権」の問題が一番重要であり、支援者には人権意識をきちんともって活動してもらうような学習をしてもらっています。チャイルドラインみやぎは「家庭と子ども」の分野を担当しています。

震災直後の活動としては、NGOから「被災地に子ども広場を作るので手伝って欲しい」という依頼があり、現地のスタッフを30人ほど採用し、1日2時間位、子どものための遊び場を運営する活動を1ヶ月近く行いました。スタッフは毎日朝7時位に出かけて2ヶ所運営し、帰って来るのは夜7時というハードなものでしたが、震災直後の子どもの様子を見、サポートできたことはよかったと思います。

避難所には、目の前で人が流されていくのを見た子どもたちもたくさんいるような状況ですから、大変でした。普段遊んでいるような物に触れることが大切なので、粘土・折り紙・絵本などを持って行きましたところ、子どもたちはカラー粘土で一心にケーキやおすしなど食べ物

を作っていました。その頃、食料も充分ではなく、子どもたちはお腹を空かしていました。また、避難所の中でうるさくすると怒られるため、ひっそり暮らしていましたので、子どもだけで遊べる空間を作ってあげると、子どもたちは生き生きと遊び始めました。とはいえ、つらい経験をした子どもたちは、スタッフに異様に甘えたり、逆にスタッフを寄せ付けない暴力的な態度をとる子どももいました。「どうせ帰るんでしょ」と言われたり、「他の子は流されちゃったからね」とサラッと言われたりすると、スタッフとして考えさせられたり傷ついたりしながら、1ヶ月近く活動をしました。その中で、私もびっくりしたできごとがありました。地震が発生して以来2週間ほど、寝る時もお母さんから離れられなかったという小4の男の子が遊びに来たのですが、本当にお母さんの手が抜けそうなほどしがみついている状態で、お母さんは疲れ切っていました。しかし、2時間たつてふと気付くと、その子はドッチボールの輪に入っていたんです。「子どもたちは遊びの中で回復する」という事は常々言われていましたが、子どもだけの場所、遊びの中で、これだけ回復するんだという事を目の当たりした出来事でした。

震災後、全国の方々から色々なお見舞いや支援の物等をお寄せいただき、そして『何かできる事はないか?』と云う嵐のようなメッセージをいただき、チャイルドラインだけではとても受け止められないと思い、今迄お付き合いのあった子ども関係の団体に呼び掛けて“災害子ども支援ネットワークみやぎ”を設立しました。

震災後少したった時期は、子どもたちは意外に元気そうでした。避難所のお手伝いをして頼りにされ、イキイキ働いていました。マスコミでもそのような報道がたくさん取り上げられていました。しかし、チャイルドラインが全国組

織として受けた子どもたちの声の中には、なかなか現場では言えない子どもたちの本音がありました。余震が非常に多くて恐ろしいのに、「いつまでもこわがっていないで、しっかりやりなさい」と言われたり、「家が流されたことは口に出して言えない」とか、「親しい人が亡くなったという事も思い出すと悲しいからできるだけ言わないようにしている」とか、「進学が出来るのだろうか?こんな風になっちゃって…」という声もありました。それから「食べるものがない」「遊べない」「部活動が出来ない」「避難所暮らしに疲れてしまった」など、子どもたちの日常生活が破壊されてしまったことで、悲しいとか虚しさを訴える子もいました。地震後家族となかなか会えなかった事がトラウマになっている子どももいます。それから、宮城県は比較的大丈夫だといわれていたんですが、やはり『放射能は大丈夫か?』ということが子どもたちの中でも非常に大きな関心事で、この事でもたくさん電話が掛ってきたと言われています。TVで地震の様子を見ると吐き気がするという訴えなどもありました。実は私たち被災者は3日か4日電気がこない間はあの映像を見ていません。ですから、遠くでTVを見ていた方たちの傷つきの方が、大きかったかもしれません。

その後、様々な状況が変化してきて今は格差が際立ってきています。最初はみんな“生きたか、死んだか”、だけで、何とか助かったから頑張ろうね。という事だったんですが、長い時間がたつて来ると本当にその差が心の痛手になってきます。だんだん支援が行き渡るにつれて気がかりな事も出てきました。子どもたちが色々なお見舞いの物をもらったり、いろいろな方がショーをやってくださった時に、感想を聞かれ「癒されました」とか子どもらしくない発言が増え、感情が全然こもってない、言わされている

感がありありで、「ありがとう」と言わなければいけない被害者の立場が痛々しいなあと思いました。

『災害子ども支援ネットワークみやぎ』を立ち上げた1つの理由として、直接“ありがとう”を言わなくても良い立場に、被災した人たちをおきたかったということがあります。私達が中間に入り、支援してくださる方に“ありがとう”を言い、“被災したあなたたちにはこれを受ける十分な権利があり、だから当たり前を受け取っていいんだ”と伝えたかったのです。いろんな善意の洪水というのがあり、ニーズを把握して持ってきてもらわないと折角の善意も無駄になってしまうこともあり、大変申し訳ないと思いつつお断りする事もありました。

一様に同じものを与えられる生活から選ぶ事が少し出来るようになることで、回復感が得られるのだと思います。今は避難所は殆ど閉ざされ、仮設住宅や自宅に戻った方に支援物資が届かず、大変な状況になったと言う声も聞こえています。なかなか個別には支援物資を届ける事ができず、「集会所にあるから取りに行つて」と言っても、取りに行けない状況にいる方々が多いです。一番大変だったのはお産後、夫を亡くした方から「買物に行けない」とSOSが入り、直接オムツとか衣類、産着を届けたこともありましたが、そういう声を自ら発信してくれないとなかなか届かないという状況があります。

震災後8ヶ月たった現在の子どもの様子をお伝えします。犠牲になって死亡した子どもの数は7月に調べたところで、岩手で103人、宮城で430人、福島で81人になっています。震災孤児は宮城で126人、遺児が712人という数が出ており、児童養護施設に引き取られたのは2人だけです。その他の子どもは親族等に引き取られており、児童相談所では親族里親として

きちんと手続きをしてくれるよう働きかけています。これは東北の土地柄だったのかなとも思います。

今、避難所の数が16ヶ所に縮小され、一方で仮設住宅が400団地出来てきています。そのうち150位は石巻です。22,043戸が建設されました。中には壁一枚で隣りの話しが筒抜けだったりする仮設もあり、プライバシーもないし勉強できるスペースもないと子どもが言っています。

学校は1つの学校に複数校入っていて、受け入れる側も入っている側も遠慮しながら毎日過ごしています。臨時のバスで2時間かかって学校に通っている子もいて、その疲れもピークに達しているのではないかと心配です。校庭は半分位に仮設が建っていて体育が出来ない状況です。勿論、部活動もできない状況で子どもたちの体力の低下も心配されています。学用品も不足しており、PTAの方も被災しているのでお金を集められず十分に整えてあげられないと先生方が悩んでいます。遊び場も本当に大変で、元々あった公園にほとんど仮設住宅が建っており、今まで遊んでいた所もガレキの山で遊べません。「子どもにとって遊びは食べ物と同じで、生きて行く中で大切なもの」と言っていたにも関わらず、仮設や避難所を作る時に「子どもの居場所を作れ」と言えなかったというのが、今非常に悔しい思いでいます。これからでも遅くはないので、仮設に子どもの居場所をと行動し始めていますが、スペース的に難しいので、なかなか進まない現状です。

幼稚園、保育園、学童保育もなかなか復旧していません。農業、漁業が出来なくなって、親の後を継いで自分も頑張ろうと思っていた子どもの就職先がなくなり、他の県の企業に就職せざるをえなくなったり、大学進学を諦めた子も

いっぱいいて、希望を失い、不登校になったり非行に走ったりする子も出ています。

それから健康被害ですが、放射能は勿論ですが夏には色んな感染症が起きました。避難所でもノロウィルスが大流行で大変でした。ガレキの中にアスベストがあったという事も心配です。大分、整理はされて大丈夫にはなっていますが、このガレキの問題はみんなで考えていきたい事だと思っています。

それから、いじめ・差別の発生です。県内でも2、3ヶ所の避難所を転々としたり、仮設に移ったりして学校の転校も余儀なくされている子どもがいます。本当に短い間に環境が変わる体験をした子どもたちがたくさんいます。友達と何回も別れなければいけなかった子、県外に移住した先で“放射能が移る”と言われた子、横浜に行ったご家族で小学校4年生のお兄ちゃんが、お父さんがまだ行方不明で見つからない時に、友達から「2ヶ月も海の中で生きている訳ねェじゃん」と言われて泣きくずれたという話、いろいろ悲しい話が聞こえてきます。仙台でも仮設住宅の中でいろいろな問題が発生しています。虐待問題、アルコール依存症、ゴミ屋敷になっている所もあったり“仮設の子と遊ぶな”という大人がいたり悲しい事だと思えます。それから、“地震ごっこ”“津波ごっこ”というのも8ヶ月たった今もやっています。ある高校の先生は余震とか雷が鳴ると過呼吸になる子が非常に多いと言っていました。色んな引き金で身体症状が出ているという事です。安全なはずの仮設住宅でも盲点がいっぱいあります。集会所に大人用のインターネットがあるのですが、だれもおとなはいない中、子どもだけでYouTubeとかを見放題になっているとか、NGOが置いていたバスがあり今は誰も管理しておらず、その中で何がおこっても分からない

い状態で、非常に危険だとか、子どもたちの映像を撮りまくっている人がいるという通報があって、警察がパトロールをしているなどの状況があります。そんな中、チャイルドラインの事務局へ「自分の子どもが性被害にあった」という電話が複数ありました。女性への暴力防止団体につないで相談してもらおうと思ったのですが、「狭い土地で被害にあった事は言えない」と言うし、加害者が外部のボランティアさんらしく「世話になっているので言えない」とも言っていました。

今後、このような事件がたくさん起きるのではないかと心配です。仮設の中でもみんなが顔見知りではないので、外部の人が入ってきても分からない、大人が子どもを守る視点から見ないと見過ごされてしまう危険が一杯です。大人にとって便利な事が、子どもにとって危険という事はたくさんあります。そこをチェックする機能が仮設住宅にはまだないのです。震災前でも子どもが被害にあうことはありましたが、これから被災地での暴力や虐待などは絶対にあってはならないと思います。大人がストレスを抱えることで、DV、虐待の問題はなお増加すると思われます。震災前にもあった子どもの問題は、震災を経てますます際立っていきます。私たちは、このようなときこそ子どもを守っていかなければなりませんし、子どもが危険を回避できる力を持つことが必要だと思います。まずは話してもらうこと、それを受け止め解決につなげる、そのための連携と仕組み作りが求められていると思います。

(以上)

加茂章子氏

子どもサポートふわたの代表をしております

す加茂章子と申します。ウィメンズネット函館ではシェルターの運営をしていて、年々シェルター入居者数が増えてきています。子どもの同伴数も増え、2010年度には56名の子どもがお母さんと一緒に入居しました。

入居した子どもたちはみんな、不安一杯の顔で来ます。大好きだったお友だちに“さようなら”も言えず、大事な自転車、おもちゃ…たくさんものを失った喪失感・悲しみ・怒り、我慢する心の傷みは、今回の大震災を経験した子どもたちの心の傷みにも繋がるものがあると思います。

DV 家庭で育った子どもたちは、DV 被害の当事者です。心に大きな傷を持った子どもたちに私たち大人ができることはないのか？と私たちスタッフも考えるようになっていました。そんな思いの中で2008年4月にシェルターに入居した子どもを対象に『子どもサポートふわっと』を立ち上げることになりました。

そして子どもをサポートする前に私たちスタッフも研修をしなければと考えました。運よくその年に市からの助成金を受けることができ、私ともう一人のスタッフがアメリカのオレゴンにあるダギーセンターで研修を受けることができました。そこは、子ども・青少年のグリーフケアをしているアメリカの民間団体です。世界各地においても同様な施設のモデルにもなっています。阪神大震災の後に、子どものサポートが必要だということでダギーセンターをモデルにした『レインボーハウス』が建設されました。そして今回の東日本大震災の後にも、子どものグリーフケアは必要だということで、育英会が中心となって資金集めをしているということを新聞で知りました。そこでは、“子ども一人一人は自分のグリーフを癒す力が備わっている、そして、私たち大人は自分の心の中にもあ

るグリーフに気づき彼らを受け入れ世話をし、寄り添うことから始める。それが癒しにとっての、とても大事なサポートになる”というダギーセンターの理念を私たちは身を持って研修して行うことができました。

その年の10月には“ふわっと広場”が開催されました。最初7名だった子どもたちが、今は25名に増え、月2回の“ふわっと広場”を楽しみに集まってきます。ふわっとの子どもたちは一見とても元気そうに見えますが、子どもたちは、家庭の中でさまざまな問題を抱えています。今日は、子どもたちが家庭で抱えている問題のケースについて、少しお話させてください。

《B子ちゃんのケース》

B子ちゃんは今3歳です。最近ようやく母親に引き取られました。母親はシェルターに入居した時には、Bちゃんを連れてくることはできませんでした。裁判で母親が親権を取って、ようやくB子ちゃんに会えたのは、2年近くたってからの事でした。その後弁護士を通し父親からの面接交渉の申し入れがあり、月1回、面接することになります。しかし、前夫とB子ちゃんの面接が終わった後、母親はB子ちゃんにさわるができなくなっていくます。前夫の元でおみやげをたくさんもらい、喜んで帰ってくるB子ちゃんに裏切られたような気持ちになっていきます。きたない子、そんな気持ちになる自分も許せず母親はよくウィメンズの事務所に泣きに来るようになりました。鬱状態になり、医師からの診断書も添えましたが、前夫の強い面接交渉の申立てで、面接を打ち切ることはできませんでした。

言葉が少ないB子ちゃんですが、ふわっとではときどき笑顔を見せてくれます。

《A子さんのケース》

A子さんはふわっと広場開催の初日から来てくれていた子どもです。A子さんは小さい花にも気がつくような、繊細な心を持った女の子でした。A子さんの母親はとても体が弱く、二人で新しいアパートに暮らすことになった時、彼女は学校にいても母親のことが心配で学校に行けなくなっていきます。また新しい学校では友だちもできず、なかなか馴染むことができませんでした。ふわっと広場にきても一人でいたいと庭のベンチに一人で座っていることがよくありました。ある日のふわっとの遠足の日、彼女はやはり一人でベンチにいました。“そばに座ってもいい?”と聞くと頷いてくれました。そして私に“将来お母さんのために栄養士になりたい”と話をしてくれました。

ふわっとの事業として学習支援もしていたので、すぐに教育大学生のTさんに家庭教師を頼みました。TさんはA子さんにお姉さんのように接してくれ、勉強ばかりではなくいろいろな相談にも乗ってくれました。

今も家庭教師を続けていてくれます。まだ学校には行けませんが、不登校の子どもたちが通う学校には行けるようになりました。最近、A子さんが私に話してくれました。“私ね、少しだけ自分の目の前に光が見えてきたの”その話を聞いた時私は胸が一杯になりました。今彼女はふわっとを卒業して補助ボランティアとして、ふわっとのお手伝いをしてくれています。

《K君のケース》

K君のお母さんはPTSDの診断を受けています。K君との二人の生活に疲れてくると、K君を施設に預からなくてはならない状態になります。K君のお母さんはとても頑張り屋さんです。すぐに元気になってK君を迎えにいくと約

束してしまいます。でも体調はなかなかよくなり、約束が守れないことが多くあります。K君はそんなことが重なると、心が荒んでいくようです。K君は粘土遊びが大好きです。粘土で“おっぱい”を作っては何度も何度も力いっぱい潰します。

ふわっとの子どもたちは、“お母さんの笑った顔が大好き”と答えます。たった月2回のふわっと広場の開催が、子どもたちの心の癒しに繋がっていくのだろうか? 始めた頃は疑問に思ったことがあります。でも、子どもたちは『ふわっと』が大好きです。そして、子どもたちは確実に成長しています。

ひとりでも信頼できる大人がいたら、ひとつでも自信がもてるものができたら、ひとつでも安心できる場所があったら…子どもたちは傷ついた心を癒していくことができる、そう信じて、ふわっとを続けていきたいと思います。

(以上)

この後、会場から出していただいた質問の中から「支援者のこころのケアや傷を負わないような留意点、報道された避難所の子どもの姿を見ての感想と働きかけのあり方、組織や運営場所、補助ボランティア制度、うまくいっていない母子関係の母親への言葉かけ」について、お二人から答えていただきました。

最後に、これからの展望について小林さんと加茂さんに答えていただき終了したいと思います。

(これからの展望について)

小林純子氏

子どもたちには考える力があります。信頼で

きる大人が子どもの周りにいて情報を与えた上で、子ども自身が状況を確認し、自分で考えて行動することが、自分の身を守ることになるということを、今回の震災が教えてくれたと思います。自分で判断することを教育でしっかりやっていくことが、虐待やDV とかがなくなっていくことかも知れないと思います。果てしないことかもしれないが、皆さんと一緒にやっていけたらと思います。

加茂章子氏

DV のない社会を目指していきたいと思います。叩かれた傷は治っても暴力を振るわれたという心の傷は、治ることはなく大きな心の傷となって母親を苦しめることになります。そして、母親が元気になれないと『子どもたちも元気になれない』ということを、暴力を振るう人には知ってもらいたいと思います。

B-2

いまあらためて問う 女性のための医療とは ～ SACHICO のこれまでとこれから～ 5F 和室

担当団体

NPO 法人アズハウス

協力団体

ウィメンズセンター大阪

司 会・進 行

高見 陽子 (ウィメンズセンター大阪)

流れ・時間配分

演者による講演 90分

ウィメンズセンター大阪のスタッフであり、性暴力救援センター・大阪 (SACHICO) のスタッフでもある高見陽子さんによる講演である。

参加者は、約半数が医療関係者、半数が相談員・他であった。

〈要約〉

性暴力被害にあうということは、不当な仕打ちを受けることである。被害女性はそのことを誰にも話せない、恥であると感じて、被害体験に蓋をして心の奥底にしまいこみ、女性が自分自身を失うほどに日々の生活や社会の中で生きにくさを経験しながらも生きていることが多いのではないだろうか。ウィメンズセンター大阪では、27年間、無料電話相談やカウンセリングを開設し、女性の心とからだや性にまつわる不安・悩みを聴き続けてきた。性暴力被害者の体験の紹介では、被害女性の悲痛な心の叫びに会場全体が打ちのめされる雰囲気包まれた。高見さんは「不当なことを受けたことになんら恥じることはない。痛めつけられた心とからだを取り戻そう。」と熱く語った。ウィメンズセンター大阪が事務局となり準備を重ね、2010年に性暴力被害直後からの総合的支援をめざして「性暴力救援センター・大阪 (SACHICO)」を立ち

上げた経緯について説明された。1年間が経過した SACHICO の活動から感じることは、これまでやってきたことは間違っていなかった、性暴力被害について問題意識をもって早期に気づくこと、女性のための医療では、性の問題で傷ついていないか、悩んだり不安をもっていないか関心をもち、意識的に接してほしい、ということであった。病院を訪れる女性の中には性暴力を受けている人も存在している。高見さんは性暴力で悩み傷ついている女性へは「被害を受けた女性が悪いのではない」、そのことを心をこめて伝えてほしい、女性が自分のからだへの肯定感が持てる、身体感覚を取り戻せるような医療となるように、様々な職種が連携してほしい、と語った。演者はこれまで長年にわたり、多くの被害女性を支えてきた。被害女性からのメッセージと SACHICO の活動報告は熱い想いに溢れ、参加者が明日からの支援や活動への活力となる分科会であった。

内 容

一 性に関しての人権が守られている社会だろうか? —

まず初めに、女の子だから、男だから、というジェンダーバイアスについて話された。女性は女らしく、という考え方から学校や職場など社会生活のあらゆる場面で、女性であること、

すなわち社会が求める「女らしくすること」が期待される。それによって実際受身になりがちである。高見さんから分科会参加者へ、病院を受診するにも自分のからだについて知る権利があるのに、受身的な姿勢でいいのだろうかという問いかけがなされた。自分の身体のことを知る権利に男女の差はないはずである。

人権の中でも性に関する健康を全年齢を通して享受する権利として、「リプロダクティブ・ライツ」がある。これは、「すべてのカップル及び個人が、自由にかつ責任をもって子どもの数、産む間隔、時期を決め、そうするための情報と手段を得る基本的権利、及び最高水準の性と生殖に関する健康を達成する権利」「差別・強制・暴力を受けることなく生殖に関する決定を行う権利」である。

その上で、性暴力とは、女性の性と尊厳に対する侵害行為であり、人権問題であることが説明された。同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力であり。夫婦間、恋人同士でも望まない性的な言動や、無理やりの性的行為は性暴力である。DVとしての性暴力、子どもへの性虐待、強姦・わいせつなども性暴力である。

ー ウィメンズセンター大阪について ー

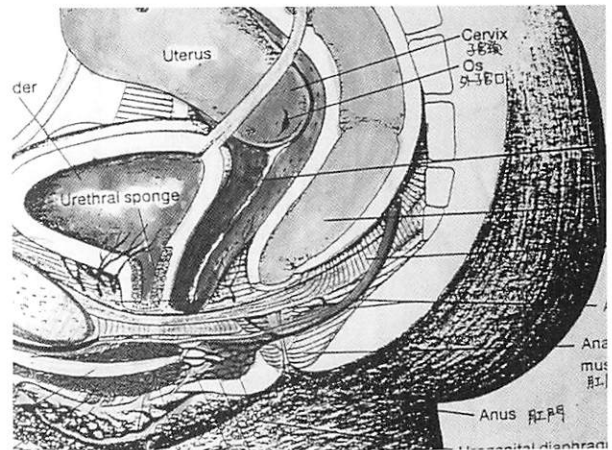
ウィメンズセンター大阪は1984年12月に発足した。現在はスタッフと相談員の50名で構成されるとのこと。発足当時、病院において女性の子宮や卵巣を不正に摘出されていたことが報道され、女性の生殖器への差別・社会的暴力が行われていたことがわかり、「女性のためのクリニック」を自分たちで作りたいと考えた。

これまでに、「女性のココロとカラダのサポート」としてニュースレターや図書の発行、勉強会や健康フェスティバルの開催、カウンセリング

グ・整体・アロマ・鍼灸などの実際的なサポートを行う他、無料電話相談「女・からだ110番」の実施、さらには女性科クリニックの開設、「女とからだ相談員養成講座」「セルフカウンセリング講座」「女性への暴力被害者サポートカウンセリング認定講座」「リラクゼーション講座」など、様々な講座の開設や支援者のための研修を行っている。

○ウィメンズセンター大阪が開催する勉強会 ー 自分のからだのこと知っている？ ー

会場のスクリーンに女性の骨盤内の生殖器の解剖学的イラストが大写しになった。参加者は一瞬、何が映し出されているのだろうと驚いた様子であった。



高見さんはこのイラストで、参加者に「子宮はどこだと思う？」「膀胱は？」と質問した。参加者はイラストを見て女性である自分の身体を直視して理解することを体験した。自分の身体のことなのに意外と知らないことがある、正式な名称も知らないことに気づかされた。自分の身体を知るという作業は大切なことである。女性だから受身でいいということではなく、私(女性)のからだは私(女性)のものという意識で、身体の構造や機能を理解し、受け入れていくこ

とが自分の身体を肯定することにつながる。特に生殖器はタブー視されたり、隠す、恥ずかしいところと思いがちであるが、自分の大切なからだ、私の身体の素晴らしい仕組みであることを受け入れて、認めていくことは大切である、と高見さんは説明した。

ウィメンズセンター大阪では勉強会を開催するにあたり、専門家である医師を講師にするだけでなく、私は自分の身体の専門家、専門家と素人という関係ではない講座や勉強会を実施した。自分たちのからだのことなのだから自分たちで学ぼう、と専門書を活用して勉強会を開いた。勉強会では初めて知る身体のおしるしに、新鮮さや驚き、感動の連続であったという。もっと知りたいという思いから、女性特有の病気についても学び合い、それは知識をもつとともに身体と性を取りもどす作業でもあった。

○勉強会をとおしてわかってきたこと

子宮内膜症、月経困難症、更年期障害、子宮筋腫…など女性の病気について勉強会を重ねるうちに「なぜ女性は辛い症状があるのだろう」「なんでこんなに辛い思いをせなあかんのや…」という自分の症状を話す中で、少しずつ、ぽつりぽつりと性暴力被害の体験談も語られた。仲間と話していくうちに、性についての悩みを抱えている人が少なくないことがわかった。

話される性の悩み・性暴力被害の体験は、長

く封印していた記憶をたどっていくうちに出てきた。だれもが「なんでもっと早く、あの時はいやだったと言ってよかったのに、言わないできてしまったのだろう。」「親やまわりの人に心配をかけたくなくて、言うてはいけないこととと思っていた。自分だけが我慢すればいいんだと、ずっとみないようにして生きてきた。そのことで、私のからだに症状として訴えていたのかもしれない。」「なんでここまで、自分のからだの声をきいてくることができなかったのだろうか。こんなに辛い思いをしてきたのは、あの時の事も関係していたのだろうか。」勉強会の仲間同士で、今まで話せなかったことを語り合えたことから、性暴力被害にあったら、すぐにでも手当できるところがあったらどんなにいいことか、とその思いを強くした。このことがSACHICOへとつながった。

○無料電話相談「女・からだ110番」

1989年から無料電話相談「女・からだ110番」を開設した。女性のライフステージと年代別に集計したものが報告された。10代では「月経」についての悩み相談が1位で、2位はおりもの（膣分泌物）や子宮内膜症など「女性特有の病気」、3位「その他」は、外見などの見ためや恋愛などについてであった。以下、20代から60代以降まで表のようになっている。

からだと性の相談「女・からだ110番」から

	年 代	1 位	2 位	3 位	4 位
思春期	10 代	月 経	女性特有の病気	その他	セックス・妊娠
性成熟期	20 代	不 妊	セックス	月 経	女性特有の病気
	30 代	女性特有の病気	不 妊	セックス	月 経
更年期	40 代	女性特有の病気	更年期	セックス	月 経
	50 代	更年期	女性特有の病気	セックス	月経・その他
老年期	60 代～	女性特有の病気	セックス	その他	月 経

○ウィメンズセンター大阪で語られた性暴力

電話相談やカウンセリング、女性クリニックで語られた性暴力は、セックスの強要、避妊に非協力的である、産むことの強要、中絶の強要、暴力的セックス、ポルノを強制的にみせる、セックスを写真やビデオに撮る、レイプ・性虐待などであった。

性暴力は、加害者が全く知らない人ではないことが多い。夫婦間のDVとしての性暴力、恋人同士でのデートDV・デートレイプ、子どもの場合では親戚・母親の恋人・義父兄など身近な人から性虐待にあっていた。

○性暴力被害を受けた女性への影響・精神的症状

ウィメンズセンター大阪で語られた、性暴力被害女性の反応としては、生活への影響、特に精神的症状は強く、長期にわたって顕れていた。電話相談から対面でのカウンセリングが必要であると判断しても、センターまで来ることが難しかったり、センターに来るだけで精神的に消耗してしまうことは稀ではない。以下のような様々な影響が顕れ、被害女性がどれほど生きづらさを抱えて日常生活をおくっているかということが説明された。高見さんは被害者の体験を切々と語り、被害女性の辛い想いはメッセージとして参加者の胸に迫ってきた。

- ・外出できない：被害を思い出させるような場所や乗り物に乗れない
- ・自分が汚れたと感じる：何度も手洗いしないではいけない
- ・どうなってもいいと感じる：自殺企図やリストカットなど自虐行為がやめられない
- ・電車に乗れない：人混みの中に入れない
- ・人が怖い：いつもビクビクする
- ・人が信じられない
- ・身体感覚の麻痺：被害を受けたときの記憶が

ない、身体が凍りついたような感じ

— SACHICO の開設 —

～性暴力被害にあった女性のために、そして、それぞれの自分自身のために～

性暴力被害を長年封印することがないよう、被害にあったらすぐに手当てができるところがあつたらいいのに…。性暴力は医療問題でもあり、被害者の救援では医療機関の果たすべき役割は大きい。

SACHICO は性暴力直後からの総合的支援をめざして、阪南中央病院に2010年4月に設立された。ウィメンズセンターではなくて病院内に設立した理由は、病院は警備など安全面でのセキュリティが整備されており、被害者と支援者双方への安全が守られるからである。設立にむけて、阪南中央病院あがての協力があつた。SACHICO の詳細については、基調講演の内容を参考にしてほしい。

ウィメンズセンター大阪は長年にわたり、多くの性暴力被害女性を支えてきたことから、SACHICO の準備室から関わり、現在は「女性の安全と医療支援ネット」の一機関としてSACHICO と有機的に連携し、相談支援にあたっている。

— 女性のための医療とは…SACHICO のこれから —

今まで、ウィメンズセンター大阪では、「自分のからだの主役は私だ」という考え方、そして「私のからだ」を知る権利や知りたいという思いを支えることを大切にしてきた。女性が受身にならずに医療を受けるということでは、これまでの理念・やってきたことは間違っていなかったと感じている、と高見さんは話された。性暴力の被害にあった女性は自尊心や自己肯定

感が低くなってしまっていることが多い。医療者の関わりとして、女性や自分自身についてと自分の身体を肯定することを支える姿勢が非常に重要である。医療者の不用意な言葉や、警察の調査や裁判等司法関係者における二次被害は絶対に避けなければならないことである。一方、医師・医療関係者・弁護士・検事・警察の中で当事者を思う、心ある人もたくさんいるのも事実である。

性暴力被害にあった女性への医療の目的は、診察を通じて身体的外傷や感染症の症状を正確に診断すること、被害女性が悪いのではないことを心から伝えること、女性のこれからの人生のために治療を受ける必要性や、身体が回復していくイメージをもてるようにケアしていくことである。このような医療が行われるためには、具体的には次のようなことが重要になる。

- ① 速やかに初期対応を行う
- ② ゆったりとした安全な環境で、被害女性が
どうしたいかを定めることができる状況を作る
- ③ 被害女性のエンパワーメントを支える（あなたは悪くないというメッセージを伝え続ける）
- ④ その後の安全な場所の提供
- ⑤ 被害女性の支援に必要な機関・職種との連携

SACHICO では、24時間ホットラインを開設して支援者と産婦人科医師が対応している。カウンセラーやケースワーカー、精神科医師、小児科医師、弁護士なども対応している。他の機関として大阪産婦人科医会、ウィメンズセンター大阪、性暴力を許さない女の会、警察などとも連携して「女性の安全と医療支援ネット」をつくっている。SACHICO の開設後1年での電話相談は1463件、来所は387件と、これほど多くの女性が必要とされていたことが報告さ

れた。今後はますます「女性の安全と医療支援ネット」を強化し、より有機的に力強く機能していくことが望まれる。

支援者として必要な視点は、性暴力についての問題意識をもつこと、身近なところにも声を出せないでいる女性がいることに気づくことであるという。そして、被害女性の抱えている不安や悩みを受け止め、被害を受けたあなたが悪いのではないということを心から伝え続け、女性自身が自分のこころと身体の肯定感が持てるように治療とケアに取り組むことに寄り添うことである、と高見さんから力強く提案された。

そして何よりも、「女性への暴力防止」は、加害者対策と被害を受けた人のみの問題ではなく、私たち一人ひとりが「性的自己決定権」をとりもどすことである。



デート DV への取組みからみえてくる現状

～私たちの今できることとは～

6F スタジオホール

担当団体

NPO 法人レジリエンス

協力団体

NPO 法人さんかくナビ

司 会

西山 さつき (NPO 法人レジリエンス)

発題者

中島 幸子 (NPO 法人レジリエンス)

田嶋 真広 (埼玉県立草加東高校)

糸山 智栄 (NPO 法人さんかくナビ)

流れ・時間配分

埼玉県立草加東高校 田嶋氏より 1 時間

NPO 法人さんかくナビ 糸山氏より 20 分

NPO 法人レジリエンス 中島氏より 20 分

NPO 法人レジリエンス 西山氏より 20 分

質疑応答 30 分

内 容

●草加東高校 田嶋真広氏より「高校生の現状と学校でできること」

埼玉県草加市にある高校の教員をしています。まず 20 数年の教員生活からみえてきた高校生の現状についてお話致します。

生徒の生活環境、特に経済的状況が、生徒の意欲、学力、将来を決定する大きな要因となっています。指定校推薦が決まった後に、お金の問題で辞退する生徒が必ず毎年でていますし、東京までの交通費 1000 円が出せないために、就職試験が受けられない子もいます。DV やアルコール依存症や貧困が生徒の家庭内で問題となっていたり、就職も厳しく、女子の就職はかなり厳しい状況です。フリーターになっていく子や、「どうせだめだろう」という思いから、勉強する気もなくなってしまっている状況の子が

多いです。

知的な遅れはないが、対人関係をもつことが難しかったり、落ち着きがないなどの発達障害の問題を抱えた生徒が増え、その対応として特別支援コーディネーターが各校に配置されています。目の前の状況しか意識できず「やりたいからやる」という行動が目立ちます。先日、授業で「話していないで、落ち着いて授業を受けなさい」と生徒に注意をしたら、「先生、俺の場合は話していないと落ち着かないんだ」と言うのです。彼にとっての落ち着くは、私の考えていた感覚とは違うこともあり、指導は難しいですし、幼稚化しているとも感じています。そのような中でも男女交際は発展しているので、デート DV も起こりやすくなっています。

東京都の七尾養護学校で知的障害児に行った性教育が「極端だから」と取りやめになり、裁判にもなった件についてですが、知的障害のある子どもが性的な被害を受ける可能性が高いという現状に対して、先生方が考えられた対応であったということを理解してほしいと思っています。実際、知り合いの特別支援学校教諭の話からも、そのような性被害の話を聞くことがあります。

配布したアンケート結果は、埼玉県東部地区を中心にした、養護教諭を含んだ教育相談の研修会で行ったものです。これによると、教員が認知したデートDVは、約半数となっていて、意外に多いなと思いました。暴力の種類も様々であること、認知された件に関しては学校が適切に対応していることや、教員も含めた意識啓発や認識の定着を行っていくこと、デートDVについての知識や対応方法を身につける必要があることもみえてきました。生徒だけで解決するのは難しく、学校や大人の介入が解決策として有効です。

私が生徒に対応する際には、論理療法 REBT (Rational Emotive Behavior Therapy) を使っています。「出来事」によって怒りや暴力をふるうなどの結果がもたらされるのではなく、同じ出来事であっても同じ結果をもたらすとも限りません。それはなぜかという Belief (考え方、信念思い込み) が違うからです。怒りや暴力のように相手を攻撃し、自分も後から後悔したり、関係が壊れてしまう結果の場合には、Belief が問題になっています。

論理療法は認知行動療法の一種ですが、認知を変えることで、感情、行動を変えていくということです。

論理療法を用いた例①:「メールをすぐ返さないと怒鳴られる」「言う事を聞かないと殴られる」と保健室でも相談していた女子生徒が、みんなが見ている前で彼氏から身体的暴力を振るわれたことがありました。

私は事実関係を確認し、彼女に「愛情」と「暴力や束縛」を分けて考える必要性を伝え、学校が責任をもって彼にも説明・指導することを理解してもらいました。

学校では、暴力行為が発覚すると加害者には特別な指導をし、保護者に来てもらい、校長か

ら「このままでは学校を続けるのが難しくなります」などの説諭があります。職員全体で集まり、どのような指導をもつかも話し合います。暴力行為の場合は1週間以上など日数の多い自宅謹慎となり、課題や反省文、日記が課せられます。懲罰ではなく、自分のやったことを自分と向き合って考え直すための時間です。この場合、他にもDVに関する本を一冊読んでもらい、自分のしたことに気づいて行くようにしました。

論理療法でいうと、相手が思った通りにならない時に「つき合っているのだから俺の言う事を聞くべきだ」という Belief を彼は持っていたため、相手が言う通りにならないと攻撃するという行動になっていました。「お互い楽しくつき合っていくためには、その考えは適切なんだろうか?」と考えてもらい「こんなこと繰り返したら学校は続けられなくなり、彼女との関係も良くならない。だから何とかするために、この考えをもう一度チェックしてみようよ」と問いかけをしました。「相手が自分と違う考えをもつことはありうることだ。相手が自分の言う事をきかなくてはならないという義務もない。思った通りにしてくれないことは残念だけど、俺はこうしてほしいということを冷静に伝え話し合いをしていけば良いのではないか」ということで理解が得られました。部活や授業で接触があったので、関係性と信頼感があり対応しやすい部分もありました。

恐らく加害者も今のままでいいとは思っていません。怒っちゃダメと言うだけでは加害者はどうしたら良いのかは分からないので、新たな認知や行動を身につけさせるというのがポイントです。

論理療法を用いた例②:1年の時は部活もやり、学業成績もよく、明るい女子生徒だったのですが、2年になって急に表情が暗くなり、学校も

休みがちになり勉強面でも点数が下がりました。

私が面接を担当する中で、なぜそうってしまったかを「教えてくれなきゃ分からない」とは聞かず「何かいやなことがあったんだね」と接しました。「自分には解決する力はないが自分でどうにかしてがんばらなきゃいけない」という考えが聞けたので、そこに焦点をあてました。「人に頼ってもいいんだよ」「自分でどうしようもなかったら人に助けてもらっていいんだよ」と言ったら彼女はポロポロと泣きだしました。出来事については語りませんでしたが、「人に頼ってもいいんだ」ということに気づいてもらえました。「今のままで幸せな人生を送れるのかな？」という問いかけに対して、最終的に彼女が導き出した答は「色々な人間がいて、対応方法もそれなりにあるんだ。頼りになる人は頼りにして、ならない人は無視するという現実的な対応をとっていけばいい」ということで、段々元気もでてきました。

彼女はこの経験を自分の中で活かしていこうと、カウンセリングを学ぶ大学に進学しました。被害者には「自分でなんとかしなくては」「自分が耐えればいい」というような歪んだ認知があって、対応方法も不適切になることもあります。辛いことは受け止め共感し、そして次に何が必要だろうという考えることも大切だと思います。

レジリエンスに全校生徒対象に講演会をしてもらったアンケート結果には、生徒から生々しい体罰や家庭内のDVのことが書かれてありました。これだけのことを無記名ではあるが、アンケートで書いてくれるということは珍しいことです。デートDVの講演は生徒に気づきや啓発をもたらします。デートDVはひとつの例で、基本は人間同士の関係の話です。関係

の中でいびつな束縛や支配と服従や一方だけが我慢するような関係はおかしいし、男性にとってもDVの関係、支配の関係は決して心地よいものではないと思います。男女共同参画として男性と女性が、人と人が社会的な地位や身分において平等になる社会が必要です。就労や雇用に関しても、平等に力を発揮できるような、女性も経済的な地位をしっかりと高めて社会的な地位も安定させてというのが必要だと思っています。生徒には人権の啓発という意味では有効な教育だと思っています。

● NPO 法人さんかくナビ 事務局長糸山智栄氏より「インターネット掲示板を通してみてきたもの」

デートDVという問題を社会的に知ってほしいという思いから、弁護士、思春期クリニックの医師、民間シェルターの運営者、女性相談員などをメンバーにした、「デートDV防止プロジェクト・おかやま」を作り、岡山県とのつながりで内閣府の調査研究事業の一環として、意識調査とインターネットを使つての「恋する二人のまじめな相談」という、恋愛相談のようなタイトルの掲示板をスタートしました。相談者本位の安全な掲示板にするため、具体的な名前や地名、アドレスは削除し、掲示板の管理人を置いていやがらせなどの書き込みは削除したり、「発言を消してもらえませんか」と警告したりする場合があります。日々の運用はプロバイダーの契約料だけで費用はそれほどかかりませんが、啓発資材等が必要なので、日本財団などからの助成や、岡山県の県民局との協働事業としてやってきました。

今日、紹介するのは、2月に6回スレッドを立てて163回やり取りをした、ある若い女性の

ケースです。一ヶ月ほど同棲していた相手から、束縛、携帯チェック、財布の没収、仕事を辞めさせるなどのDVがあり、別れることはできたが、セックスのためだけに月に2回会うことを約束させられ、その後4～5年たつ状況でした。パープルダイヤルの情報提供もしましたが、掲示板での相談を希望され、やり取りを続けました。「自由に動ける?」「脅しはある?」「相談と一緒にしてくれる人はいる?」などを、私からは聞いていました。強姦事件になる話なので、事件として弁護士さんからも書き込んでもらい、一般の人からは「ずっと読んでいます」「応援しています」という書き込みもありました。彼女はパープルダイヤルにも電話ができ、警察にもつながっていききました。しかし相手と会う約束の日が近づいてくると、「相手からの電話に出なくてもいいのか」「メールがきたら返信しなくていいのか」と何度も書き込まれたので、弁護士さんのアドバイス通り「ここは拒絶の意思をはっきりとっておかないといけない」と伝え、その日は31回やりとりをしました。その日を乗り越えたら、今度は「仲直りしよう」と相手は優しい口調に変わったので、「それには乗るな」と伝え、彼女の裸の写真が相手から送られてきた際には「それは証拠となる」と書き込み、私たちは支えました。警察で傷ついた時も「警察が言っている本当の意味はこういう事だよ」と弁護士さんが解説してくれました。彼女はその後相手と離れていくために、アドレスを変え、電話番号も変えていくことができました。インターネットの掲示板は匿名なので、最初から踏み込んだ相談が可能です。相談が時系列で記録されていくので、自分で読み返して確認をしてくこともできます。同時に複数の支援者が状況を共有しながら対応もできます。束縛されていると空いた時間にしか動けないので、その

点でも役立つと思います。

被害者がだれかに相談ができる環境や、周囲の人も被害者の様子で異変に気づくきっかけを作っていくことが今後できることではないかと思っています。

● NPO 法人レジリエンス 中島幸子氏より 「海外での取り組みについて」

アメリカでも日本でも若い人たちは携帯を持ち、最近では様々な機能が付いたスマートフォンも増えてきています。デートDVの啓発はポスターやパンフレットより、デジタル化にしていく必要を感じています。

例えば、iPhoneのLove Is Not Abuse(愛は虐待や暴力ではない)というアプリは、本人だけでなく親や周囲の人も有効なデートDVの基本的な情報を得ることができます。ダウンロード後に登録を行うといきなり「今誰という?すぐに教えろ」「facebookになんで男の名前が入ってるんだ。すぐに消さないなら、すぐこっちで入って消すぞ」などのメールが5通ほど届きます。デートDVを体験するアプリの一部だと分かっているにもかかわらず、衝撃的です。周囲の人が被害者の状況を理解するのに役立ちます。このアプリはアメリカでしか入手できず、日本のiTunesストアからダウンロードはできません。

アメリカの副大統領は、「デートDVや性暴力について取り組んでいかなくてはならない」との「1 is 2 many(1人でも被害にあう人がいてはならない)」という演説で「レイプはレイプでしかありません。女性がNOと言ったらそれはNOです」と宣言しました。そのような映像が流れることは大きなメッセージになります。
(<http://www.whitehouse.gov/1is2many>)

アメリカ政府が今年、Apps Against Abuse という、暴力に対抗するアプリを作ろうというキャンペーンを行った結果、Circle Of 6 というアプリが選ばれました。

(<http://appsagainstabuse.challenge.gov/submissions/4900-circle-of-6>) 友達5人を事前に登録しておき、緊急状態になったとき中央のボタンを押すと、車と電話とチャットの3つのアイコンが出てくるようになっています。車のボタンを押すと「とにかく迎えにきてほしい」とのメッセージとGPS情報が、5人の登録メンバーに届けられ、電話のアイコンを選ぶと、「今電話をかけてくれたら、少し状況が変わるかもしれない」というメッセージが送られます。チャットのアイコンを選ぶと「私は何らかの情報を必要としていますから、連絡下さい」というメッセージが送られます。緊急時に2つのステップで誰かと簡単につながることができるのです。日本はこのような技術が進んでいる国ですから、デートDV予防啓発のアプリの開発を進めてほしいと思います。

RAINN (<http://www.rainn.org/>)というレイプや性虐待についての情報がよくあるサイトや、Love Is Respect (愛は尊重です)などのサイトではデートDVの情報が載っています。今年の6月に出たデートDVの調査には、Liz Claiborneというアメリカの有名な婦人服メーカーが政府とタイアップしています。協力の上開発したインタラクティブなデートDVのトレーニングのサイトもあります。(<http://www.vetoviolence.org/datingmatters/#>) 説明がスライドや映像で流れ、所々にあるクイズに正解しないと最後まで進めません。1時間ほどのトレーニングを受けた後は、修了書もプリントアウトできる仕組みですし、このサイトから他の情報サイトに飛ぶこともできます。

首を絞められた経験のあるDV被害者は、その経験がない人より8倍もその後殺害される可能性が高くなるということも踏まえたMOSAIC (www.mosaicmethod.com) というリスクアセスメントのサイトもあります。

リストカットなどのカッティング行為の対応については、周囲の人がそのカッティング行為をむやみに止めることは危険かもしれない反面、カッティングがずっと続いていくと亡くなるリスクも上がるので非常に難しいと思います。

また身体的暴力、性暴力、ストーカー行為の3つを行う加害者には非常に高い危険性があります。

脳とトラウマの関係には、出来事の流れなどの情報を記憶として管理する機能を持つ海馬や、危険を察知し一瞬にして危険を体全体に伝える機能があるアミグダラが関係しています。トラウマを経験するとアミグダラが反応し、ストレスホルモンによって海馬の機能は低下します。アミグダラは出来事は記憶できず、感覚と感情しか記憶できないため、トラウマを伴う出来事の出来事自体の記憶は乏しく、恐怖感などの感覚的な記憶だけが残ることが多くあります。この仕組みにより、被害者は法廷などで出来事を思い出すことが出来ず、発言に信ぴょう性がないとみなされてしまうことがあるので、トラウマに関する記憶について特に司法関係者はもっと理解をしていく必要があります。トラウマの記憶の8割は体に残るとなると、体はトラウマを記憶していて体に残る記憶が刺激されると、アミグダラが刺激され、フラッシュバックが起きたりします。このような機能について被害者が理解をしていくことによって、混乱を収めていくことが出来ます。

● NPO 法人レジリエンス 西山さつき氏より
「デート DV 予防啓発活動を通してみてきたもの」

デート DV 予防啓発活動は、デート DV だけではなくいじめや虐待パワハラなどについても考えるきっかけとなっています。子どもはとても柔軟に様々な角度から話を聞いていることがアンケートなどから見えてきます。

伝えていることは、暴力を使わないコミュニケーションやお互いを尊重することの重要性、心の傷つきの手当てについてなど人権に関することになります。中学高校では、デート DV 予防とすると講演の開催が難しくなる学校も、人権となると開催が可能になることもあります。ある高校での講演の後、1人の男子生徒が「もしその子が DV 家庭で育ったら、その子は加害者になるのですか?」と質問をしました。もしかしたら彼の家が DV 家庭なのかもしれません。私は彼に「今日お話ししたような健全なコミュニケーションの方法などを得て、モデルとなるような大人を探して、良い情報を得てそれを取り入れて生きていこうという決心をして取り組んでいったら、暴力を使わない良い人生を選べます」と伝えました。生徒の感想の中には「親の間で起きている DV は子どもには全く責任がないと聞いて安心しました」との内容がよくあります。デート DV 予防活動は、予防だけでなく DV 家庭の子どもへの介入の意味も大きいと考えるようになってきました。

東京都はデート DV の活動をととても行いにくい都市ですが、都ではなく区の単位では動けることが分かってきました。今年度、都内某区の教育委員会の方がデート DV 予防活動に関心をもたれ、その区のほとんどの中学でデート DV 予防啓発の講演が行われました。教育委員会の力は大きいです。

中学は高校より、真面目に耳を傾けてくれます。また吸収もよいように思います。まだ恋愛前の子もいるので、時期としてもとても良いと思います。

レジリエンスの新しい体験型ワーク「ストーリーで考えるデート DV」では、デート DV 被害者女性のストーリーを読んで、被害者の立場に立ち、3つのステーションで様々な体験をします。「友達ステーション」と「電話相談ステーション」では相談するプレッシャーを体験します。相手の反応に傷つくこともあれば、電話相談では安心が出来るかもしれません。「病院ステーション」では、産婦人科の問診票を経験し、緊急ピルなどの情報を得ます。

緊急避妊ピルを私たちは推奨している訳では決してありませんが、その情報を持っていることは役立つこともあるのです。その子自身に、もしくは友達にということもあると思います。デート DV の被害者の立場になり体験するワークは、被害者の状況を把握でき、身近で起きている DV に対して対応する力をつけることになります。

これらのワークショップの教材やパワーポイントのファイルを全部お渡しするファシリテーター養成講座(デート DV 版)の開催を今年度から始めました。デート DV 啓発活動に多くの人に関わるようになり、より多くの若い人たちに情報を広める機会を増やしていきたいと思っています。



議員フォーラム

DV 被害、性暴力被害女性の支援には国の施策が大きく関わる。国政、地方政治に携わる女性議員と参加者が語り合うフォーラムとしたい。

仙台第一生命タワービル11F C 会議室

担当団体

NPO 法人全国女性シェルターネット事務局

協力団体

NPO 法人ハーティ仙台

司 会

遠藤 智子 (NPO 法人全国女性シェルターネット事務局)

発題者

参議院議員 岡崎 トミ子 (民主党)
参議院議員 山本 かなえ (公明党)
参議院議員 紙 智子 (日本共産党)
宮城県会議員 ゆさ みゆき (民主党)
元仙台市議会議員 福島 かずえ (日本共産党)

メッセージ参加

参議院議員 福島 瑞穂 (社民党)
参議院議員 猪口 邦子 (自由民主党)

流れ・時間配分

- ・はじめに 5分
- ・岡崎議員、山本議員、紙議員から DV 法設立及び現況問題点などの発言を各10分～15分
- ・ゆさ議員、福島元議員から震災後の仙台・宮城における現状について発言
- ・近藤共同代表からパープルダイヤルから見てきたものの報告及び DV 法第三次改正に関する提言
- ・メッセージ参加の発言披露
- ・提言を受けて各議員からの発言
- ・会場発言
- ・性暴力禁止法に関する現況報告と提言(会場発言)
- ・各議員からの総括的な発言

内 容

当初予定されていた会場が手狭だったが参加希望者が多く、急遽本会場から徒歩5分の別会場(第一生命タワービル11階会議室)を確保して開催することとなりました。当日、整理券に

よる追加申し込み枠を設けて100名近くの方にご参加いただくことができたが、それに伴う若干の混乱があったことをお詫びいたします。

また、本年3月11日に東日本大震災が国土を襲い、多くのご親族や知人友人が亡くなられ、今もなおつらい日々を送っておられる方々に、心よりお見舞い申し上げます。

今年は2001年に「DV防止法」が制定され10年という節目にあり、過去2回(第1回改正2004年、第2回改正2007年)に及ぶ法改正が行われた今、被害者支援はどうなっているのか検証するに、広い視点では法律ができたということについて理解できるものの、本当の意味のDV被害者支援にかかわる現場の状況や問題点はまだまだ「地を這うような草の根の活動」が主で、情熱を持った支援者が無償・また薄給でエネルギーを注いでいるのが現状であり課題山積であります。

全国女性シェルターネットとしては2009年11月に「DV防止法」第3次の改正に向けて国会

に要望をしてまいりましたが、前回までのような「共生社会に関する調査会」がなく DV にかかわる国会議員の審議の場がもたれることなく現在にいたっているのが大きな問題と捉えます。

そのような中での仙台シンポジウムにおける議員フォーラム開催は、たいへん意義あることと思います。

以下にご発言いただいたご意見の概要のみ掲載しました。

岡崎参議院議員

DV 法成立に当たっては当事者の方々、それを支える支援者の力が大きく関わっていた。1998年8月に参議院共生社会調査会が発足し、2001年の成立となった。改正にあたっても全国女性シェルターネットのみなさんの力は大きかった。行政課題としてもしっかりと位置付けてこられた。援助ケースも増えてきている。(更に今回の災害後の支援について、光を注ぐ交付金について、配暴センターの設置状況についてなど話された。)

第三次法改正については、制度の運営の両面について、実態に即して取り組みを強化していくよう更に政治を動かし法改正に向けて頑張りたい。

山本参議院議員

まずこの度の東日本大震災における全国シェルターネットの皆様が、日頃の強固なネットワークを生かしてフル活動して頂いておりますことに對し、心より厚く御礼申し上げます。

さて、この10年間、大森礼子議員の後を受け継いで第一次、第二次 DV 法改正に携わってきた。

我が党は、2010年の参議院選挙で「新しい福祉」という考え方を打ち出した。現在、社会の変化に伴う新たな不安が増大している。この不安には従来の社会保障・福祉の枠では対応できない。それ故、社会の変化に伴う広い意味での「新しい福祉」を構築しよう、そしてその中の柱の一つとして深刻化する DV を挙げ、我が党のマニフェストに第三次改正をやると明記している。是非、与党に音頭をとって頂いて、検討の受け皿を作って頂き、各党で議論したい。

DV に関する取組を進める上で、一番重要なのは国と地方のネットワークだ。いくら国が立法しても、それをしっかり地方自治体が受け取れなければことは進まない。第三次改正に向けて、この3月に内閣府が行った調査を元に、都道府県と市区町村の役割分担についても明確化していきたい。

我が党の強みは地方議員の数が多いことだ。DV についての取組も国・地方とのネットワークをフル活用し、今まで以上に充実していきたい。(地方議員と連携して実現した光交付金の実際の活用などについて話した。)

紙参議院議員

DV 法は作っただけではなくて実際に運用してみてもどうだったかを見直して、2回にわたって改正してきたのが画期的な法制度だった。実際に調査に入らせてもらったとき、顔の形が変わるほど殴られていると聞き、なんで被害者が逃げなくてはいけないのか、何とも理不尽で何とかしたいという思いを強くしていた。

やればやるほどまだまだ課題は山積している。法改正は必要。恋人間の DV の問題、民間シェルターの運営費を出す仕組みの問題、保護命令の制度の問題、教育の問題、自立支援政策

の位置づけの問題、母子家庭の貧困の問題などについて話された。

ゆさ宮城県議会議員

31歳で議員になり現在5期目。2児の出産の経験を通じ「議員の産休制度を求め」産休ネットを立ち上げ、議員の欠席理由に、「出産」が明記される。超党派の国会議員、自治体議員の女性議員みなさんに大きなお力を頂いた。

現在宮城県において、DV相談件数は増えている。県のシェルターは設置義務だが、仙台市にはない。DV法に自治体への義務規定を付けて体制を整えていくことが必要だ。DV、暴力の根絶というのは人権の問題。宮城県では全圏域でヒアリングを行い県民参加のもと、議員提案として平成13年に宮城県男女共同参画推進条例制定。

現在策定中の「第二次DV防止基本計画」では、
・東日本大震災の被災地の仮設住宅に隣接される、サポートセンター50ヶ所と連携し、DV等について各相談機関との連携。
・「DV被害者支援共通シート」により相談時の被害者の負担の軽減及び公的支援手続き一元化を明記。

今後すべての高校でデートDVの人権教育をしてほしい。児童虐待とDVは表裏一体。一体化した方針を出し、包括的な法改正、相談体制の強化、心理職配置、一時保護の同伴する子どもの学習保障、働く場所の確保、民生委員の拡充などが必要である。

福島元仙台市会議員

8月まで5期20年市会議員を務めてきたが、県議に出て31票差で負けてしまった。引き続

きみなさんと政治に声を届けていきたい。

仙台市DV防止基本計画を配布、説明した。デートDV防止、DV、性暴力防止のパンフレットを仙台市では民間団体の協力を得て学校に配ってきた。

市民の意識調査をすると配暴センターの認知度が低い。仙台市にはまだないが、つくろうとしている。法律改正で必置義務にするなど、自治体の努力を後押しするような国の支援が必要。義務化は欠かせない。

被災後、仙台ではプレハブ仮設の5倍以上の被災者が、民間借り上げ仮設住宅に住んでおり、町の中にバラバラに潜在している。DV被害が一層見えづらく、妻は地域や仲間を失い、孤立している。市としてどう支援していくかが、大きな課題。全国の皆さんの協力もお願いしたい。住民を救い、守ることができるのは、基礎自治体である市町村だと震災時に痛感した。国は市町村が動きやすいように法改正して欲しい。

文書参加議員のメッセージ披露

猪口邦子参議院議員（自由民主党）

福島瑞穂参議院議員（社民党党首）

近藤共同代表

本年、2/8～3/27、内閣府が初めて取り組んだDV・性暴力相談パープルダイヤル（24時間フリーダイヤル）の集計結果から見えてきたものについて話したい。

長きにわたって呻吟してきた相談の多さ、二次被害の多さ、潜在化されている性暴力被害の深刻さ、そしてそのリファーマー先がないことなどから、DV法の抜本的な見直しと性暴力禁止法の必要性を確信した。（詳細は「A-5分科会の報告」をご参照ください。）

全国女性シェルターネットとして、「DV 防止法」第三次改正に向け基本的要望骨子として、

- ① 「配偶者」を「配偶者等」として法律の対象をデート DV やセクシュアル・マイノリティまで拡大すること。
- ② 暴力の定義を「身体に対する不法な攻撃」を「心身に対する不法な攻撃」としてひどい精神的暴力を含むこと。
- ③ 基本計画等作成の義務化。都道府県だけではなく地方公共団体にも。
- ④ 配暴センター設置を地方公共団体にも義務化し、予算の配分をきちとつづける。
- ⑤ 配暴センターの民間委託をもう少し広げていただく。DV 相談が増えているのに一時保護が減っている現状はおかしい。
- ⑥ 「指導」から「援助」へ。業務の理念の変更。
- ⑦ 職務関係者の通報義務を医療関係者だけでなく、教育、司法、児相関係者に広げる。
- ⑧ 警察官の積極的介入策。
- ⑨ DV 罪の新設
- ⑩ 保護命令制度の拡充（緊急保護命令制度を作る、再延長手続きの見直し）
- ⑪ 面接交流センターの設置
- ⑫ 公教育における暴力根絶・予防教育の義務化
- ⑬ 民間団体に対する財政支援措置

ワーク」からの現況報告と提言もありました。

最後に1～2分ずつ5人の参加議員から一言コメントをいただいて終了となりました。

これらの提案を受けて、3人の国会議員からそれぞれのお立場による解説と提言があり、みなさん、具体的に動いていきたいというところでは共通していました。（詳細は割愛します。）

会場からの質問では、議員、日々現場で動いている支援者数名、カウンセラー、セクシャルマイノリティ支援ネット、障害女性チーム、大学教員（審議委員）などからの質問、報告、提言があり、また、「性暴力禁止法を作ろうネット



DV の中の子どもの救出と回復

6F ギャラリーホール

担当団体

NPO 法人ハーティ仙台

司 会

やはた えつこ (NPO 法人 ハーティ仙台 代表)

発題者

岩城 利充 (大崎市民病院小児科医師)

沼崎 一郎 (東北大学大学院教授)

佐野 優 (こもれび代表)

(社会的養護の当事者参加民間グループ☆こもれび)

流れ・時間配分

進行は、まず4人がそれぞれ20分前後で話し、補足コメントをした。

その後休憩時間に会場から質問を紙に書いていただいた。後半は、会場の質問に対して4人がそれぞれ答えた。最後に、沼崎さんがまとめて終わった。

内 容

沼崎さんは、DV の子どもに対する影響を、パワーポイントを使って明確に説明した。主な内容としてはDV と児童虐待は表裏一体であること。「すべての DV は児童虐待。すべての児童虐待の陰に DV あり」である。

そして、子どもへの悪影響、年齢別影響とジェンダー差、子どもの心身の健全な発達を阻害し、大切な人間関係を壊す、普段からの父親の態度が問題、権威主義、無関心、無責任、コントロールがたくみ、家族を分断し、特定の子どもを犠牲にすることもある、DV の手本となる、DV 加害者は百害あって一利なし、暴力を選ぶ父親は不要、救出・保護、安易に帰さない事、いい加減な再統合の幻想は捨てる事、などの重要

性について、説明があった。いい加減な再統合では子どもが殺されている。真の意味の再統合とは、子どもが、親のしたことを理解して、「父親はこんな人、母親はこんな人なのだ、でも私は、こうして生きていく」と自分を大事に生きる事、それを納得することが、本来の再統合の意味、別に一緒に住む事ではない、と語った。そして「ランディ・バンクロフト氏が答えるQ&A」という本より「子どもにとって必要なのは、暴力的父親ではなく、非暴力的な母親である。」と紹介。沼崎さんは、加えて「非暴力的な男性の見本もいて欲しい。必ずしも父である必要はない。」と語った。また、「離別後の子どもとDV 父親との面会については、母親の安全、子どもの意見などが一番尊重されるべき、母子の関係を壊さない事」と、子どもへの面会の条件などを紹介した。

次に、“こもれび” 代表の佐野優さんより話があった。

昨日から参加して基調講演を聞いた。女性支援している人々の行動力に度肝を抜かれた思いだ。正直、性虐待の話はきつかった。

自分は3年前より“こもれび”の活動をしている。児童養護施設の子ども、少年院の子ども、施設を卒業して寄り添いが必要な子どもを励ます活動をしている。また、養護施設を多くの人に知ってもらえるように、当事者としての発信をしている。“こもれび”の活動記録集や支援カンパのための手作り品を、会場で回し紹介した。現在は6歳(小1)の子どもの母親で25歳であると自己紹介した。3歳で両親が離婚、親権は父親。弟と親族の中をたらいまわしにされた。小3で父親と暮らした。父親は自営業でネグレクトされた。夏でも1週間も同じ服を着ていたりしていた。なにが普通なのか…が分らなかった。勉強スポーツが得意な弟と比較され差別された。「なんで生まれてきた。いなくていい」と言われ、殴る蹴るの身体的暴力を受け、頭から血を流して学校にいったこともある。母親とは月に1回、面会はあった。小5で父親が糖尿病で倒れ、母親と暮らす事になった。そこにいた母親の再婚相手に児童性虐待(強姦)を受け続けた。「母親に話したら、お前たちは行くところなくなる」と脅された。男の性虐待行動はエスカレートしていった。自分が悪いのかなと感じていた。小6で病気の父親に打ち明けた。母親にも言った。しかし否定された。お前が誘ったのではないか、コミュニケーションではないか…と言われた。学校ではいじめを行った。「なんでいじめをするんだ」と聞かれたが、「なにかあったのか」と誰も聞いてくれなかった。私は気が付いて欲しかった。自分で「これでは自分が壊れる」と思い、自ら養護施設に行くことを望み、保護された。施設は15歳で卒業して社会に出た。劣悪な環境だった。自己肯定できず、頼る大人がいなかった。さみしくて、出会い系サイトにのめり込み不良たちと付きあった。そして、壮絶な性暴力や、デートDVにもあった。

やがて妊娠し、結婚して母親になった「今でも“やつ”を殺したいと思う。自分が、汚れた、穢れたと感じる時がある。“こもれび”の活動をして、自分のような体験にあっている子が結構いることが分かった。非常に傷つきやすく、殻にこもりやすい。まわりの人に理解されにくい。私は、できるだけ小さな時に、早くおとなに気づいて欲しかった、助けて欲しかった。だから自分の体験を話し、励ます活動を続けている。」と話した。

岩城さんは、小児科医としてDV、児童虐待にどうかかわってきたのか、現状と課題について話した。岐阜県において児童虐待に取り組み、ネットワークを築いてきた。宮城に赴任し、児童虐待の取り組みの遅れの深刻さに直面した。県に提言書を提出した、その時、八幡と知り合いDVを知った。宮城県の北部の中規模総合病院である大崎市民病院での取り組みにつて話した。行政に働きかけ、病院・地域に呼びかけ、研修会を重ねてきた。平成22年度には、県の北部地区の児童相談所で児童虐待の相談受理数は174件、そのうち33件が警察からの通報で、虐待の背景には、確実にDVがあった。大崎地域の要保護児童について、定期的に児童虐待関係者の検討会議が持たれるが、22年度に、検討した児童は210名。23年10月現在の要保護対象児童160名。そのうちDVが明白なのは9名。1名は他県より逃げてきた。2名は離婚。6名は同居のまま。赴任後4年半の間に、病院の小児科での児童虐待ケースは23名。そのうち6名はDV関連。離婚になったのは2名。夫婦カウンセリング中は1名。同居のままだが3名。DV以外の児童虐待は、他には、アルコール依存の母兄、祖母からの虐待などがある。実情は、DVはもっと埋もれていると考えている。

DV 事例の3件について説明があった。

- ① 児童虐待、小5。子どもに小児心身症状。まつ毛を抜く。父親より DV と児童への心理的虐待があった。ハーティ仙台を紹介した。やがて学校の教師と母親が来た。すでに、子どもは解離症状をおこし、母親には外傷があった。すぐ治療と証拠保全した。その後別居し、子どもの改善は見られている。しかし、夫婦がやり直したいということで、男性の暴力に取り組む場所を紹介した、今後がどうなるかは未知数。
- ② 5歳児幼稚園児。ストレス性の胸部痛。ハーティ仙台紹介。その後、子どもをつれ離婚。
- ③ 6歳男子、性器の外傷。父親よりの暴力。上腕骨折の痕跡もある。第一子妊娠中より DV。児童相談所に通報。女兒が生まれたときに「こいつと最初にやるのは俺だ」と発言している。一度、母子支援施設に入所したが、残した子どもを思い戻っている。児童相談所に連絡したが、証拠がないので介入できずと言われた。現在も DV 男性と同居している。非常に無力感を感じたケース。

病院としての取り組みは、救急病棟のトイレにハーティ仙台のパンフレットを常設している。院内研修を毎年継続している。看護師から DV ケースが出るようになった。講演を聞いて、対応がわかったといわれた。市民公開講座として、児童虐待 (DV を含む) のシンポジウムを継続開催している。救急救命士の院内実習では DV の講義を必須で入れる。院外での児童虐待の講演の時には、DV の講義、パンフの配布を励行している。のちに聴取者の中より、DV 被害を訴える手紙相談が来た。あらゆる機会に DV のことを啓発してゆくことは重要だと思う。アルコール依存、機能不全家族の自助グルー

プに通ってみた。児童虐待、ネグレクトの中で育った大人たちだった。DV をおこなっている男性たちもいた。DV 防止のために取り組むべき課題は、長期的には、児童虐待防止支援として子育て支援。中期的には、小中高生にエンパワーしながらのわかりやすい人権教育。幼稚園・保育園の段階で、DV 被害の子と遊んであげて欲しい。この効果は、東大教育学部の大学院生が研究し発表している。短期的には DV 被害者への素早い支援。これはシンポに集っている皆さんがスキルをもっている、と話した。

やはたは、幼児期から大人までに行っている性教育のダイジェスト講義をおこなった。性器や性交がいやらしいのではなく、性暴力がいやしく、犯罪である事、幼児期でも、紙芝居、パンフレット、絵本、ロールプレイで伝える事が可能であることを実践して伝え、性教育の中で人権・人格権の教育ができる事を伝えた。

性のトラブルには、①望まない妊娠、②性感染症、③性暴力がある、それには、①避妊 (コンドーム・IUD・ピル) ②感染予防 (コンドーム)、③性暴力加害者にならない、被害を予防する、被害にあったらどうするか知る、がポイントになる。性にはマナーとルールがある。性のルールには罰則をとまなう法律があり、犯罪として裁かれるべきである。また自分をまもるためには NO / GO / TELL、プライベートゾーン、グッドタッチ・バッドタッチの概念。中でも“GO”の「逃げる!」が一番教えたい事である。それは、決してなき寝入りすることではない。「性暴力という人権侵害には、医者、弁護士、警察官などのプロにつながる事が大事。三者の支援を受け、弁護士に代理人になってもらって戦ってもらう事ができる。これが非暴力的な人権回復の手段」このようなことは、小学生にも伝える

事ができると手法を紹介した。また埋もれている被害児童のために義務教育の時にできるだけ早く、パンフレットですべての子に伝える事が大事だと話した。そして、仙台市の予算で、長年、小中高校大学の学校現場で子どもに配布している5種のパンフレットを紹介した。

優さんから、やはたの講義に「私はそのような教育を受けなかった、犯罪だと知っていたらもっと早く児童虐待・性暴力から逃げだした。避妊の事も、義務教育の中でIUDもピルも教えてもらわなかった。」と感想がでた。さらに、「虐待を受けても、親の事をダメな人間だと言われると腹が立つ。親はひどいことをしたけど、自分の一部でもあるから」と切実な気持ちも話された。養護施設を出て、さまよった時期の苛酷な被害体験の告白もあった。会場の多くの支援者は、息をのみ、胸が締め付けられるような思いをしたようだった。さらに、自分も子どもを産んでから、実母に急接近した。しかし「再婚相手の自分の娘への性暴力についてどう思ったのか」と、彼女が母親に質問したら、反対に攻撃を受けた。「母親は自分を守ってくれる人ではないと身に沁み離れた。」という辛い体験も語ってくれた。沼崎さん、岩城さんより、優さんに「よく生き抜いてきた、あなたは、とても聡明な力のある人だ」と感想と励ましがあつた。

10分の休憩には、たくさんの質問がよせられた。その一部を紹介する。

岩城さんには「加害男性の治療の取り組み」について質問が集中した。仙台や、東京の取り組みが紹介された。「本当に治るのか」の質問には「まだ効果判定は出ていない」と回答があつた。やはたより、「加害男性もさまざまの程度の方がいる。また、さまざまの段階で、女性から加害者治療の取り組み情報を求められる」事

も説明した。更に「岩城さんは、紹介した加害男性のその後を、楽観はしていない、大いに危惧しています。母子離脱後に、暴力加害男性が矯正教育で立ち直り、養育費などしっかり支払えるようになるのは大事です」と補足した。

沼崎さんには、「加害男性は生きる価値がないのか」という質問が会場から投げかけられた。「生きる価値がない人はいない、だから私は死刑反対だ。DV加害者は妻や子どもの生きる権利を奪っていることに問題がある。DV・児童虐待においては、まず、被害者の救出が一番だ。津波災害で“つなみ てんでんこ”という言葉がクローズアップされた。まさに人ひとりが自分をまもり逃げなさいという点が同じだ。子どもを残して逃げる母親もあり、母親を残して子どもが逃げるのもありだ。まずひとりひとりが暴力から逃げるのが始まりだ。DV加害者がいる家族全体を救おうという幻想は、やめる事だ」と話した。

やはたには、「被害者の相談は女性がふさわしいか」という問いかけがあつた。「性暴力被害の入口は同性がよいと思うが、その後の支援の専門職は、(警察 医療、弁護士など)性別より共感力だと思う」と回答した。「仙台では、どうやってこのように小学からの性暴力予防の取り組みができたのか」には、「近道はなく、仲間と、行政と連携してコツコツとわかる人を増やしてきただけ」と答えた。「また性暴力の被害者グループと連携しようと思ってもうまくできない」という質問には、「仙台でも性暴力被害者の自助グループは、病院内での1件以外はない。なかなか難しい。私は縁あって、出会った人々と、個別に長く付き合っている。10年越しで付き合っている。そこで支援し、回復を確信できると、多くの不特定の人々に伝える力になる。その不特定の人々の中に被害者は必ずいる」と

答えた。

また「被虐待児は自分を守る訓練ができていない。だから優しい人にあうと自分をさらけだし過ぎる傾向がある。実際、見かけの優しさにも騙されやすい。そこに付けこまれ、DV 男性に騙されやすい。そして語った告白を、別れ際に脅迫の材料にもされている。皆様も、被虐待児に、プライバシーを保護することを教育してください」と話した。「自分も父親からの性虐待の体験がある、許せない」と告白も届いた。これには、やはたから「生涯許せなくて当たり前。カナダの性虐待サバイバーで、今やその支援の専門家になっている方も“許さない”そして同じ虐待にあった人にも“許す必要はない”と言い切っている」ことを伝えた。そして、その講演記録集を紹介した。

優さんには、共感と励ましのコメントがたくさん届いた。優さんから「ありがとう」と感謝の言葉があった。最後に沼崎さんから、「仙台市では、多様な NPO、関連行政の部署の人が有効に連携してきたと思う。知り合った人はどんどん利用してゆくのが、やはた流です。皆さんも地元で顔の見える関係を作りましょう」と結びがあり、おおきな拍手のもとに終了した。

(文責 ハーティ仙台 やはたえつこ)

〈分科会に関係した書籍・紙芝居の紹介〉

- ① 「なぜ男は暴力を選ぶのか」ドメスティック・バイオレンス理解の初歩」
沼崎一郎著
630円 かもがわブックレット
- ② 「DV にさらされる子どもたちー加害者としての親が家族機能に及ぼす影響」
ランディ・バンククロフト著
2,940円 金剛出版
- ③ 「ランディ・バンククロフト氏が答える Q&A ドメスティックバイオレンスの真実」
525円 NPO 法人レジリエンス発行
HP 参照ください。
- ④ 「大人になる前のジェンダー論」
八幡 悦子、浅野 富美枝 他共著
1,575円 はるか書房
第4章 性ってなんだろう、第6章 性のトラブルにどう対処するか (やはた担当)
- ⑤ DV 紙芝居「LOVE ? 物語」・デートレイプ&デート DV 紙芝居「性暴力はイヤ」
2組セット 18,000円
NPO 法人 ハーティ仙台発行
HP 参照ください。
- ⑥ 「許すのは私の役目ではない～性的虐待を生きのびて～」
リンダ・ハリィディ・サムナー講演報告集
500円
財横浜女性協会・横浜女性フォーラム発行

交流会

仙台市民会館展示室

第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ実行委員会 委員長 **八幡 悦子**

交流会はなんと400名を超える参加申し込みがありました。会場の都合でかなりの方のお申し込みをお断りせざるをえませんでした。申し訳なかったです。遠くの方が多く参加していただけたのかと思います。そのため運営スタッフはあらかじめおにぎりをおかじって臨みました。目標は参加者の皆様に十分に仙台の味覚を堪能していただきたい…でした。とにかく「十分に、お食事を」と、予算を積み上げました。私には、全然料理が見えませんでした。参加者の皆さまから「満足した」との声がありましたので、なんとかクリアできたかと思います。

大事な目標は「交流すること」です。あまりに多い参加者なので、舞台での発表は諦めました。参加団体の名簿を読み上げ挙手していただきました。全国津々浦々より、さまざまな分野から、ご参加いただいた事がわかっていただけたかと思います。郡山から参加の方が、「夜の参加者間交流会では、それぞれの活動の紹介や名刺交換、情報交換が遅くまでおこなわれた。この交流会が、これからの支援活動の連携には、大切な情報交換の場として貴重な出会いの場となったことを確信した。」とお便りに書いてくださったので、目的はなんとか果たせたかと思います。

次の目標、「楽しいインパクトのある思い出を作る」です。みやぎチャイルドラインさまより七夕飾りをお借りし飾りました。仙台七夕を写真にとっていただけたかと思います。更に参加型として、七夕おどりをみなさまに踊っていただきました。白石市のはたらく婦人会館さまより、素敵なピンクの半被を貸していただき楽しい雰囲気になれたと思います。DV根絶の替え歌で、会場の多くの方が七夕踊りを踊ってくださいました。ノッていただき、ありがとうございました。写真を紹介します。被災地支援物資も購入いただき、御礼申し上げます。

第14回全国シェルターシンポジウム2011in 仙台・みやぎ

共同アピール

2001年に当事者・支援者を中心とする女性たちの運動によって誕生した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)は、今年施行10年の節目を迎えました。

第一次・第二次の改正により、被害当事者の回復支援施策は少しずつ拡充されてきましたが、暴力根絶への道筋はいまだにけわしく、被害実態は深刻化の度合いを増すばかりです。

本年2月8日から3月27日まで、初めての国の事業として取り組まれた「DV・性暴力被害者のための全国ホットライン＝パープルダイヤル＝」には、実施期間中6万件を超えるアクセスがあり、国籍・年代を問わず潜在化させられていたDV・性暴力被害の実態が、あらためて掘り起こされることとなりました。

加えて、4月10日から全国女性シェルターネットが継続再開した「被災対応・DV・性暴力フリーダイヤル＝パープル・ホットライン＝」にも、現在10万件を超えるアクセスが数えられています。

パープルダイヤルとパープル・ホットラインを通じて明らかになったことは、封じ込まれてきたDV・性暴力被害のあまりにも深刻な実態と、被害の後遺症の苛酷さです。掘り起こされた被害実態は、この社会に必要とされている暴力根絶施策の課題を具体的に示しました。

理不尽な被害にあった直接的な打撃はもとより、職場を失い、地域から孤立し、家族や大切な人間関係を寸断されて、必要な医療も受けられないまま生活困窮等に苦しむ人々が、どこからも十分な支援の手を差し伸べられず放置されています。こうした被害当事者の姿は、東日本大震災による困難と直面するすべての被災者にも重なります。

10年を経過したDV防止法の抜本的改正を軸に、包括的な性暴力禁止法制の実現が緊急に求められています。

東日本大震災から身を起こす女性たちの希望とともに、暴力のない社会が創造されることを願い、私たちは以下の通り要望いたします。

- 一、私たちは、女性に対する暴力が根絶される社会の実現を目指し、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 一、私たちは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」の実効性ある抜本的な改正を求めます。
- 一、私たちは、「配偶者等暴力罪」の新設を求めます。
- 一、私たちは、国の基本方針に基づいた「被害者の立場にたった切れ目のない支援」を実現するため、国・都道府県・市区町村による DV 根絶事業の継続的な予算拡充を求めます。
- 一、当事者回復支援の主要な担い手である民間サポートグループに対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 一、私たちは、DV・性暴力犯罪被害者の人権救済システムの確立を求めます。
- 一、私たちは、医療機関をベースとする、DV・性暴力被害者回復支援センターの設置を求めます。

2011年11月20日

第14回全国シェルターシンポジウム2011in 仙台・みやぎ

参加者一同

ロゴマークにこめる思い

制作：三輪 陽子

DVの世界をジグソーパズルを使って表現したいと思いました。

地球は、男女のピースでしっかりと組み合わさっています。
微妙な色のピースは多様性を、大小は大人や子どもを表しています。

DVによって
調和が乱れると地球全体が崩れてハートの形にはなりません。

傷つき合った関係性では誰も尊重し合えず
ピースがうまく組み合わさっていかないからです。



DVの連鎖は次の世代にも引き継がれていき、子どもたちを苦しめていきます。
私たちの世界はあっという間に、ジグソーパズルのようにバラバラと崩れ落ちていくでしょう。

DVは決してあってはならないのです。

その重大さに気づき、
ひとりひとりが
「暴力は絶対にゆるさない！」と声を上げていく社会の実現を強く願って、このマークをつくりました。

第14回 全国シェルターシンポジウム2011

in 仙台・
みやぎ

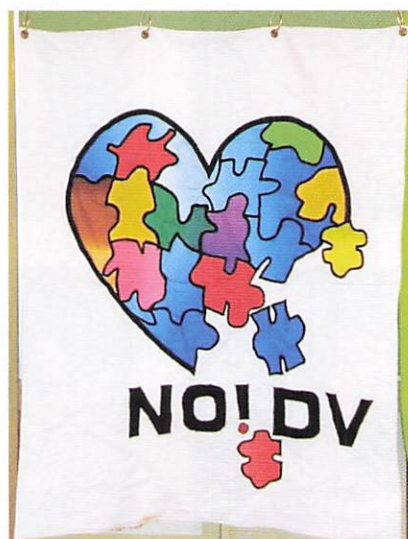
2011年11月19日・20日



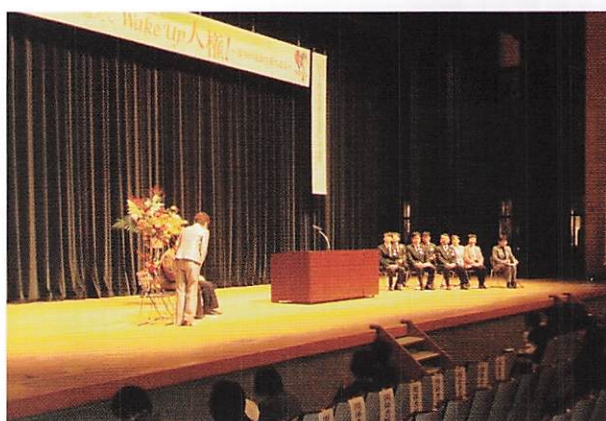
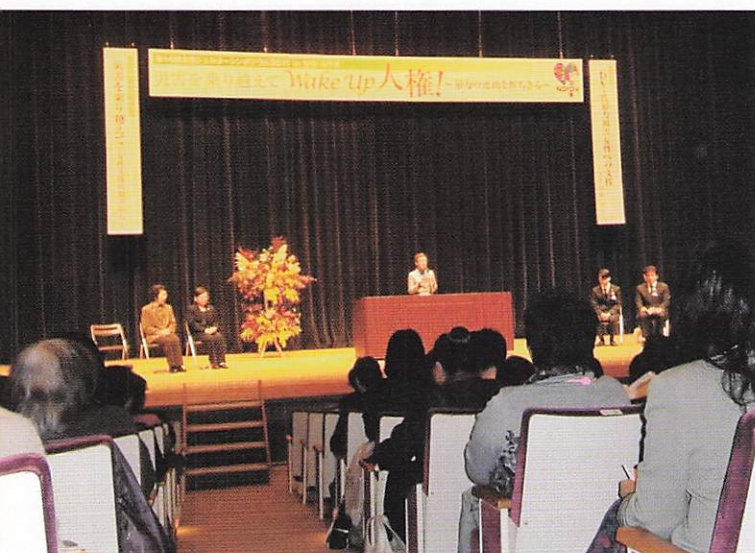
ようこそ仙台へ

初日

会場：仙台市民会館



開会セレモニー





加藤 治子氏

基調講演



性暴力とは

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力

1. レイプ・強制わいせつなどの性暴力
2. 子どもへの性虐待
3. DVとしての性暴力

これらは、「被害者である女性の性主体性により、人間としての尊厳を脅かす」という意味で、同意のものでもある。ただ、被害者と加害者との関係性が異なるだけである。

パネルディスカッション



正井 礼子氏



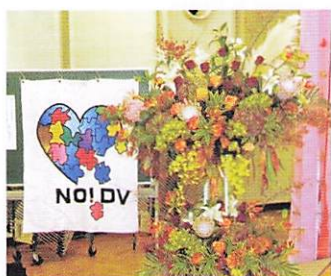
八幡 悦子氏



宮地 尚子氏

交流会

会場：市民会館展示室



販売ブース、受付、クローク



2日目 分科会

会場：エル・パーク仙台



エル・パーク仙台 展示ブース、販売ブース



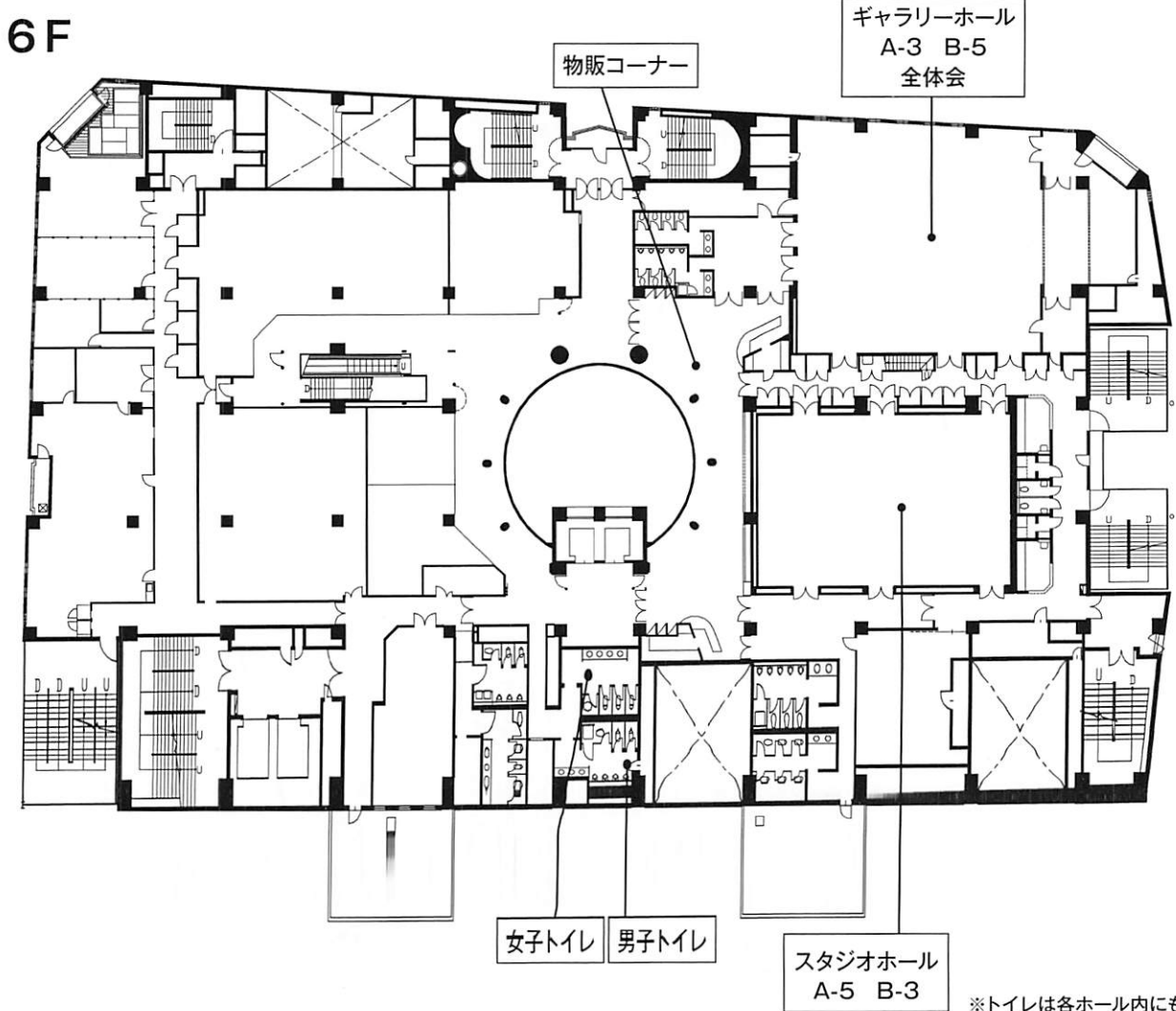
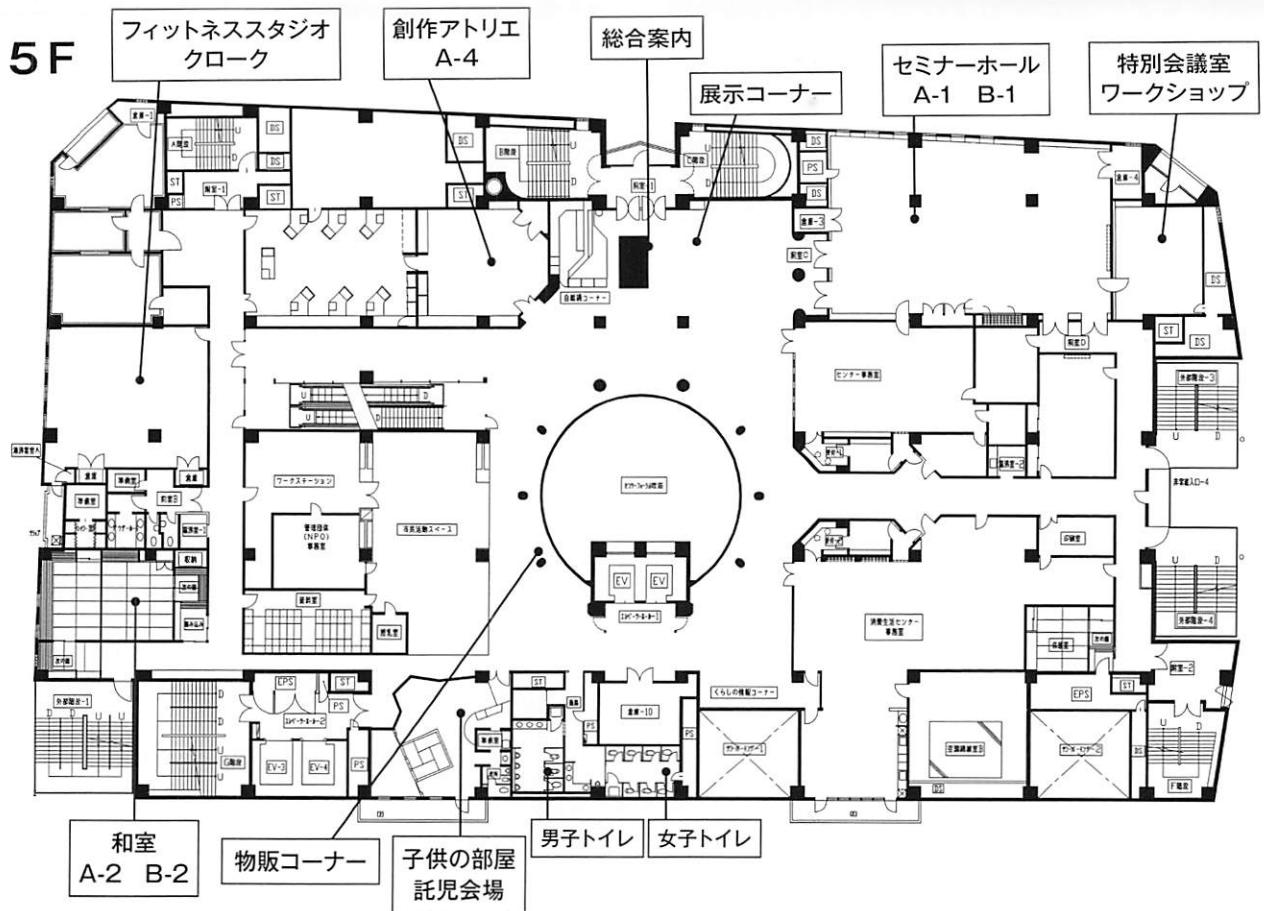


全体会 ボランティアのみなさん

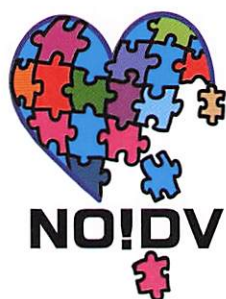


分科会会場案内

B-4 議員フォーラムは別会場になります。



※トイレは各ホール内にもございます。



第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ

発行：第14回全国シェルターシンポジウム2011 in 仙台・みやぎ 実行委員会

TEL / FAX 022-274-1885 (NPO 法人ハーティ仙台内)